

第2章 環境の現状

本章では、市内を流れる河川の水質や大気汚染の状況、騒音など環境調査の結果をもとに、環境の現状を報告するものです。

概要は、次のとおりです。

○河川の水質は、大井川をはじめとする主要な河川は良好な状態が保たれています。

また、生活排水の影響を受けやすい中小河川についても良好な状態でした。

○大気の様子は概ね良好であり、市内で測定している二酸化硫黄*、二酸化窒素*及び浮遊粒子状物質*は、環境基準を下回っています。

また、酸性雨についても、毎年雨季の時期を監視期間としpH測定を行っています。

結果はpHの値が低く酸性傾向にありますが、酸性雨に伴う被害等の報告はありませんでした。

○交通騒音は6か所で測定を実施し、全てで環境基準を達成しています。

○環境放射能については、静岡県と中部電力(株)が測定を行っております。平成28年7月の浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定の締結により、これまでの測定対象に加え、土壌と上水の環境放射能の測定が行われており、これらのデータ結果は静岡県環境放射能監視センターのホームページで公表されています。

○市民から寄せられた公害苦情件数は31件で、野焼き及び騒音に関する苦情が大半を占めています。

1 水

市内を流れる河川は、下表のように大きく4つの水系に分けられ、各水系は最終的に、菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外は全て駿河湾に流れ込んでいます。これらの河川は、大井川や菊川といった一級河川を中心にそれぞれ有機的に関係を持ちながら、市街地や平野部を網の目のようにして流れています。

このため水辺との関わりは県下でもトップレベルにあり、私たちの生活に欠かすことができないものとなっています。

特に大井川流域では、地下40～65mの大井川扇状地が帯水層*となっており、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

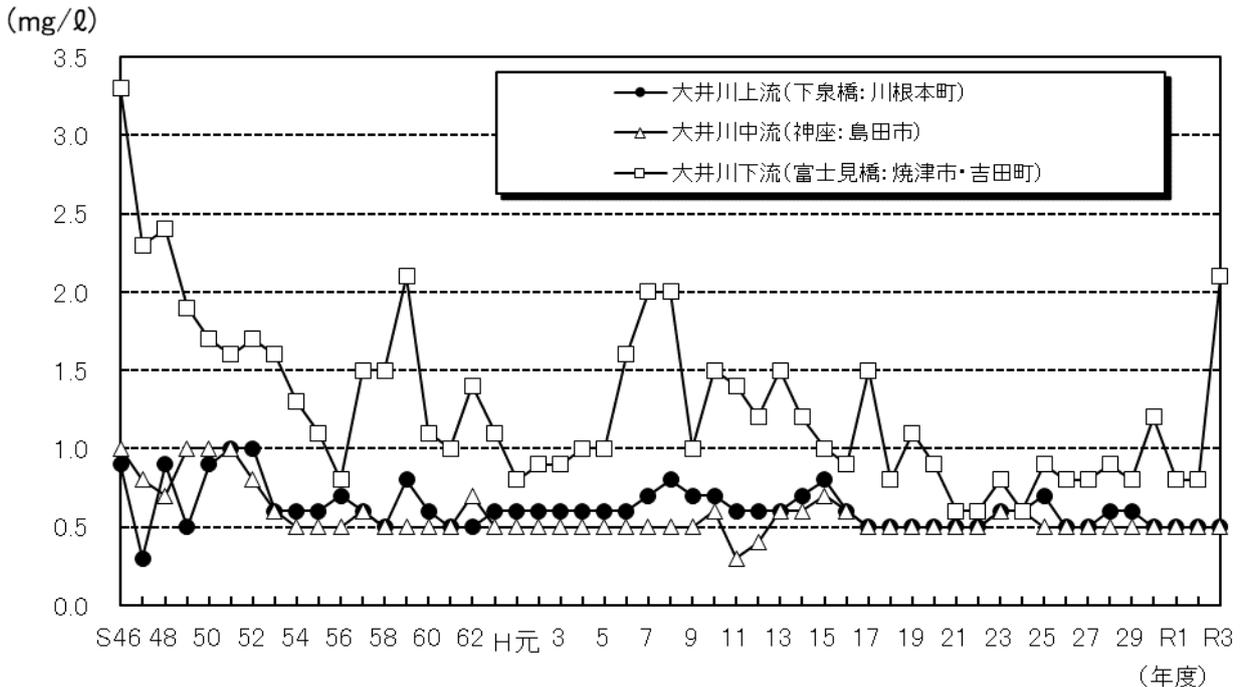
市内の主要河川

| 水系名 | 水系を構成する主要河川 |
|-------|---|
| 大井川水系 | 大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川 |
| 栃山川水系 | 栃山川、東光寺谷川 |
| 菊川水系 | 菊川 |
| 湯日川水系 | 湯日川 |

1-1 大井川の水質

大井川の水質は、代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量*）のここ数年間の平均値からみると、上流部の下泉橋地点と中流部の神座地点（いずれも河川類型AA）では0.5~0.7mg/lの間を、市街地を流れ大規模工場が立地している下流部の富士見橋地点（河川類型A）では0.6~1.2mg/lの間を推移しています。特に下流域の富士見橋地点では、公害が問題となった昭和40年代初頭に比べ数値が減少しており、大規模工場の排水対策や公共下水道の普及等によって水質改善を行ってきたことにより、良好な水質が保たれているといえます。

県調査に基づく大井川三測点BOD平均値の年度推移（資料：静岡県発行『大気汚染及び水質汚濁等の状況』）



河川類型は、水質汚濁に係る環境基準のうち、河川の利用目的などに応じ類型ごと（6種類）に基準値が定められています。市内を流れる全ての河川が類型指定されているわけではなく、大井川など主要な河川が指定されています。そのため、類型指定がない河川については環境基準が適用されません。

主な河川類型の基準値（平成21年11月30日環境省告示第78号）

| 類型 | pH* | BOD* (mg/l) | SS* (mg/l) | DO* (mg/l) |
|----|---------|-------------|------------|------------|
| AA | 6.5~8.5 | 1以下 | 25以下 | 7.5以上 |
| A | 〃 | 2以下 | 〃 | 〃 |
| B | 〃 | 3以下 | 〃 | 5以上 |
| C | 〃 | 5以下 | 50以下 | 〃 |

1-2 市内の中小河川の水質

本市では、大井川などの大きな河川から中小河川を含め島田地区17か所、金谷地区5か所、川根地区7か所で、このうち島田地区の2か所を除き水質測定を年4回（5月、8月、11月、2月）実施しています。

代表的な水質指標であるBOD値についてみると、市内を流れる中小河川は事業所や家庭からの排水の影響を大きく受けやすいものの、水質は概ね良好な状況となっています。水中の浮遊物質量を示すSS値についても良好な状況ですが、調査時期に大雨が降るとその影響を受ける場合もあります。

島田地区河川の水質調査結果(令和3年度年平均値)BODは75%値※¹も掲載

| | 測点地点 | 河川名(類型) | 水質検査項目 | | | | |
|---|--------------------|---------|--------|-----------|-------------------|----------|----------|
| | | | pH | BOD(mg/ℓ) | BOD(mg/ℓ) 75%値 | SS(mg/ℓ) | DO(mg/ℓ) |
| ① | 神座スポーツ広場横 | 大井川(AA) | 7.7 | 0.5未満 | 0.5未満 | 17.8 | 10.1 |
| ② | 富士見橋 | 大井川(A) | 7.6 | 3.0 | 2.5 | 13.3 | 9.8 |
| ③ | 千歳橋 | 大津谷川 | 8.3 | 1.8 | 2.2 | 5.5 | 11.2 |
| ④ | 栃山川放水門 | 大津谷川 | 8.1 | 0.8 | 1.0 | 9.0 | 11.1 |
| ⑤ | 石田橋 | 湯日川(B) | 7.7 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.3 | 10.7 |
| ⑥ | 道上橋 | 湯日川(B) | 8.1 | 0.7 | 0.5未満 | 5.5 | 11.5 |
| ⑦ | 大久保橋 | 湯日川(B) | 7.0 | 0.5未満 | 0.5未満 | 3.5 | 10.5 |
| ⑧ | 川口橋下流 | 伊久美川 | 7.7 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.3 | 10.0 |
| ⑨ | 相賀橋 | 相賀谷川 | 8.1 | 0.5未満 | 0.5未満 | 2.3 | 11.3 |
| ⑩ | 向谷水門 | 向谷用水幹線 | 7.9 | 0.6 | 0.5未満 | 9.3 | 11.1 |
| ⑪ | 横井川末端 | 横井川 | 8.5 | 0.6 | 0.5未満 | 8.5 | 12.2 |
| ⑫ | 竜江院橋 | 東光寺谷川 | 8.7 | 1.3 | 1.6 | 4.8 | 11.8 |
| ⑬ | 七郎兵衛橋 | 栃山川(C) | 8.3 | 0.9 | 1.3 | 10.8 | 11.0 |
| ⑭ | 大幡橋 | 大幡川 | 7.8 | 0.8 | 0.6 | 5.0 | 10.7 |
| ⑮ | 田代環境プラザ下流部 | 伊太谷川 | 8.0 | 0.6 | 0.5未満 | 2.0 | 10.6 |
| ⑯ | 伊太橋 ※ ² | 伊太谷川 | 8.2 | 0.6 | - | 2.0 | 10.0 |
| ⑰ | 東大橋 ※ ² | 伊太谷川 | 7.7 | 0.5未満 | - | 61.0 | 10.9 |

金谷地区河川の水質調査結果(令和3年度年平均値)BODは75%値※¹も掲載

| | 測定地点 | 河川名(類型) | pH | BOD(mg/ℓ) | BOD(mg/ℓ) 75%値 | SS(mg/ℓ) | DO(mg/ℓ) |
|---|------|---------|-----|-----------|-------------------|----------|----------|
| A | 清見橋 | 清水川 | 6.9 | 1.2 | 0.7 | 5.3 | 10.7 |
| B | 東橋 | 新堀川 | 8.2 | 1.1 | 0.7 | 16.3 | 11.6 |
| C | 浅川橋 | 菊川(A) | 7.7 | 0.5未満 | 0.5未満 | 39.5 | 11.0 |
| D | 菊水橋 | 菊川(A) | 7.3 | 0.5未満 | 0.6 | 2.5 | 10.4 |
| E | 高橋 | 大代川 | 7.3 | 0.6 | 0.7 | 7.0 | 9.8 |

川根地区河川の水質調査結果(令和3年度年平均値)BODは75%値※¹も掲載

| | 測定地点 | 河川名(類型) | pH | BOD(mg/ℓ) | BOD(mg/ℓ) 75%値 | SS(mg/ℓ) | DO(mg/ℓ) |
|-----|------|---------|-----|-----------|-------------------|----------|----------|
| I | 駿遠橋 | 大井川(AA) | 7.8 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.0 | 9.9 |
| II | 新協和橋 | 家山川 | 7.8 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.0 | 10.5 |
| III | 向嶋橋 | 身成川 | 7.5 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.0 | 10.0 |
| IV | 桑之山橋 | 笹間川 | 7.5 | 0.5未満 | 0.5未満 | 1.0 | 9.8 |

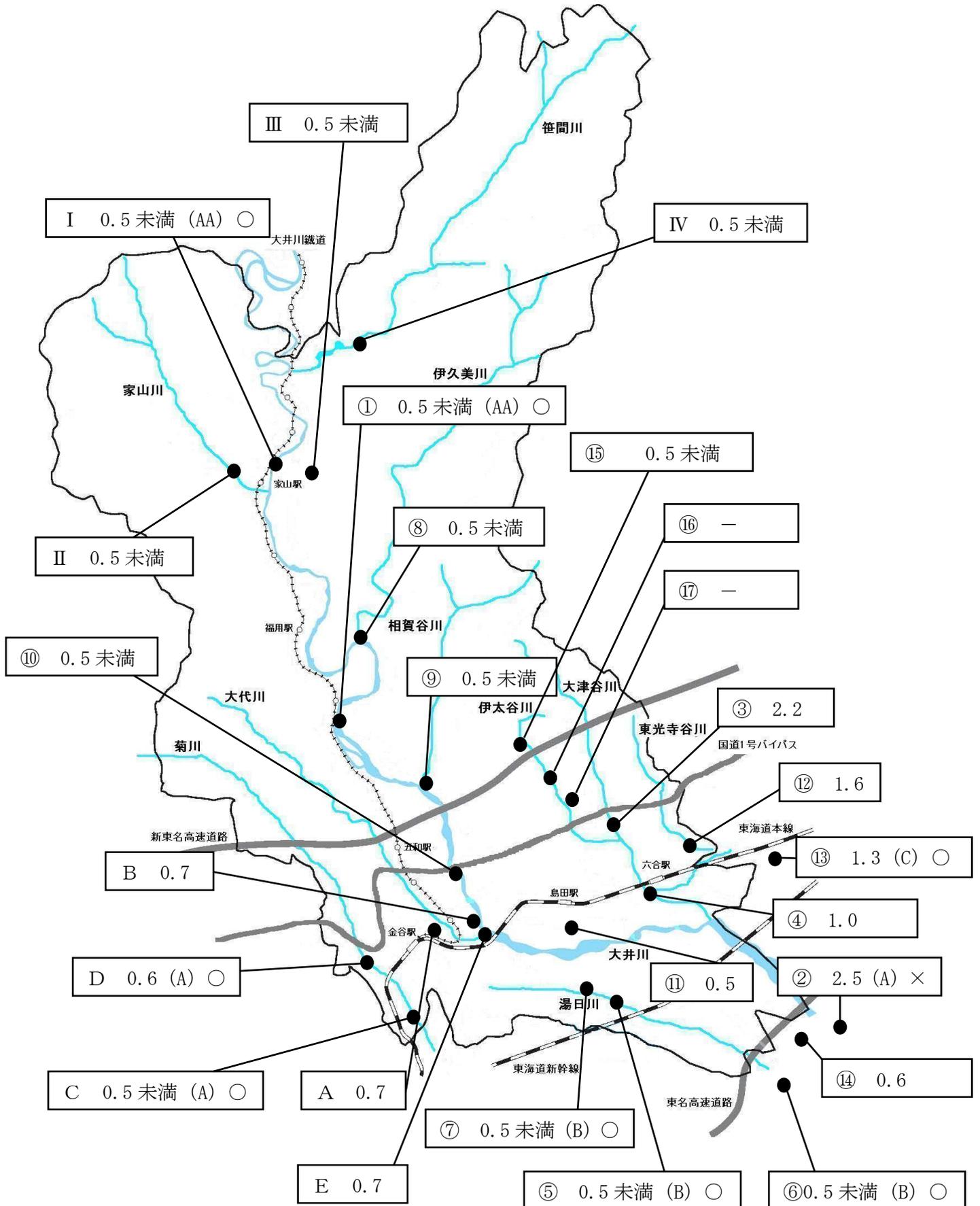
川根地区では、上記のほか野守の池の水質調査も継続的に実施しています。

※¹ BODの環境基準達成状況は、75%値により評価します。75%値とは、年間n個の調査データを小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値のため、市の年4回測定結果の小さいものから3番目の数値が75%となります。

※² ⑯、⑰の2か所については、年1回の調査のため調査時の測定値となります。

令和3年度河川水質(BOD(mg/ℓ)75%値)調査結果

※図中の①・A・I等は前ページ各表と符合しています。また、類型指定され基準値を持つ河川については、達成しているものに○を、達成しなかったものには×を表記しております。()内は類型です。



1-3 市内の止水環境の水質

池や沼のような止水環境では河川と異なり水の入れ替わりが遅いため、一般的に水質汚濁により弱いとされています。島田市には基準値が定められた止水環境はありませんが、市内の代表的な止水環境である野守の池の水質調査を年4回行っていきます。止水環境や海域では、BODの代わりにCOD（化学的酸素要求量）という指標を用います。BODもCODも水中に含まれる有機物の量をあらわすものですが、BODが好気性微生物を用いて分解された有機物を見るのに対して、CODは酸化剤を用います。これは、止水環境では好気性微生物や酸素含有量が河川に比べて少ないことが前提となるからです。

野守の池の水質調査結果(令和3年度年平均値)CODは75%値も掲載

| 測定地点 | 深さ | pH | | | COD(mg/l) | | | COD(mg/l)75%値 | | | SS(mg/l) | | | DO(mg/l) | | |
|------|----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|---------------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|------|
| | | R1 | R2 | R3 | R1 | R2 | R3 | R1 | R2 | R3 | R1 | R2 | R3 | R1 | R2 | R3 |
| 湖心表層 | 0m | 8.0 | 7.4 | 8.0 | 6.3 | 5.6 | 6.5 | 6.1 | 6.0 | 5.3 | 7.8 | 6.0 | 8.0 | 11.0 | 9.6 | 10.6 |
| 湖心中層 | 2m | 7.8 | 7.3 | 7.7 | 6.4 | 6.0 | 6.0 | 6.5 | 7.0 | 5.3 | 9.5 | 8.0 | 7.8 | 10.6 | 9.6 | 9.9 |
| 湖心低層 | 4m | 7.2 | 7.4 | 7.2 | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 6.0 | 6.8 | 5.3 | 9.5 | 9.0 | 8.8 | 8.0 | 9.4 | 8.5 |

5

1-4 水利用

本市の生活用水（上水道、簡易水道）は、表流水、地下水、大井川広域水道企業団（水源は表流水）及び大井上水道企業団（水源は地下水）からの受水を水源としています。

令和3年3月31日現在の給水人口は94,791人で、普及率（給水人口／給水区域内人口）は97%です。過去3年間の上水道・簡易水道を合わせた年間配水量及び1日1人あたり配水量は、下表のとおりとなっています。

年間配水量及び1日1人あたり配水量

| 年 度 | 年間配水量(m ³) | 1日1人あたり配水量(リットル) |
|-------|------------------------|------------------|
| 令和元年度 | 14,241,693 | 409.2 |
| 令和2年度 | 14,593,344 | 421.8 |
| 令和3年度 | 11,992,299 | 423.0 |

(資料:島田市水道課・大井上水道企業団)

1-5 下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成7年4月1日に供用が開始され、過去3年間の整備状況は下表のとおりとなっています。

公共下水道の状況

| 年 度 | 処理区域面積(ha) | 処理区域内人口(人) (A) | 水洗化人口(人) (B) | 水洗化率(%) (B)/(A) | 処理汚水量(年間) (m ³) | 有収汚水量(年間) (m ³) |
|-------|------------|-------------------|-----------------|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 令和元年度 | 228.7 | 11,500 | 9,005 | 78.3 | 1,100,671 | 1,086,199 |
| 令和2年度 | 232.2 | 11,541 | 9,060 | 78.5 | 1,097,199 | 1,104,855 |
| 令和3年度 | 232.6 | 11,511 | 9,152 | 79.5 | 1,101,069 | 1,081,423 |

(資料:島田市下水道課)

1-6 水質汚濁防止のための方策

市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

生活排水については、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用や、使用済みの天ぷら油を排水口に流さないといった行動に取り組み、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組む必要があります。

浄化槽の普及状況

(単位:人)

| 年 度 | コミュニティプラント | 合併処理浄化槽 | 単独処理浄化槽 |
|-------|------------|---------|---------|
| 令和元年度 | 1,495 | 53,904 | 26,775 |
| 令和2年度 | 1,453 | 54,563 | 25,773 |
| 令和3年度 | 1,428 | 54,559 | 25,472 |

※ 浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出(資料: 島田市下水道課)

2 大気

昭和40年代、工場の煙突から排出される汚染物質が全国的に問題となりました。四日市ぜんそく(三重県)や光化学スモッグ(東京都)など、工場からのばい煙*に起因する硫黄酸化物*や窒素酸化物*によって引き起こされる公害が各地で発生し、これに対処するため大気汚染防止法が制定されました。これにより大気汚染防止対策が本格的に始まりました。

本市でも、ばい煙を発生させる工場が多数あり、目に見える被害は起こっていなかったものの、周辺の市町に比べて大気環境の悪化が見られたため、同法に基づき公害防止対策が講じられることとなりました。対策の実施による大気環境の状況を監視するため、静岡県や各工場の協力を得て常時監視を続けています。工場・事業所による法の遵守の徹底に加え、環境保全協定*の締結により大気環境の一層の改善に努めています。

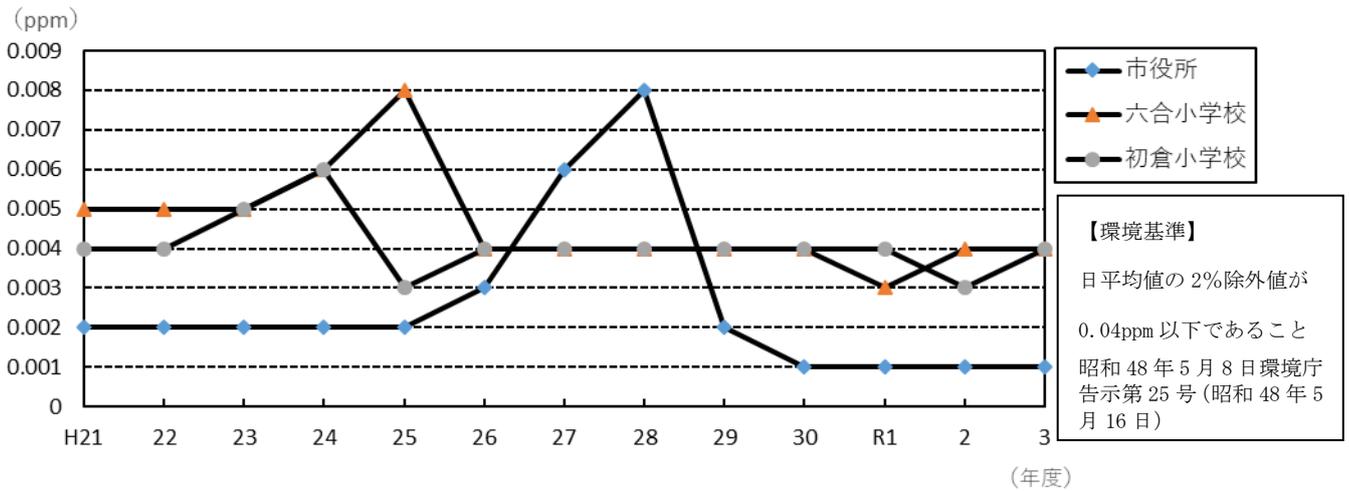
2-1 大気環境監視体制について

本市では、昭和40年6月のクラフトパルプ工場の降下芒硝*の調査をはじめとして、大気汚染監視体制が整備され、現在、島田地区においては、3か所(島田市役所、初倉小学校、六合小学校)で二酸化硫黄*と風向風速の常時測定を行っており、島田市役所では、それに加え二酸化窒素*、非メタン炭化水素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*の測定を行っています。また、金谷地区においては、3か所(夢づくり会館、中町共同店舗、クリーンセンター)で硫黄酸化物*の測定を年4回、金谷南支所ほか5か所で二酸化窒素の測定を年4回実施し、川根地区2か所で二酸化窒素の測定を年4回実施しています。なお、降下芒硝については、近年その影響がほとんど見受けられなくなったため、平成15年度以降測定は行っていません。

2-2 二酸化硫黄*

二酸化硫黄は、ばい煙*に含まれる物質で、せき、ぜん息など呼吸器系疾患を引き起こすなど、人体に影響を及ぼす物質です。市内3か所で測定を実施しています。近年は市役所で増加の傾向が見られましたが、再び減少しています。なお、環境基準は3か所とも達成しています。

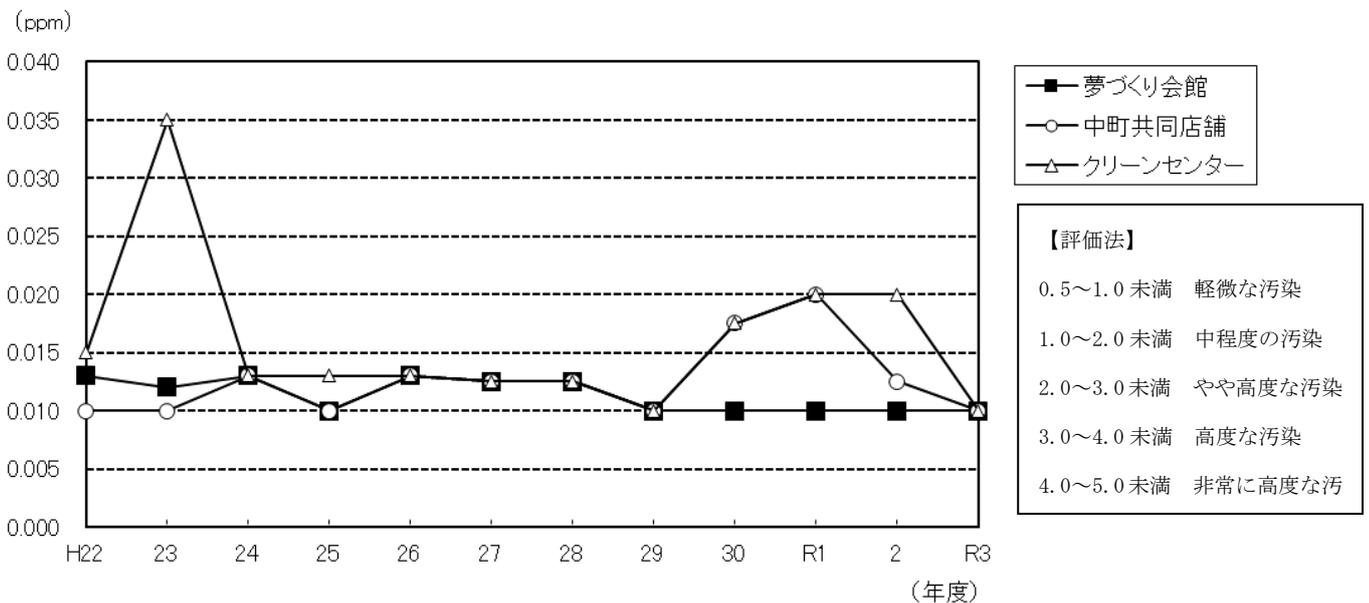
二酸化硫黄(年平均値)の推移



2-3 硫黄酸化物*

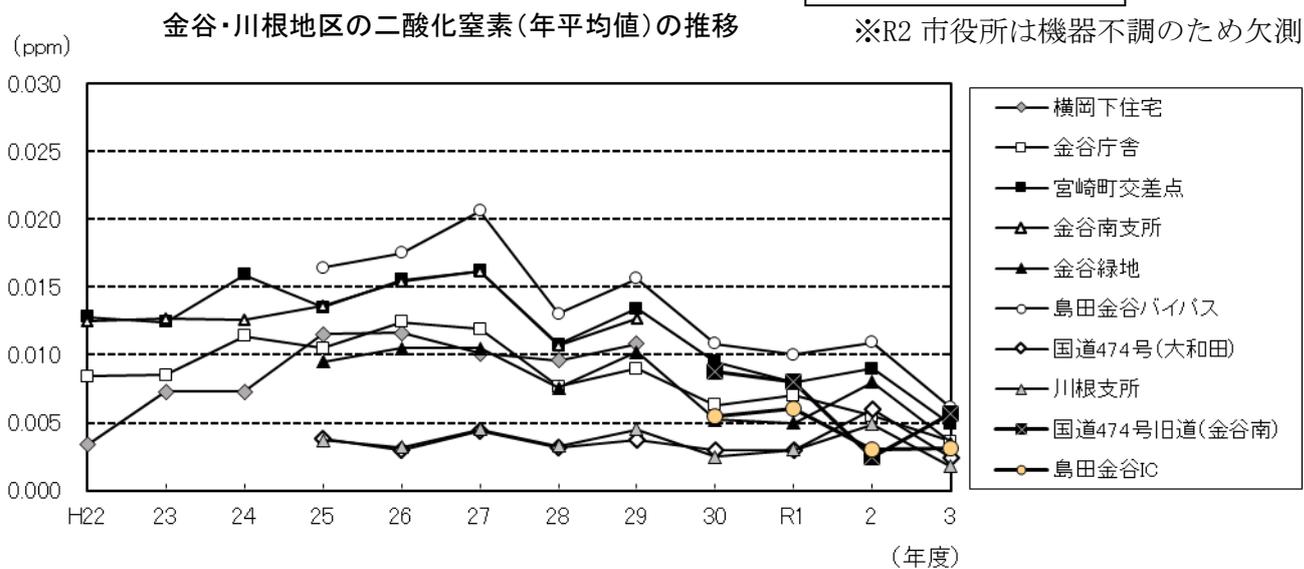
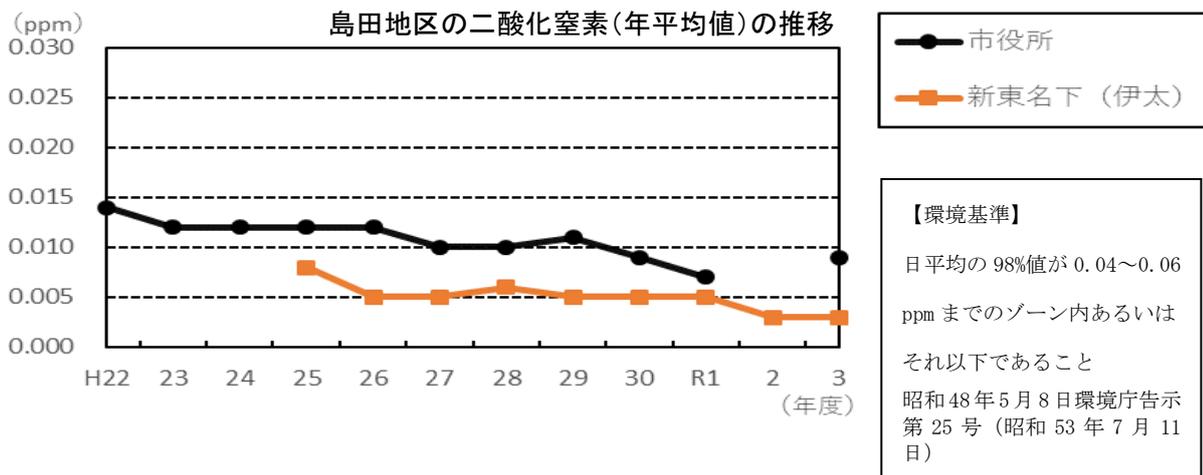
硫黄酸化物も、二酸化硫黄と同様ばい煙*に含まれていて、呼吸器疾患を引き起こす物質の1つです。年度によって多少の変動はありますが、測定結果からみると近年は減少傾向となっています。

金谷地区の硫黄酸化物(年平均値)の推移



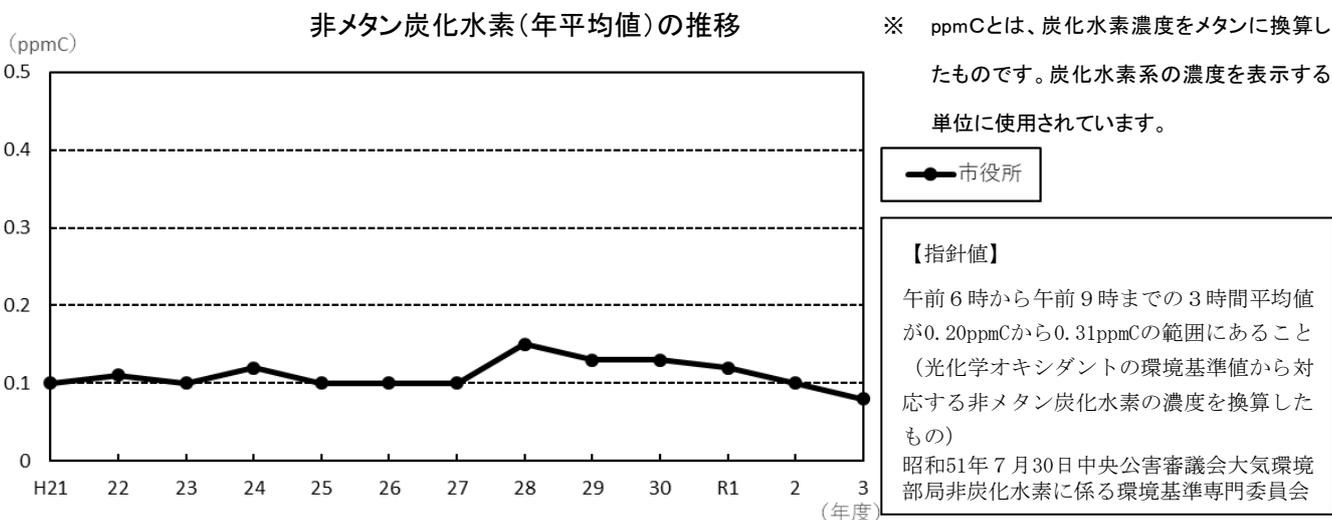
2-4 二酸化窒素*

二酸化窒素は、燃料などの燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中に放出された後に酸化された物質です。工場のばい煙*や自動車の排ガス中にも含まれ、急性のぜん息症状を起こすことがあります。また、強い太陽光線のもとで炭化水素*などと反応し、光化学オキシダント*発生的主要原因となっています。近年は、島田地区及び金谷・川根地区において0.004~0.020ppm程度で推移し、環境基準を達成しています。



2-5 非メタン炭化水素*

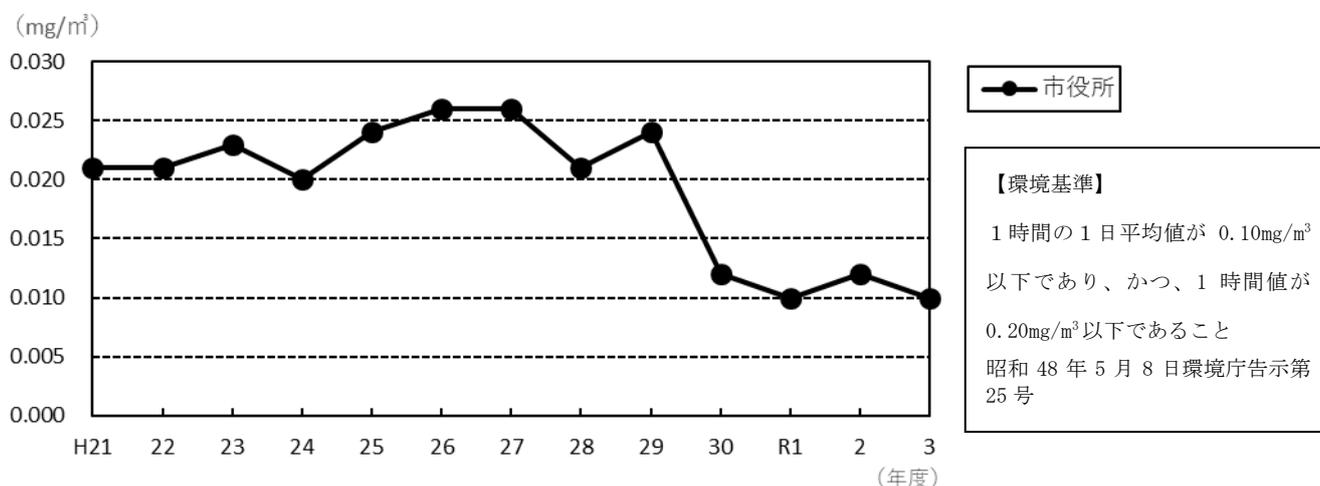
非メタン炭化水素は、メタン以外の水素・炭素化合物気体の総称で、主としてガソリン、塗料の溶剤等が気化したもので、工場や事業場、自動車などから発生します。二酸化窒素とともに光化学オキシダント*発生的主要原因物質といわれています。近年は横ばい状態で推移し、年平均値は指針値未満となっています。



2-6 浮遊粒子状物質 (SPM) *

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもののことです。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い燃料を燃焼する過程で発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。近年は減少傾向で推移し、環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質(年平均値)の推移



2-7 微小粒子状物質 (PM2.5) *

粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをPM2.5と呼び、平成25年1月に中国大陸の大気汚染の影響により西日本で一時的に濃度が上昇したことから、新たな大気汚染問題として注目されるようになりました。髪の毛(約 $70\mu\text{m}$)やスギの花粉(約 $30\mu\text{m}$)、黄砂(約 $4\sim 7\mu\text{m}$)と比べ粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系疾患への影響が心配されています。

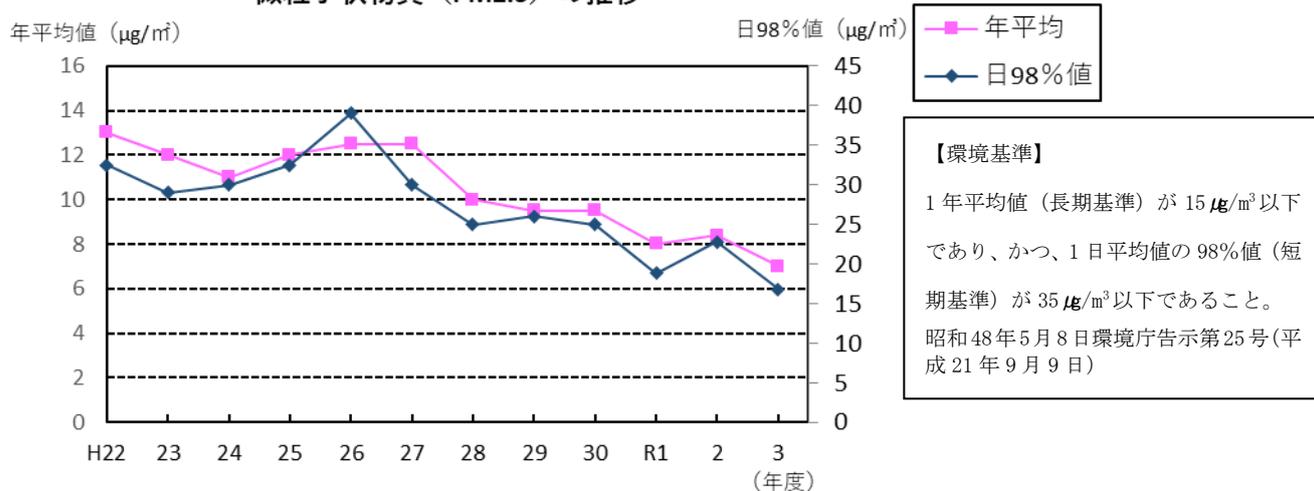
静岡県は、県及び政令指定都市が設置する大気環境測定局において常時監視を行っており、一定の基準を超えた場合、県内全域を対象に注意喚起情報を発表します。注意喚起情報が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控えるとともに、特に呼吸器系・循環器系疾患のある人や小児、高齢者などはより慎重に行動することが望まれます。

これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPMとPM2.5の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

令和3年度微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

| 測定局 | 有効測定日数 | 年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 日平均値の98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた日数と割合 | | 環境基準 |
|-------|--------|----------------------------------|---------------------------------------|--|---|------|
| | 日 | | | 日 | % | |
| 島田市役所 | 356 | 7.0 | 16.8 | 0 | 0 | ○ |

微粒子状物質（PM2.5）の推移



2-8 光化学オキシダント*

光化学オキシダントは光化学スモッグとも呼ばれ、窒素酸化物*や炭化水素*が太陽からの強い紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性の強い物質の総称です。目やのどに刺激を与え、頭痛、はきけ、呼吸異常などの症状が起こることが知られています。季節による変動が激しいうえ、人間に与える影響が大きく、気温が上がり太陽からの紫外線が強くなる5月から9月までを、特に「光化学オキシダント監視強化期間」と位置付けています。

(1) 対策の概要

大気中の光化学オキシダント濃度は、県内各地の測定局で常時監視され、発令基準に定められた濃度以上の値を示した場合、地区別に「光化学オキシダント注意報」等が発令されます。その場合、該当地区（島田市は志太・川根地区に該当）の市町は、関係機関と協力して注意報等の発令を市民に周知し、自主的に協力を表明している工場は、前もって定めた計画書に従って使用燃料を削減し、ばい煙*の排出を抑制することとなっています。本市内では、新東海製紙(株)島田工場が協力工場となっています。

光化学オキシダント注意報等発令基準

| 発令基準 | 発令条件 |
|--------|---|
| 注意報 | 1時間値の濃度が0.12ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき |
| 警報 | 1時間値の濃度が0.24ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき |
| 重大緊急警報 | 1時間値の濃度が0.40ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき |

(2) 光化学オキシダント注意報等発令時の注意点

光化学オキシダント注意報等が発令された場合、光化学オキシダントによる被害の防止を図るため、次の各項目を守るよう呼びかけることにしています。光化学オキシダントによる健康被害は、高齢者や児童など抵抗力の弱い者に見られることが多いため、周囲の人の様子に気を配る必要があります。

- ・外出は控え、発令時に学校等で児童が屋外にいる場合、直ちに屋内に避難させる。
- ・のどや目の痛みを感じたときは、うがいや洗顔を行い、それでも状況がよくなる様子が見られない場合は、速やかに医師の診察を受ける。
- ・光化学オキシダントの被害であることが明らかな場合、市に被害状況（住所、人数、連絡先等）を報告する。

(3)光化学オキシダント注意報発令状況及び濃度測定結果

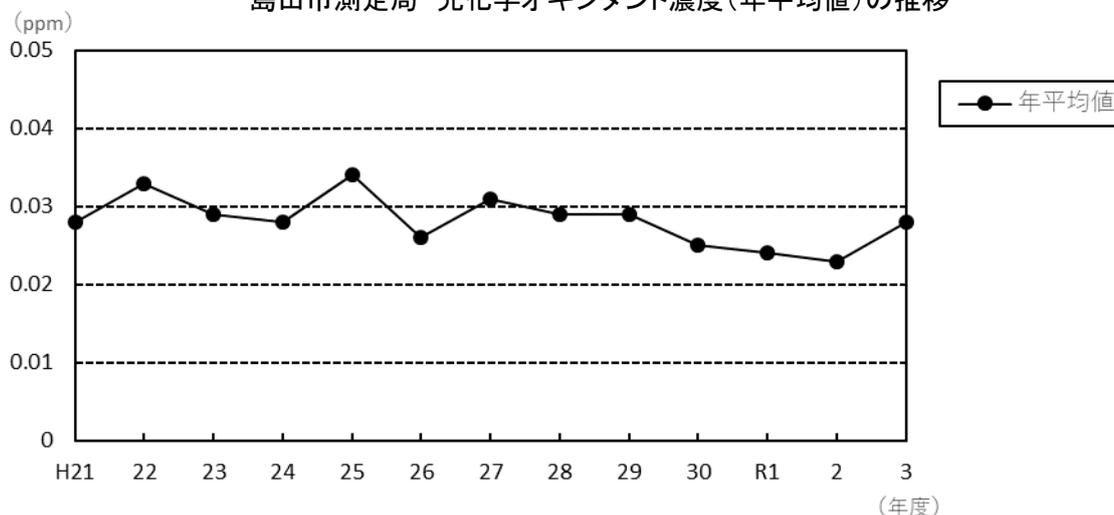
令和3年度は、環境基準（1時間値が0.06ppm以下）の達成はできなかったものの、光化学オキシダント注意報等発令基準よりも低く、志太・川根地区（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町）では光化学オキシダント注意報等は1度も発令されませんでした。

なお、全国の測定局の環境基準達成率は、近年最も高い平成23年度でも0.5%であり、全国的にも環境基準の達成は難しい状況です。

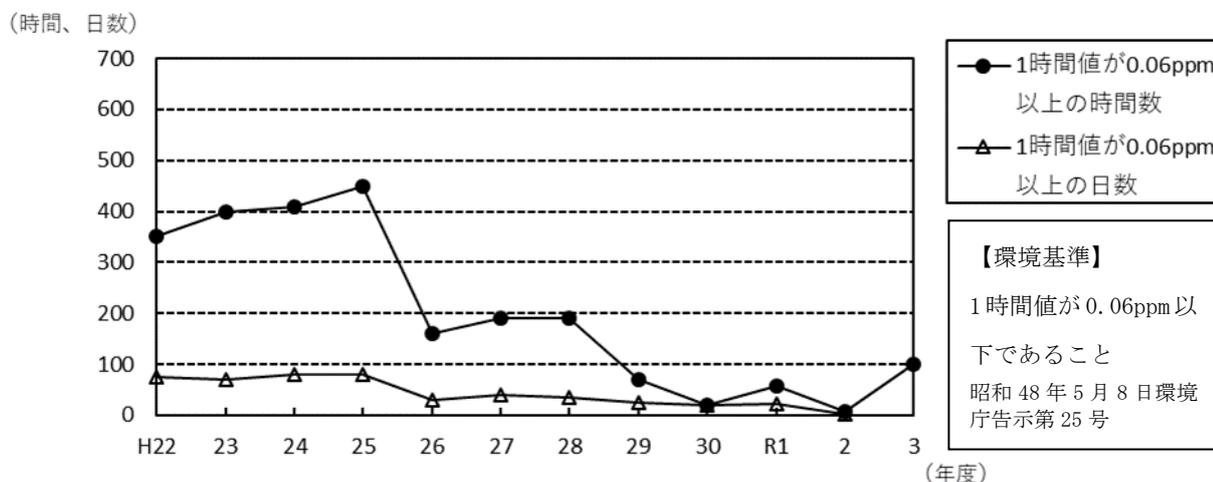
島田市測定局(市役所)の光化学オキシダント濃度(昼間)測定結果

| 年度 | 0.06ppmを超えた時間数 | 0.06ppmを超えた日数 | 時間最高値(ppm) | 年平均値(ppm) | 環境基準達成状況 |
|----|----------------|---------------|------------|-----------|----------|
| R1 | 58 | 21 | 0.085 | 0.024 | 否 |
| R2 | 6 | 3 | 0.073 | 0.023 | 否 |
| R3 | 101 | 26 | 0.094 | 0.028 | 否 |

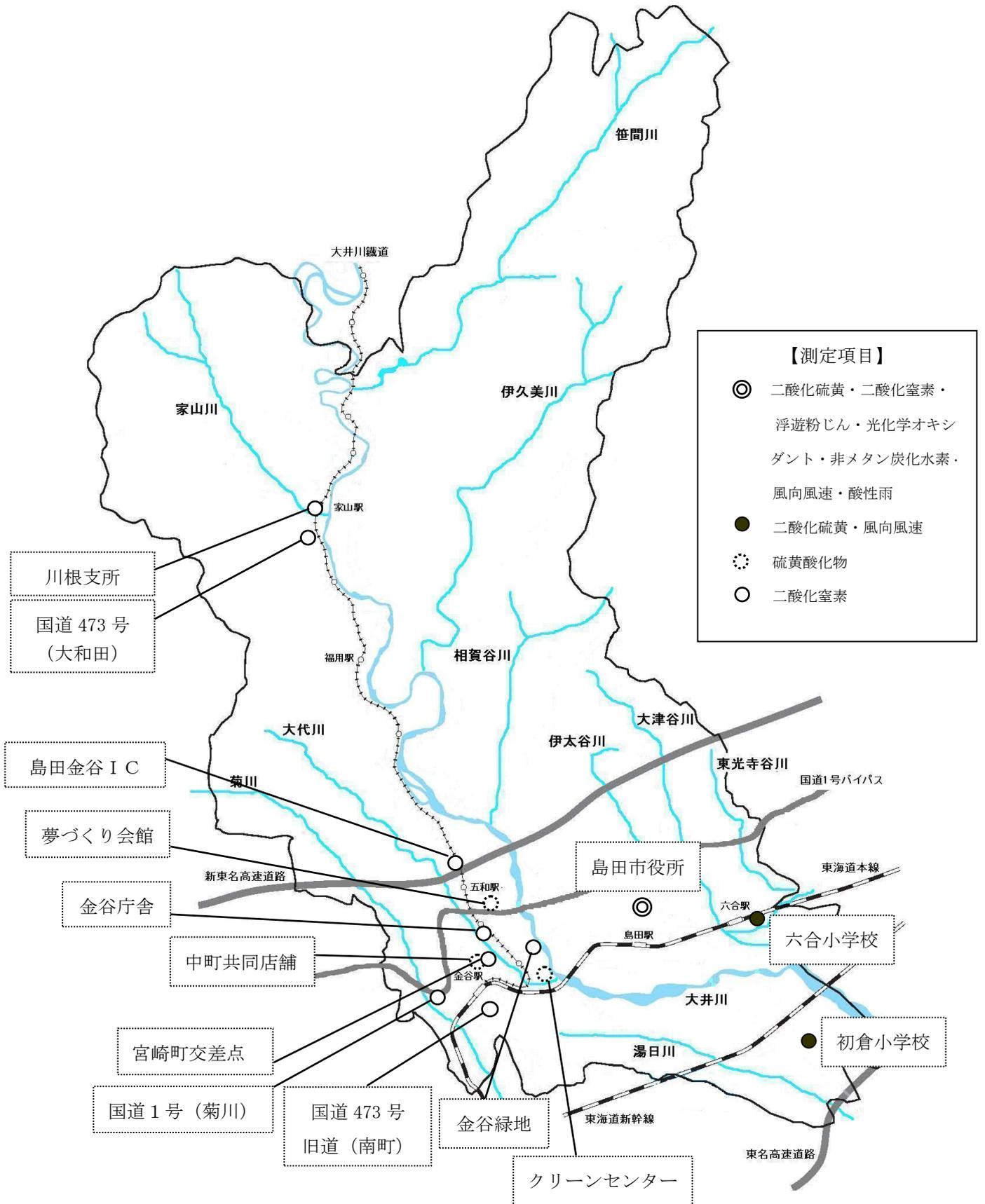
島田市測定局 光化学オキシダント濃度(年平均値)の推移



島田市測定局 光化学オキシダント濃度の状況



大気環境測定地点



2-9 有害大気汚染物質

静岡県では、有害大気汚染物質の汚染の実態を把握するため、県内複数箇所でこれらの環境モニタリングを行っており、島田市役所においても計21物質について実施しています。令和2年度の測定結果は下表のとおりで、環境基準が設定されている4物質（平成9年2月4日環境省告示第4号（平成13年4月20日環境省告示第30号））についてはすべて環境基準を下回り、全国平均と比較しても多くの物質がその値を下回っています。

有害大気汚染物質環境モニタリング結果(令和3年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (金属類は単位: ng/m^3)

| 物質名 | 島田市 | 環境基準 環境指針 | 参考資料(前年度数値) | | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------|----------------|
| | | | 島田市 | 全国平均値※ | (最小値～最大値) |
| ベンゼン | 0.59 | 3 | 0.57 | 0.79 | (0.24～3.0) |
| トリクロロエチレン | 0.088 | 130 | 0.053 | 1.3 | (0.0028～100) |
| テトラクロロエチレン | 0.038 | 200 | 0.030 | 0.086 | (0.048～1.5) |
| ジクロロメタン | 0.82 | 150 | 0.73 | 1.3 | (0.26～39) |
| アクリロニトリル | 0.029 | 2 | 0.021 | 0.050 | (0.0028～0.98) |
| 塩化ビニルモノマー | 0.0048 | 10 | 0.010 | 0.035 | (0.0025～1.5) |
| クロロホルム | 0.13 | 18 | 0.14 | 0.27 | (0.011～1.3) |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.11 | 1.6 | 0.12 | 0.16 | (0.036～0.95) |
| 1,3-ブタジエン | 0.029 | 2.5 | 0.035 | 0.074 | (0.0026～1.0) |
| トルエン | 2.2 | - | 1.9 | 5.8 | (0.15～280) |
| 塩化メチル | 1.2 | 94 | 1.2 | 1.4 | (0.077～3.6) |
| アセトアルデヒド | 1.7 | 120 | 2.1 | 2.0 | (0.57～16) |
| クロム及びその化合物 | 0.95 | - | 0.86 | 3.9 | (0.077～45) |
| 酸化エチレン | 0.054 | - | 0.079 | 0.053 | (0.013～0.63) |
| ベリリウム及びその化合物 | 0.0039 | - | 0.0051 | 0.018 | (0.0016～0.071) |
| ベンゾ[e]ピレン | 0.051 | - | 0.079 | 0.16 | (0.0085～3.0) |
| ホルムアルデヒド | 1.8 | - | 2.6 | 2.4 | (0.43～11) |
| 金属類 | 水銀及びその化合物 | 40 | 1.6 | 1.7 | (0.70～8.3) |
| | ニッケル化合物 | 25 | 0.64 | 2.5 | (0.011～23) |
| | ヒ素及びその化合物 | 6 | 0.19 | 1.5 | (0.081～20) |
| | マンガン及びその化合物 | 140 | 3.6 | 20 | (0.81～250) |

※参考資料: 環境省ホームページ「令和2年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)」

http://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index.html

2-10 酸性雨

雨は、汚染物質が含まれていない場合でも大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、pH5.6程度の弱酸性を示します。酸性雨とはpH5.6以下の雨のことを指します。大気中に排出された硫黄酸化物*、窒素酸化物*などの一次汚染物質が、硫酸イオンや硝酸イオンなどに変換され、これが雨水のpH低下に大きく関与していると考えられます。酸性雨による被害は雨の降り始めや霧雨時に現れやすく、目への刺激や皮膚の痛み等がある場合があります。

昭和48～49年に県内で酸性雨の影響と思われる被害が発生して以来、毎年6月から9月までを監視期間と定め、市役所屋上で観測を続けていますが、本市では、現在まで酸性雨によるものと断定できる被害は発生していません。

過去3年間の雨水pH測定結果(参考値)

| 年度 | 月 | 島田市 (市役所屋上) | |
|----|---|----------------|-----|
| | | 測定値 | 中央値 |
| R1 | 6 | 4.0 ~ 5.5 | 4.9 |
| | 7 | 4.1 ~ 5.8 | 5.0 |
| | 8 | 3.7 ~ 5.5 | 5.0 |
| | 9 | 4.5 ~ 5.7 | 4.9 |
| R2 | 6 | 4.0 ~ 6.3 | 5.0 |
| | 7 | 4.1 ~ 6.5 | 4.7 |
| | 8 | 4.1 ~ 5.6 | 4.5 |
| | 9 | 4.8 ~ 6.0 | 5.3 |
| R3 | 6 | 4.6 ~ 6.8 | 5.5 |
| | 7 | 4.6 ~ 5.3 | 4.9 |
| | 8 | 5.0 ~ 6.0 | 5.8 |
| | 9 | 4.4 ~ 6.5 | 5.0 |

※ 未検定の測定機材を使用しているため参考値となる。

※ 降り始めの雨を測定するため、全体の雨と比較すると酸性に傾きやすい傾向がある。

2-11 大気汚染防止に係る届出状況

ばい煙*、粉じん等の発生によって大気汚染に大きな影響を与えるおそれがある施設を有する事業場等は、大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、その施設について届出と管理が義務付けられています。

特に、粉じんの中でもアスベスト(石綿)*を含むものは「特定粉じん」と呼ばれ、他の粉じん(一般粉じん)とは区別されています。アスベストが発生する施設を設置・使用するときには、「特定粉じん発生施設」に係る届出が必要となります。また、建築物の類型や規模によらず特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業は、すべて「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出しなければなりません。なお、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出受付窓口は、各市町の環境保全担当課となります。本市における、令和3年度の特定粉じん排出等作業実施届出書の件数は7件でした。

3 ダイオキシン類*

ダイオキシン類は、ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに7年程度かかると言われています。

3-1 発生源対策

ダイオキシン類は通常、主に塩化物を含む物質を低温度で燃焼した場合に発生しやすいため、燃焼管理のできない一般家庭や事業所等の焼却炉は、ダイオキシン類を大量に発生させるおそれがあります。そのため、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、焼却炉の規模を定めて、ダイオキシン類を発生しやすい焼却炉を廃止させたり、十分な機能をもつ焼却炉でも届出によって管理を徹底させたりするようにしています。

3-2 環境中の濃度

ダイオキシン類は、大気中や河川、地下水、土壌中などに入り込み蓄積されていきます。そのため、県や市によって大気以外の環境に含まれるダイオキシン類の調査が行われています。本市では、地下水に含まれるダイオキシン類の調査は毎年市が、土壌に含まれるダイオキシン類の調査は県が実施しています。調査結果は、いずれも環境基準値以下となっています。

地下水中のダイオキシン類濃度調査結果

(単位:pg-TEQ/l)

| 調査年度 | 調査地点 | 調査結果 | 令和2年度全国調査の結果範囲 | 環境基準 |
|------|--------------|-------|--|--|
| H18 | 島田第一中学校 | 0.033 | 0.0087~1.7 資料:「令和2年(2020年)度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(環境省 令和3年度) | 1以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号(平成21年3月31日環境省告示第11号) |
| H19 | 金谷小学校 | 0.021 | | |
| H20 | 北中学校 | 0.033 | | |
| | 向島町(旧東海パルプ株) | 0.016 | | |
| H21 | 島田商業高校 | 0.023 | | |
| H22 | 島田工業高校 | 0.019 | | |
| H23 | 島田第四小学校 | 0.024 | | |
| H24 | 島田第三小学校 | 0.024 | | |
| H25 | 六合小学校 | 0.024 | | |
| H26 | 金谷小学校 | 0.024 | | |
| H27 | 初倉中学校 | 0.021 | | |
| H28 | 島田第一中学校 | 0.020 | | |
| H29 | 北中学校 | 0.024 | | |
| H30 | 島田商業高校 | 0.028 | | |
| R1 | 島田工業高校 | 0.021 | | |
| R2 | 第三小学校 | 0.022 | | |
| R3 | 六合小学校 | 0.027 | | |

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

(単位:pg-TEQ/g)

| 調査年度 | 調査地点 | 調査結果 | 令和2年度全国調査の結果範囲 | 環境基準 |
|------|-------------|-------|---|--|
| H14 | 第三小学校 | 0.69 | 0~960 資料:「令和2年(2020年)度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(環境省 令和2年度) | 1,000以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号(平成21年3月31日環境省告示第11号) |
| | 旧金谷中学校グラウンド | 0.12 | | |
| H15 | 第一小学校 | 0.12 | | |
| H16 | 神座小学校 | 0.15 | | |
| H18 | 金谷小学校 | 0.065 | | |
| H19 | 五和小学校 | 0.14 | | |
| H20 | 川根中学校 | 0.42 | | |
| H21 | 湯日小学校 | 0.57 | | |
| H22 | 相賀小学校 | 0.81 | | |
| H23 | 伊太小学校 | 0.15 | | |
| H26 | 大津小学校 | 0.020 | | |
| H30 | 初倉中学校 | 0.26 | | |

3-3 ダイオキシン類発生防止に係る届出状況

ダイオキシン類を発生させるおそれがある施設を有する事業場等は、ダイオキシン類対策特別措置法により、施設の設置についての届出と、年1回以上の測定結果報告が義務付けられています。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

ダイオキシン類特定施設設置届出状況(令和4年3月末現在)

| 特定施設の種類の種類 | | 届出事業所数 |
|------------|----------------|--------|
| 大気 | 廃棄物焼却炉 | 9 |
| 水質 | 廃棄物焼却炉の排ガス処理施設 | 1 |

4 騒音と振動

日常発生する音の中で「好ましくない音」「ない方がよい音」を総称して騒音といいます。また、発生源からの衝撃が空気を伝播するものを騒音と呼ぶのに対し、地盤を伝播するものを振動と呼びます。

大気や水質などの汚染と異なり、騒音・振動・悪臭の各公害は感覚公害と呼ばれ、実際の被害が目に見えにくく、また被害者である受け手それぞれで感じ方も異なります。

騒音・振動レベルの基準はデシベル(dB)*を単位としており、実際の音や揺れと騒音・振動レベルとの関係は、下表のとおりです。

騒音・振動レベルと実際の音や揺れとの関係

| レベル | 騒音 | 振動 |
|-------|-----------------------------------|--|
| 120dB | 飛行機やエンジンの近く | - |
| 110dB | 自動車の警笛(距離2m) | 震度階級における激震。家屋倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などを生じる。 |
| 100dB | 電車が通るときのガード下 | 震度階級における強震・烈震に相当。歩行が困難で、軟弱な地盤は割れたり崩れたりする。 |
| 90dB | カラオケ(営業所内) 騒々しい工場の中 | 中震に相当し、電柱・立木などが揺れるのがわかる。 |
| 80dB | 地下鉄・バスの車内 | 人体に有意な生理的影響が生じ始める。 |
| 70dB | 電話のベル(距離1m) 騒々しい事務所の中 | 工場の職員に異常が生じ始める境界 |
| 60dB | 静かな乗用車 普通の会話(距離1m) | 浅い眠りの場合、目がさめる。 |
| 50dB | 静かな事務所、図書館 | 人体が振動を感じ始める。 |
| 40dB | 静かな公園 | 常時微動 |
| 30dB | 静かな住宅地の夜 スタジオ | 通常、異常はみられない。 |
| 20dB | 木の葉の触れ合う音、ささやき声 置時計の秒針の音(前方1m) | 通常、異常はみられない。 |

基準以下の音や揺れであっても、その音質や発生源者との人間関係などから敏感になる人もいます。そのため、例えば音楽は聴いている人にとっては好ましい音であっても、聴きたくない人にとっては騒音となる場合があります。

騒音公害には次のような種類があります。第1は自動車等の交通によって発生する交通騒音、第2は航空機の飛行等によって発生する航空機騒音、第3は工場等の操業によって発生する工場騒音、第4は建設工事などで発生する建設騒音、そして最後に、市民が日常の生活を営む中で非意図的に発生してしまう生活騒音です。振動公害については発生源が騒音と同じである場合が多いものの、問題となるほどの高レベルの振動はまれです。

4-1 騒音・振動の評価

騒音は、音による空気の振動レベルの大きさを測ることで評価します。振動は、地盤から伝播する振動レベルの大きさです。騒音の評価には等価騒音レベル(Leq)*が用いられます。航空機騒音については、Lden(時間帯補正等価騒音レベル)*という単位が使用されています。本市における騒音・振動の基準は、騒音の種類により26、27ページの表のとおりとなっています。これらの基準は、「都市計画法」に基づく

都市計画において指定された地域により決定されています。

交通騒音・生活騒音の環境基準 平成10年9月30日環境庁告示第64号(平成17年5月26日環境省告示第45号)(単位: dB)

| 地域の類型 | | A | | B | | C | |
|-----------------|----------------------------------|--|----|--|----|---|----|
| 都市計画において指定された地域 | | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部を除く) 都市計画区域外の地域 | | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部) | |
| 時間区分 | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 交通騒音 | 高速道路・一般国道・県道・市道 (4車線以上の区間に限る) | 70 | 65 | 70 | 65 | 70 | 65 |
| | 2車線以上の車線を有する道路 | 60 | 55 | 65 | 60 | 65 | 60 |
| | 1車線の車線を有する道路 | 55 | 45 | 55 | 45 | 65 | 60 |
| 生活騒音(道路に面しない地域) | | 55 | 45 | 55 | 45 | 60 | 50 |

(交通騒音) 昼間: 午前6時～午後10時まで 夜間: 午後10時～翌日午前6時まで

航空機騒音の環境基準(平成25年4月1日からLdenを使用) 昭和48年12月27日環境庁告示第154号(平成12年12月14日環境庁告示第78号)

| 地域の類型 | I | II |
|-------|---|---|
| 該当地域 | 初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 左記以外の地域(工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く) |
| 基準値 | Lden 57dB以下 (WECPNL* 70以下) | Lden 62dB以下 (WECPNL* 75以下) |

交通振動の基準限度表 平成9年3月28日静岡県告示第344号9(平成30年3月30日静岡県告示第213号)(単位: dB)

| 区域区分 | 第1種区域の1 | | 第1種区域の2 | | 第2種区域の1 | | 第2種区域の2 | |
|------|-----------------|--|---------|--|---------|--|---------|----------------------------|
| | 都市計画において指定された地域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部を除く) 都市計画区域外の地域 | | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域(金谷地区の一部) 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部) | | 工業地域(金谷地区の一部を除く) 工業専用地域 |
| 交通振動 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| | 65 | 60 | 65 | 60 | 70 | 65 | 70 | 65 |

(交通振動) 昼間: 午前8時～午後8時まで 夜間: 午後8時～翌日午前8時まで

| 区域 | 騒音 振動 | 第1種区域 | | | | 第2種区域 | | | | 第3種区域 | | | | 第4種区域 | | | |
|-----------------|----------|--|----|----|----|--|----|----|----|--|----|----|----|----------------------------|----|----|----|
| | | 第1種区域の1 | | | | 第1種区域の2 | | | | 第2種区域の1 | | | | 第2種区域の2 | | | |
| 都市計画において指定された地域 | | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域(金谷地区) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区) | | | | 第1種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部を除く) 都市計画区域外の地域 | | | | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域(金谷地区の一部) 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部) | | | | 工業地域(金谷地区の一部を除く) 工業専用地域 | | | |
| | 工場騒音 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜 |
| | | 45 | 50 | 45 | 40 | 50 | 55 | 50 | 45 | 60 | 65 | 60 | 55 | 65 | 70 | 65 | 60 |
| 工場振動 | | 昼間 | | 夜間 | | 昼間 | | 夜間 | | 昼間 | | 夜間 | | 昼間 | | 夜間 | |
| | | 60 | | 55 | | 65 | | 55 | | 70 | | 60 | | 70 | | 65 | |

(騒音)朝:午前6時~午前8時まで 昼:午前8時~午後6時まで 夕:午後6時~午後10時まで
夜:午後10時~翌日午前6時まで

※騒音において、第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線が接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、上記の値から5dBを減じた値が基準値となる。

(振動)昼間:午前8時~午後8時まで 夜間:午後8時~翌日午前8時まで

※騒音及び振動において、学校、保育所、病院、図書館、特養老人ホームの敷地の周囲およそ50メートル以内の場合、上記の値からそれぞれ5dBを減じた値が基準値となる。

| 基準値 (敷地境界線における基準) | 1号区域 | 騒音:85dB 振動:75dB |
|----------------------|------|---------------------|
| | 2号区域 | |
| 作業時間※ | 1号区域 | 午後7時から翌日の午前7時までは禁止 |
| | 2号区域 | 午後10時から翌日の午前6時までは禁止 |
| 1日の作業時間※ | 1号区域 | 10時間を超えないこと |
| | 2号区域 | 14時間を超えないこと |
| 作業期間※ | 1号区域 | 連続6日を超えないこと |
| | 2号区域 | |
| 日曜日その他の休日※ | 1号区域 | 禁止 |
| | 2号区域 | |

1号区域・・・特定工場等の規制基準の第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校、病院等の施設の周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域・・・第4種区域のうち、1号区域以外の区域

※災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

4-2 交通騒音・交通振動

交通騒音・交通振動は、自動車が通行・アイドリングをする際のエンジン音、タイヤの摩擦音、クラクション音、通行に伴う揺れなど、交通に係る全ての騒音及び振動のことです。また、大型車の過剰な通行や、地盤が弱いなどの理由から陥没する場合があります。

ただし、選挙活動や自動車による商業宣伝などは、ここでいう交通騒音には含まれません。

本市では近年、平成24年4月の新東名高速道路開通、平成25年8月の「はばたき橋」開通など、交通事情に変化が生じており、新たな交通騒音・振動問題に注視していく必要があります。

【自動車騒音調査について】

市内主要道において年1回、市独自で調査を行っています。

令和3年度の騒音調査結果では、昼夜を含め全ての箇所で環境基準*を達成しています。なお、交通量調査については平成28年度より休止となりました。

令和3年度の交通騒音結果

| 測点番号 | 調査道路 測定場所 | 測定日 | 区分 | 騒音 (dB) | | | |
|------|-----------------------|-------------|----|---------|-----------|----------|----|
| | | | | 測定値 | 前年度 比較 | 環境 基準 | 適否 |
| A | 県道伊久美元島田線 野田1200-5 | R3.12.1~2 | 昼間 | 67.9 | 0.4 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 61.9 | 0.7 | 65 | 適 |
| B | 市道岸元島田線 御仮屋町9573-9 | R4.2.9~10 | 昼間 | 62.9 | 1.8 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 53.9 | 1.4 | 65 | 適 |
| C | 国道473号 金谷宮崎町376-5 | R4.2.9~10 | 昼間 | 68.6 | 1.6 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 63.5 | 4.0 | 65 | 適 |
| D | 国道1号 野田192地先 | R3.11.1~2 | 昼間 | 59.0 | -0.1 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 58.0 | -0.4 | 65 | 適 |
| E | 県道島田吉田線バイパス 阪本3528 | R3.11.4~5 | 昼間 | 68.0 | 0.1 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 60.0 | -0.6 | 65 | 適 |
| F | 県道島田岡部線 中溝町1726-4 | R3.11.11~12 | 昼間 | 68.1 | 0.4 | 70 | 適 |
| | | | 夜間 | 61.9 | -0.6 | 65 | 適 |

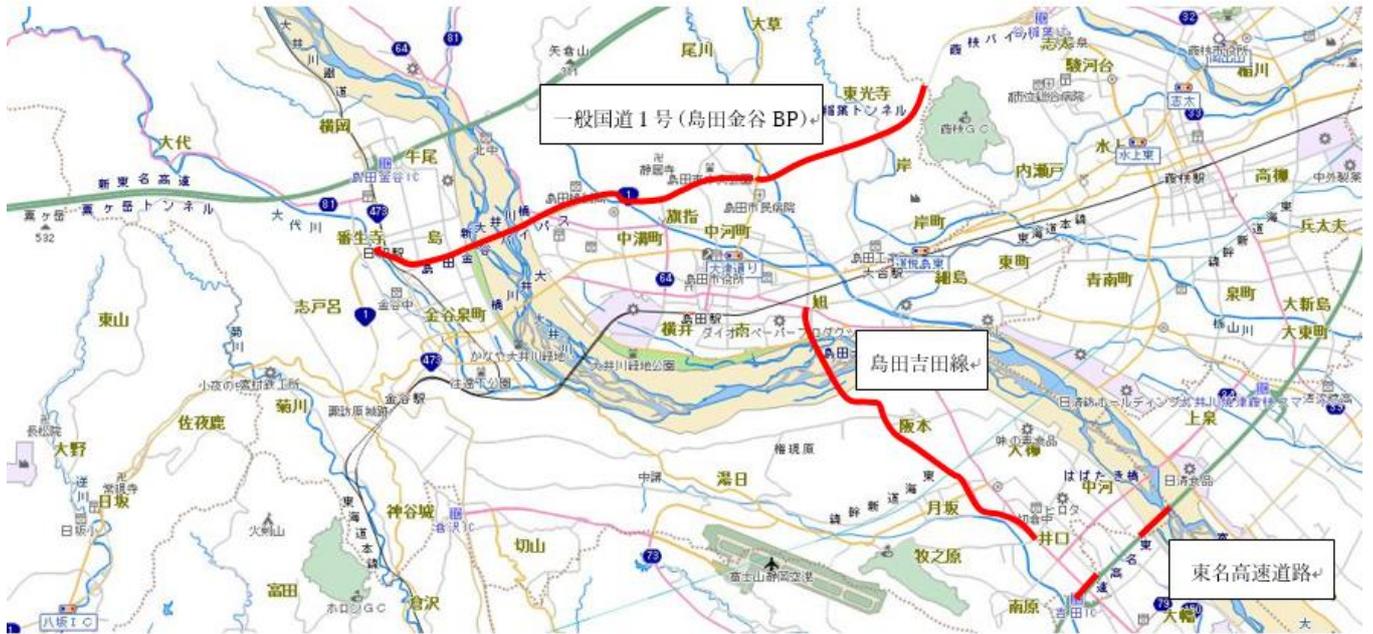
※ 昼間:午前6時~午後10時まで 夜間:午後10時~翌日6時まで

※ 騒音測定値は等価騒音レベル(Leq)

各測点における過去5年間の調査データとの比較

| 測点番号 | 時間 | 騒音レベル (dB) | | | | |
|------|----|------------|-------|------|------|------|
| | | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| A | 昼 | 63.8 | 66.9 | 67.7 | 67.5 | 67.9 |
| | 夜 | 58.2 | 61.6 | 62.5 | 61.2 | 61.9 |
| B | 昼 | 61.2 | 60.9 | 61.6 | 61.1 | 62.9 |
| | 夜 | 52.7 | 52.7 | 52.7 | 52.5 | 53.9 |
| C | 昼 | 66.6 | 66.4 | 67.6 | 67.0 | 68.6 |
| | 夜 | 59.7 | 59.4 | 60.9 | 59.5 | 63.5 |
| D | 昼 | 61.2 | 60.5 | 60.6 | 59.1 | 59.0 |
| | 夜 | 60.6 | 60.1 | 58.5 | 58.4 | 58.0 |
| E | 昼 | 67.5 | 67.9 | 67.7 | 67.9 | 68.0 |
| | 夜 | 59.9 | 61.5 | 60.2 | 60.6 | 60.0 |
| F | 昼 | 69.2 | 68.2 | 69.5 | 67.7 | 68.1 |
| | 夜 | 63.9 | 62.3 | 63.1 | 62.5 | 61.9 |

交通騒音調査及び航空機騒音調査地点



【自動車騒音常時監視結果について】

騒音規制法に基づき、平成24年度から市が実施することとなった調査で、市内主要道路の道路端から50メートル以内に位置する建物への騒音レベルを評価し（面的評価）、環境基準の達成状況を環境省に報告しています。

令和3年度は市内4路線4評価区間で調査を行い、いずれの評価区間でも環境基準達成率が90%を超えており、概ね良好な状況を示しました。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価結果

| 評価区 間番号 | 道路名 | 環境基準達成 率(%) | | 達成戸数(戸) | | 評価 対象 全戸数 (戸) |
|------------|------------------|----------------|------|---------|-----|------------------------|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | |
| 440-1 | 東名高速道路 | 100 | 100 | 38 | 38 | 38 |
| 10150-1～3 | 一般国道1号(藤枝バイパス) | 100 | 100 | 32 | 32 | 32 |
| 10151-1～5 | 一般国道1号(島田金谷バイパス) | 99.7 | 99.0 | 287 | 285 | 288 |
| 40690-1～3 | 島田吉田線 | 99.2 | 100 | 127 | 128 | 128 |
| | | | 合計 | 484 | 483 | 486 |

4-3 航空機騒音

航空機騒音には、航空機の離陸及び着陸に伴って発生する飛行騒音と、飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音とがあり、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲が広いという特徴があります。平成21年6月に富士山静岡空港が開港したことにより、本市でも新たに生じることとなった騒音です。航空機騒音については環境基本法に基づき、国及び静岡県により、26ページ中段の表のとおり環境基準値及び地域類型が定められています。航空機騒音の評価指標は、平成24年度まではWECPNL（加重等価平均感覚騒音基準。「やかましさ」の評価単位）*が使用されていましたが、平成25年4月1日から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）*へ変更されました。市内の測定点ではいずれも環境基準*を達成しています。

航空機騒音の調査結果（令和3年度）

| 測定番号 | 調査地点 | 地域類型 | 環境基準値(Lden) | 年平均(Lden) | 評価(年平均) |
|------|----------------------|------|-------------|-----------|---------|
| ① | 原の平公民館付近(島田市湯日) | II型 | 62dB | 44.2dB | ○ |
| ② | 吹木茶農協緑茶加工工場付近(島田市湯日) | | | 46.0 dB | ○ |
| ⑥ | 切山新田集会所付近(島田市切山) | | | 35.1 dB | ○ |
| ⑦ | 向山付近(島田市船木) | | | 42.2 dB | ○ |

※測定期間(夏季:令和2年7月18日～8月3日、冬季:令和2年12月4日～12月21日)(資料:静岡県空港管理課)

4-4 工場騒音・工場振動

工場の操業による騒音と振動は、発生源も被害者も移動せず、加害者の特定が比較的容易ですが、加害者側の事情により改善への取組がなされない場合も多くあります。一定規模以上の設備を備えた工場は騒音規制法及び振動規制法により規制されますが、中小規模の工場については経済的な問題や立地条件などが厳しく改善が進んでいません。

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する可能性のある施設を「特定施設」と定め、騒音については静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、クーリングタワー、集じん施設*、冷凍機などの施設を上乗せし範囲を広めています。これらの特定施設を有する工場、事業所は市への届出と規制基準（27ページ参照）の遵守義務が課せられており、規制基準に適合しないことにより、周囲の環境が損なわれると市が認める場合は改善勧告などを行うことができます。

4-5 生活騒音・生活振動

生活騒音は、事業者でない市民が日常生活の中で発する音が、他の住民にとって騒音となってしまうもので、近所のピアノやステレオの音、住宅密集地でのエアコン室外機の旋風音などがあります。もともとは市民の生活の場におけることでありながら、市民同士が被害者と加害者に分かれて争うこと、近所同士の今後の関係などの要素がからみ合うことなど、基本的に犯罪性が乏しく当事者以外が被る影響が小さいものが多いことから、法律の適用による行政処分が困難です。そのため、解決に向けた当事者同士の努力が欠かせません。

市民生活の多様化や地域コミュニティの弱体化により、近所同士の付き合いが希薄になる中で、地域のもめごとが行政に持ち込まれる例が多く、行政が「よろず相談所」と化している面もあります。

また、土木工事にかかわる騒音・振動においては、工事が終了するまでの一過性のもではありますが、重機や作業機械を用いた建設作業は周囲の生活環境に与える影響が極めて大きく、また日本では頻繁に土

木工事が行われ、かつ、その期間が長期化しやすく、加えて周辺の住民への説明が不十分な場合もあります。騒音規制法・振動規制法では、特定の重機や作業機械を用いる建設・解体作業等を市内で行う場合、その作業を特定建設作業*（27ページ参照）として、当該工事の概要と使用する重機などを市に届け出ることになっています。

令和3年度騒音に係る特定建設作業の届出状況

| 作業の種類 | 騒音規制法該当区域 | 静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域 |
|--|-----------|-----------------------|
| くい打機等を使用する作業 (アースオーガー*と併用する作業・圧入式を除く) | 0 | 3 |
| びょう打ち機を使用する作業 | 0 | 0 |
| さく岩機を使用する作業 (1日における2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る) | 12 | 7 |
| 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する場合を除く) | 4 | 5 |
| コンクリートプラント等を設けて行う作業 (アスファルトプラントを含む・モルタル製造のための作業を除く) | 0 | 0 |
| バックホウを使用する作業 (定格出力80kW以上) | 13 | 12 |
| トラクターショベルを使用する作業 (定格出力70kW以上) | 0 | 0 |
| ブルドーザーを使用する作業 (定格出力40kW以上) | 2 | 0 |
| 延べ作業数合計 | 31 | 27 |

※建設機械の一つで、掘削ドリルや穴掘り機など。オーガー(auger)とは錐のこと。

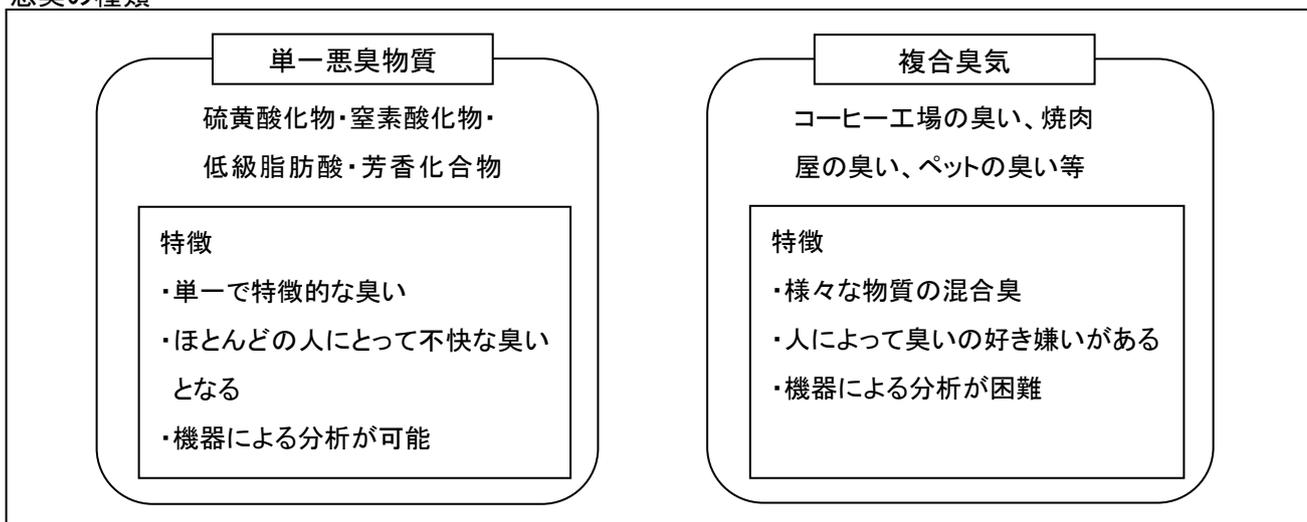
令和3年度振動に係る特定建設作業の届出状況

| 作業の種類 | 振動規制法該当区域 | 静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域 |
|-------------------------------|-----------|-----------------------|
| くい打ち機等を使用する作業 (油圧式・圧入式を除く) | 0 | 3 |
| 鋼球を使用して破壊する作業 | 0 | 0 |
| 舗装版破碎機を使用する作業 | 0 | 0 |
| ブレーカーを使用する作業 (手持ち式のものを除く) | 14 | 6 |
| 述べ作業数合計 | 14 | 9 |

5 悪臭

悪臭とは、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのある臭い」とされ、昭和47年に制定された悪臭防止法によって、被害を防ぐよう取組がされています。悪臭公害の特徴として、騒音や振動と同じく感覚公害の1つとされていること、悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質と複合臭気の2種類があります。

悪臭の種類



5-1 単一悪臭物質

主に化学薬品を使用する工場や、し尿処理場などでの過剰な悪臭の発生を抑制するために、悪臭防止法では22種類の物質を特定悪臭物質に指定し、各地の工場等の立地条件を踏まえながら規制区分を指定して、その区分に従って敷地境界線上の濃度規制がなされています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、特に悪臭を発生するおそれのある10種類の施設について悪臭に係る特定施設と定め、届出と管理を義務付けています。

5-2 複合臭気

複合臭気は、その特性上測定が困難であることから研究が遅れ、基礎データの収集や防止対策の方法について、長い間法的措置がとられませんでした。平成8年から、当時の環境庁によって官能試験法（三点比較式臭袋法）が採用され、人間の嗅覚を用いた分析も行われるようになりました。

本市では、平成21年度から市全域に臭気指数*規制を適用し、規制基準は臭気指数15と定められています（平成21年3月17日静岡県告示第231号）。

なお、旧金谷町では平成13年度から臭気指数制度を適用しており、合併後も金谷地区では平成20年度まで臭気指数18を規制基準としていました。

5-3 脱臭のための技術

悪臭は、空気中に含まれる悪臭物質によるものであり、悪臭物質を空気中から取り除くことで臭いを弱めることができます。悪臭防止法では、特定施設の管理項目の中に、脱臭装置の設置や防臭剤の散布を義務付けていますが、特定施設に当たらない小規模の事業所からの悪臭についても、必要に応じて設置するのが望ましいです。

脱臭は、目的の悪臭物質に適した方法を選択したり、組み合わせたりして行います。基本的には、吸着させる・化学反応させる・燃焼させる・より強い臭いで隠ぺいする、の4つの手法がとられています。

事業場等で使用される主な脱臭法

| 脱臭法 | 原理 | 効果のある悪臭物質 |
|----------|--|-------------|
| ガス洗浄法 | 排ガスを水や薬品に通して悪臭物質を液側に移す方法で最も一般的な方法 | ほとんどの悪臭物質 |
| オゾン酸化法 | 悪臭物質をオゾンと反応させて無臭化させたり、オゾンの強い臭いで隠ぺいする方法 | ほとんどの悪臭物質 |
| 直接燃焼法 | 悪臭ガスを800度以上の高温で悪臭物質を完全に燃焼させる方法 | 燃焼能力の高い悪臭物質 |
| 接触酸化法 | 触媒を用いて260度から320度程度の低温で悪臭ガスを分解させる方法 | 燃焼能力の低い悪臭物質 |
| 吸着法 | 活性炭やシリカゲルを使って悪臭物質を吸着させる方法 | アルコール類、油類 |
| 塩素処理法 | 悪臭物質を塩素化合物と反応させて無臭化する方法 | 生物系有機化合物 |
| 空気酸化法 | 一時的に空気にさらして無害化させる方法 | 硫化水素 |
| マスキング法 | 悪臭よりも更に強い臭いをもつ芳香物質で隠ぺいする方法 | ほとんどの悪臭物質 |
| 土壌酸化法 | 土壌細菌の働きにより、悪臭物質を分解する方法 | アンモニア及びアミン類 |
| イオン交換樹脂法 | イオン交換樹脂により悪臭物質を吸着させたり、イオン反応によって除去する方法 | 下水・し尿 |

5-4 悪臭特定施設の届出状況

静岡県生活の保全に関する条例によって悪臭に係る特定施設として定められた規模の施設を有する事業場等は、施設の設置についての届出が義務付けられ、特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を求められます。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

悪臭に係る特定施設設置届出状況(令和3年3月末現在)

| 施設番号 | 特定施設の名称 | 件数 |
|------|-----------------------------------|----|
| 3 | パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設 | 1 |
| 4 | 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設 | 1 |
| 7 | 木材チップの堆積場であって、面積が1,000平方メートル以上のもの | 1 |

6 公害苦情

公害は、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と、それ以外の公害（日照阻害、通風阻害、電波障害など）とに分けられます。

本市における公害苦情は、大気汚染、騒音、水質汚濁、悪臭が主となっています。

基準に適合しない焼却炉での焼却や、地焼き・ドラム缶等を使用した焼却行為（いわゆる「野焼き」）から発生するばい煙による大気汚染に関する苦情や騒音の苦情が多く、令和3年度では、野焼きに関する苦情は13件、騒音に関する苦情9件はありました。ただし、匿名の苦情が多く、電話相談だけであったり、現場確認をしたものの発生源を特定できず解決に繋がらなかったりしたのも多く、集計に含まれていないものも多くあります。相談などの軽易な苦情を含めると野焼きに関しては17件、騒音に関しては12件、悪臭に関しては12件の苦情・相談等がありました。

過去5年間の公害苦情件数

| 年度 | 合計 件数 | 典 型 7 公 害 | | | | | | | そ の 他 |
|-----|----------|------------------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|--------|-------------|
| | | 大 気 汚 染 | 水 質 汚 濁 | 土 壌 汚 染 | 騒 音 | 振 動 | 地 盤 沈 下 | 悪 臭 | |
| H29 | 46 | 16 | 4 | 0 | 19 | 0 | 0 | 6 | 1 |
| H30 | 47 | 17 | 8 | 0 | 16 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| R1 | 23 | 6 | 2 | 0 | 11 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| R2 | 18 | 9 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| R3 | 31 | 15 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 7 | 0 |

令和3年度の地区別公害発生件数

| 地区名 | 川根 | 五和 | 金谷 | 伊久身 | 大長 | 大津 | 六合 | 旧島田 | 初倉 |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 件数 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 | 11 | 8 |

令和3年度の主な公害苦情の内容

| 公害等の種類 | 発生源 | 対応 | 経過 |
|---------------|-----|-----------------------------------|----|
| 騒音 | 製造業 | 工場稼働音の相談について、測定や事業者と申立者の間の調整を行った。 | 継続 |
| 悪臭 | 農業 | 牛糞等のすきこみについて対応した。 | 解決 |
| 大気汚染 (野焼き) | 農業 | 訪問指導を行った。 | 解決 |

7 環境保全協定*

市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として公害関連法令が制定されていますが、本市は、これらの法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。

なお、協定工場と毎年、環境保全計画書の見直しの協議を実施しています。

環境保全協定締結工場一覧

| 事業所名 | 工場所在地 | 業種 | 締結年月日 |
|----------------------------------|-----------------|----------------|------------|
| 新東海製紙(株)島田工場 | 島田市向島町4379 | 製紙業 | 昭和50. 9.11 |
| (株)ヤマシタ静岡事業所 | 島田市中河737 | リネンサプライ業 | 昭和51. 7. 1 |
| (株)紀文食品静岡工場 | 島田市大柳297-1 | 食品製造業 | 昭和51.12. 3 |
| 矢崎計器(株)島田製作所 | 島田市横井一丁目7-1 | 精密機械器具製造業 | 昭和54. 2.19 |
| ダイオーペーパープロダクツ(株)島田事業所 | 島田市宝来町8-1 | 家庭紙製造業 | 昭和56. 3. 3 |
| ネスレ日本(株)島田工場 | 島田市細島1700 | 食品製造業 | 平成元. 4.26 |
| 味の素食品(株)静岡工場 味の素ベーカリー(株)島田事業所 | 島田市大柳1177-1 | 食品製造業 | 平成3.11.19 |
| (株)あじかん静岡工場 | 島田市中河817-5 | 食品製造業 | 平成10. 3.20 |
| トライ産業(株)島田工場 | 島田市中河895-22 | 食品加工業 | 平成14.10.16 |
| 日本クッカー(株)島田工場 | 島田市中河895-21 | 食品製造業 | 平成17. 1.18 |
| シミックCMO(株)静岡工場 | 島田市金谷東一丁目588 | 医薬品製造業 | 平成18. 4. 3 |
| 沼津熔銅(株)金谷工場 | 島田市金谷泉町21-1 | 荒引線加工製造業 | 平成18. 6.21 |
| ジオスター(株)金谷工場 | 島田市金谷東二丁目44-9 | 窯業コンクリート二次製品製造 | 平成19. 3.15 |
| 富士食品工業(株)静岡金谷工場 | 島田市牛尾1600-1 | 調味料製造業 | 平成25. 3.26 |
| サンコー精産(株)島田工場 | 島田市横岡新田字堤間1番地11 | 金属加工業 | 令和3.12.22 |
| (株)ジャパンスリーブ島田工場 | 島田市大草492番地1 | 印刷業 | 令和3.12.22 |

令和4年月末現在 16工場と協定締結

※操業停止により特種東海製紙(株)横井工場は協定解除(平成29年6月)

※(株)ヤマシタコーポレーション静岡事業所は(株)ヤマシタ静岡事業所に社名変更(平成31年4月)

※クノール食品(株)東海事業所は味の素食品(株)静岡工場に社名変更(平成31年4月)

8 自然環境

8-1 地象

本市は南北に長い地形で、その中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

この地形を形成してきた最も重要な要素は大井川です。大井川は、山梨・長野両県との県境にあたる赤石山脈に源を発し、駿河湾に注ぐ全長約168kmの1級河川で、本市よりも下流部では、川幅（河岸を含む）が1km以上にも達する大河川です。静岡県を流下する河川は、富士川、安倍川、天竜川など、いずれも日本有数の急流性の暴れ川であり、大井川もその特徴をもって川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。

特に、川根地区において、約4kmにわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「^{せんじゅう}鵜山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして、志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

歴史的に大井川が志太榛原地域の地形を作ってきたことは、地層を見てもわかります。本市において最も古い地層は、北部の伊久美川流域に分布する四万十層群ですが、これは、伊久美以南の地域が四万十層群形成当時まだ海の底であったことを物語っています。そして、瀬戸川層群、大井川層群、相良層群と、基本的に南にいくほど新しい時代の地質となっています。また、牧之原台地のように南部の中位段丘は、大井川の流下によって土砂が徐々に堆積していったものです。最北部の川根地区は、中世代三倉累層群（伊久美層群、徳山層群）が面積の95%を占め、身成川、大井川に沿った一部に沖積層（河岸段丘）が見られます。礫質であるため腐植に富み、茶の栽培に適していますが、地形は急傾斜地が多くなっています。

大井川扇状地には、大井川のほかに大小いくつかの河川がありますが、谷川がほとんどで、大津地区などを除き泥層や池沼は発達していません。礫層であるため水はけがよく、水田を開墾しようとしても水はすぐに地下に浸み込んでしまうため、かつては俗に「ザル田」と呼ばれるほどでした。その一方で広く豊富な地下水帯をもち、昔から地下水の利用が盛んでした。また、この透水性の高い礫で構成された初倉地区の台地は、水はけの良い場所を好む茶の栽培に適しています。

8-2 気象

本市は太平洋側気候区に位置し、冬は北西の季節風の影響により、晴天で乾燥した日が続き、逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となります。本市の気候の特色として、年間を通じて卓越した西風が吹き、冬期には特にこの傾向が著しく、夜の冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くあります。これは、風が、本市の北側や西側の山地から大井川の谷を吹き出し口として平野部に吹き降りてくるもので、気象条件よりも地形が大きく影響していると考えられます。このため平野部では冬期に乾燥し、雪が降るのはまれです。しかし、強風により北部山地に積もった雪が吹き送られ、雪がまばらに降るように見える「風花（かざはな）」は年に数回見られます。

島田市の平均気温(市役所)

(単位:°C)

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均気温 | 16.8 | 16.8 | 16.6 | 16.6 | 17.0 | 16.5 | 17.1 | 17.2 | 17.5 | 17.7 | 18.4 | 17.7 | 17.1 |

令和3年度 島田市の月別平均風速(参考値)

(単位:m/秒)

| 地点 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年平均 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市役所 | 3.1 | 3.6 | 2.2 | 2.7 | 3.2 | 2.4 | 2.2 | 3.2 | 4.2 | 3.6 | 4.3 | 3.7 | 3.2 |
| 初倉小 | 0 | 3.5 | 2.1 | 2.5 | 3.0 | 2.3 | 2.4 | 3.5 | 4.0 | 3.7 | 4.5 | 4.1 | 3.2 |
| 六合小 | 0 | 3.3 | 2.2 | 2.5 | 2.9 | 2.1 | 2.2 | 3.3 | 3.6 | 3.6 | 4.1 | 3.9 | 3.1 |

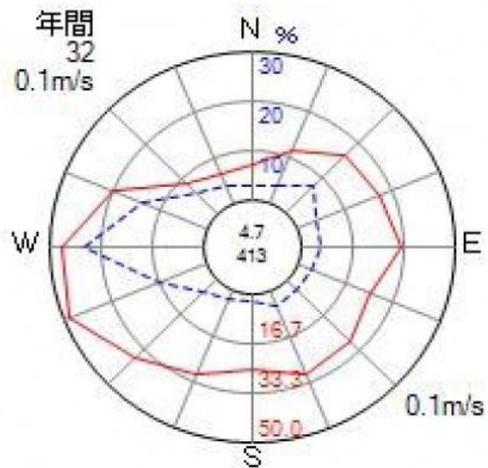
※未検定の観測機材を使用しているため参考値となる。

令和3年度 島田市の年間風向頻度(参考値) (単位:%)

| 方位 | 市役所 | 初倉小学校 | 六合小学校 |
|-----|------|-------|-------|
| 北 | 2.7 | 2.6 | 1.7 |
| 北北東 | 3.4 | 1.0 | 1.2 |
| 北東 | 7.4 | 2.9 | 7.1 |
| 東北東 | 4.3 | 4.0 | 4.9 |
| 東 | 3.9 | 6.0 | 3.4 |
| 東南東 | 3.3 | 4.0 | 2.5 |
| 南東 | 3.0 | 3.4 | 2.4 |
| 南南東 | 3.5 | 3.9 | 3.1 |
| 南 | 1.9 | 3.5 | 3.6 |
| 南南西 | 2.1 | 2.0 | 2.9 |
| 南西 | 3.5 | 2.5 | 6.2 |
| 西南西 | 10.0 | 4.8 | 16 |
| 西 | 23.2 | 14.3 | 27.8 |
| 西北西 | 13.6 | 28.3 | 8.3 |
| 北西 | 5.6 | 10.3 | 2.9 |
| 北北西 | 3.6 | 2.9 | 1.5 |
| 静穏 | 4.7 | 3.3 | 4.5 |

※未検定の観測機材を使用しているため参考値となる。また、
欠測値を含まないため合計値は100%とならない。

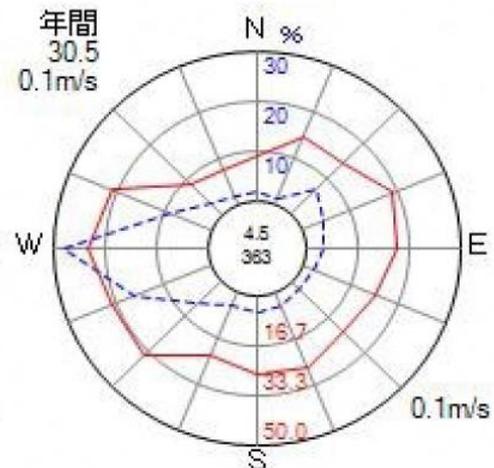
島田市役所
(風向頻度・時間数)



初倉小学校
(風向頻度・時間数)



六合小学校
(風向頻度・時間数)



8-3 水生生物

島田市内では、水生生物による河川水質調査を行っています。この調査は、河川に住む水生生物を調査することによって、そこで見られる指標生物（温度や湿度、水量、酸素量など、その生物が生息できる環境条件が特徴的であるため、その生物が生息していることがその地域の状態を示す証拠となる生物）の状況から調査地点の水質を4段階で評価するもので、複雑な器具や特別な専門知識を持たなくても調査できるため全国の学校・行政機関で広く行われています。

島田市では、(社)日本水環境学会から発行されているテキスト「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～(環境省水環境部・国土交通省河川局編)」をもとに水生生物調査を行っております。

調査は市内7水系21箇所で行っており、その結果は下表及び次ページ図のとおりです。

水生生物調査結果

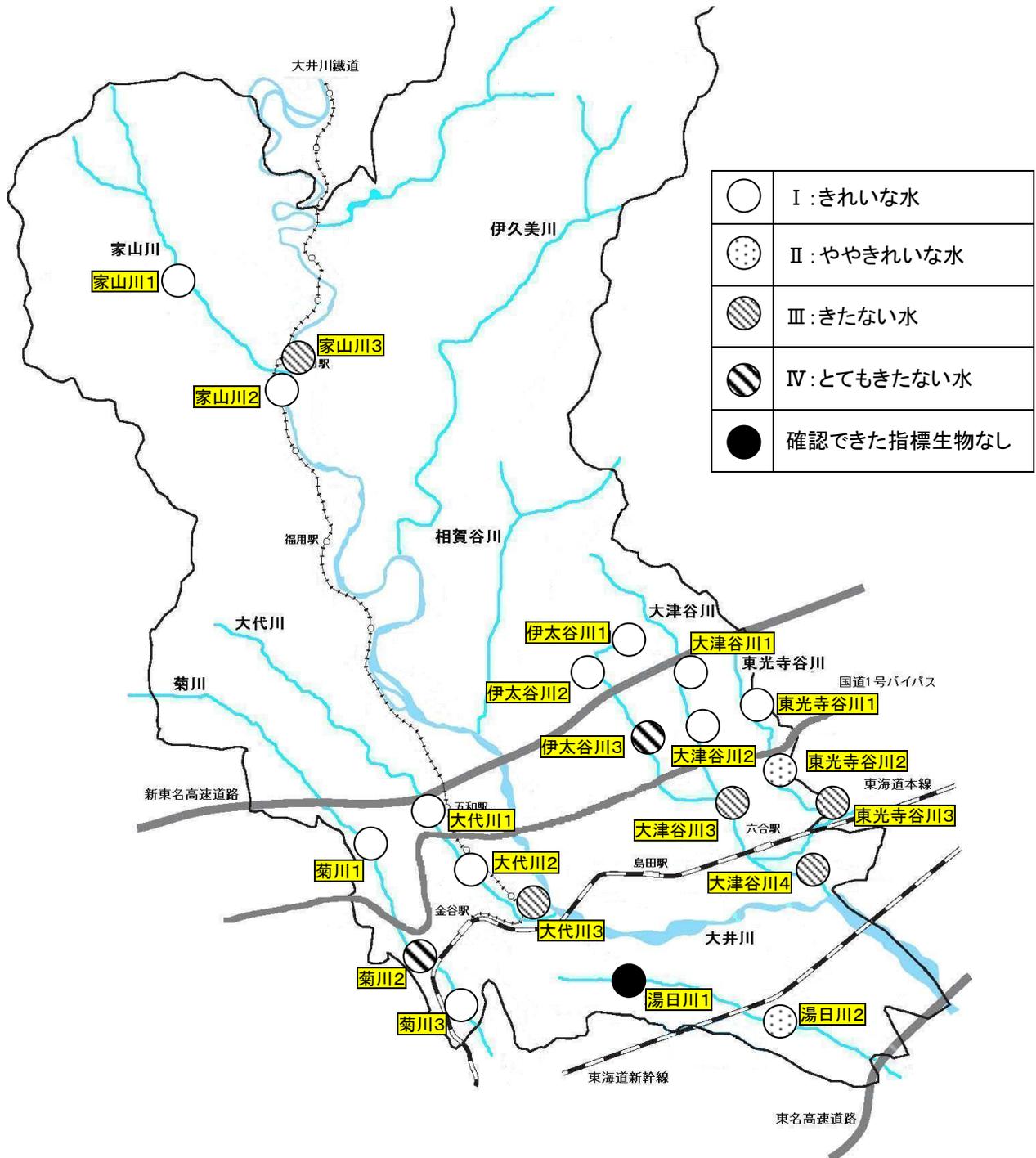
| 河川水系 (調査日) | 番号 | 調査箇所名(位置) | 水質階級 | 主な指標生物 |
|--------------------|----|----------------|------|-------------------------|
| 家山川 (R3.9.28) | 1 | 新協和橋(家山祢宜島) | I | カワゲラ類、ヘビトンボ |
| | 2 | 家山橋(家山市場) | I | カワゲラ類 |
| | 3 | 堀川河口※(家山市場) | III | コガタシマトビケラ類、タニシ類、ミズムシ |
| 大津谷川 (R4.3.9) | 1 | 天徳寺(大草) | I | ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類、カワニナ類 |
| | 2 | 大津小学校(落合) | I | ナガレトビケラ類、カワゲラ類、シマイシビル |
| | 3 | 千歳橋(元島田) | III | シマイシビル、ミズムシ |
| | 4 | 源助橋(細島) | III | シマイシビル |
| 伊太谷川 (R2.8.12) | 1 | 田代環境プラザ下(伊太田代) | I | サワガニ、ヤマトビケラ類、ヒラタドロムシ類 |
| | 2 | もものき沢(伊太上伊太) | I | サワガニ、カワニナ類 |
| | 3 | 用水合流点(伊太中村) | IV | コガタシマトビケラ類、サカマキガイ、ユスリカ類 |
| 東光寺谷川 (R3.9.17) | 1 | 茶農協跡(東光寺) | I | サワガニ、カワニナ類 |
| | 2 | 阿知ヶ谷東山(阿知ヶ谷) | II | カワニナ類、ヒラタドロムシ類、シマイシビル |
| | 3 | 宿島橋(岸町) | III | コガタシマトビケラ類、シマイシビル、ミズムシ |
| 大代川 (R2.8.5) | 1 | 昭代橋(竹下) | I | カワゲラ類、ナガレトビケラ類、ヘビトンボ |
| | 2 | 大代橋(金谷泉町) | I | ヒラタカゲロウ類、ヘビトンボ、オオシマトビケラ |
| | 3 | 往還下橋(金谷東二丁目) | III | ヒラタカゲロウ類、シマイシビル |
| 菊川 (R4.3.16) | 1 | 佐夜鹿北(佐夜鹿) | I | ナミズムシ、ヒラタカゲロウ類、ヘビトンボ |
| | 2 | 菊水橋(菊川) | IV | ユスリカ類 |
| | 3 | 浅川橋(神谷城) | I | カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類 |
| 湯日川 (R2.9.4) | 1 | 湯日川上流(湯日吹木) | — | 確認できた指標生物なし |
| | 2 | 月坂団地(月坂) | II | カワニナ類、シマイシビル |

※堀川は家山川とは独立した水系とされているが、大井川河川敷への流入地点が近接し、河原内で合流することが多いため便宜上同一の水系として扱う。

参考1: 水質階級と指標生物

| 水質階級 | 指標生物 |
|---------------|--|
| I : きれいな水 | アミカ類、ナミウズムシ、カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類、ブユ類、ヘビトンボ、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類 |
| II : ややきれいな水 | イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ類、ヒラタドロムシ類、ヤマトシジミ |
| III : きたない水 | イソコツブムシ類、タニシ類、ニホンドロソコエビ、シマイシビル、ミズカマキリ、ミズムシ |
| IV : とてもきたない水 | アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類 |

出典:「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～(環境省水環境部・国土交通省河川局編)」



令和3年度水生生物調査結果図

参考2: 国土交通省静岡河川事務所による大井川本流水生生物調査(令和2、3年度は調査中止)

| 調査地点 | 調査日 | 水質階級 | 主な指標生物 |
|----------------------|---------|------|---------------------------------|
| 大井川橋下流右岸 かなや大井川緑地 | R1.7.26 | I | カワゲラ類 ヒラタカゲロウ類 コガタシマトビケラ類 |

※参考資料: 静岡河川事務所ホームページ(<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/river/research/>)

家山川と合流する直前の堀川河口では近接している家山橋に比べて水質階級が低くなりますが、これは、堀川が家山の市街地を流れる川であるために生活排水等の影響を受けていると考えられます。菊川でも、住民が多く住む地域で生活排水の影響があり、水の流れが悪い菊水橋ではユスリカ類が多く見つかると、水質階級が低くなっていますが、水の流れが回復する下流の浅川橋では水質階級が高くなります。

水生生物調査では、川を四つの水質階級に分けておりますが、この結果は主に人間が川に流す生活排水の影響で変化する川の生物の様子をできるだけ反映するようにしています。生活排水の中でも川の水を汚す主な原因は食用油や食べ残し、飲み残しなどです。しょうゆやお米のとぎ汁などを川に流した場合、魚が住めるような水になるまで薄めるようになるためには、必要な水の量は以下の表のようになるといわれています。

各家庭でも浄化槽を適切に管理し、不要なものをみだりに水に流すことをせず、地域の川が極端に汚れることのないように心がけましょう。調理時の食品残渣を減らしてごみを出さないようなエコクッキングや、使用済みの食用油を回収して石鹸として再利用するなどの取組事例もあります。

食品などのBODと、魚が住めるような水になるまで薄めるのに必要な水の量

| | | 汚れの程度(BOD) | 必要な風呂おけの水 (1杯は約300リットル) |
|-------|---------|---------------|----------------------------|
| しょうゆ | 15ml | 150,000mg/l | 1.5杯 |
| 米のとぎ汁 | 2,000ml | 3,200mg/l | 4.2杯 |
| 味噌汁 | 200ml | 35,000mg/l | 4.7杯 |
| マヨネーズ | 10ml | 1,200,000mg/l | 8杯 |
| 牛乳 | 200ml | 78,000mg/l | 10杯 |
| おでんの汁 | 500ml | 74,000mg/l | 25杯 |
| 天ぷら油 | 500ml | 1,000,000mg/l | 330杯 |

参考: 静岡県環境衛生科学研究所発行「生きものでわかる しずおかの川」

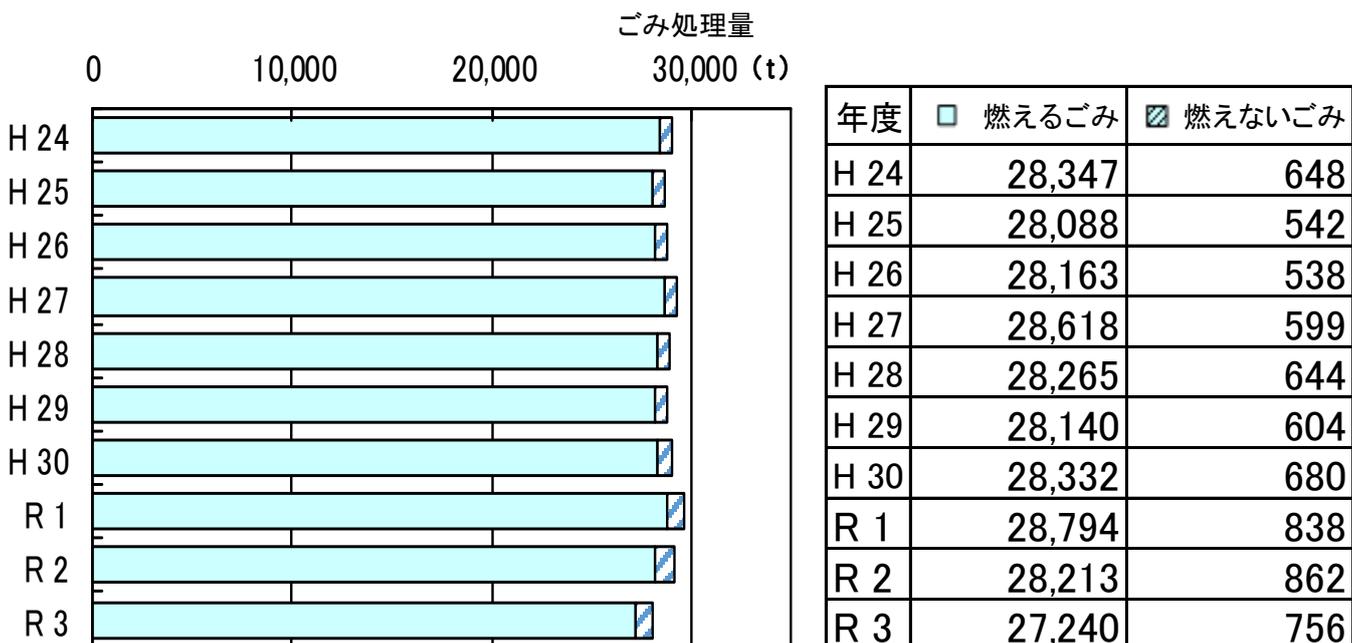
9 一般廃棄物*

9-1 ごみ

本市では、資源ごみの他に燃えるごみ（可燃ごみ）、燃えないごみ（廃家電や主に金属ごみ）を収集しており、平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックの集積所回収、平成26年度から古布類の拠点回収を開始しました。

ここ数年のごみ処理量は、昨今の終活・断捨離等の片付けブームによる家庭ごみの増加や新型コロナウイルス感染症の影響等による事業ごみの減少の影響もあり、増減を繰り返しています。

今後も再利用（リユース）を啓発し、生ごみ処理（消滅）容器（キエーロ）の普及活動を強化していくなど、ごみの発生抑制（リデュース）を推進していく必要があります。



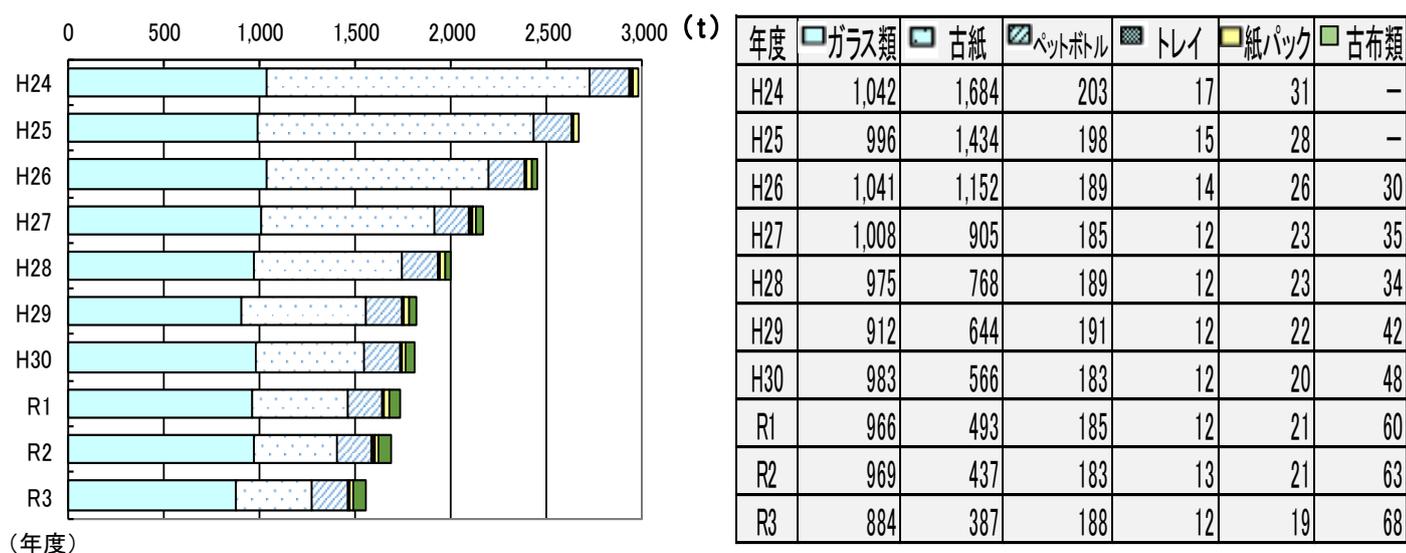
(年度)

9-2 リサイクル

本市では、資源ごみとして市内約740か所の集積所（古紙類は704か所）で古紙類、ガラス類（空きびん、陶磁器及び雑ガラス）、乾電池、蛍光灯を収集しています。平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックなどの容器包装については、従来の店頭回収に加え、集積所でも収集、平成26年度からは古布類の拠点回収も開始し、リサイクルへの意識高揚を図っていますが、依然として、資源類が燃えるごみに混入されていることから、更なる分別の徹底が必要です。また、近年、資源類の回収量が減少しており、特に古紙の回収量の減少が顕著となっています。これは、ペーパーレス化による全国的な古紙の激減が原因であると推測されます。新たなリサイクルの検討としては、平成30年度から試験的ではありますが自己搬入された使用済み羽毛布団のリサイクルを開始しています。有害物質の対策としては、平成30年度から市役所、支所の窓口など（6か所）で、水銀体温計、血圧計の拠点回収を開始し、燃えるごみへの混入を防ぎ、確実にリサイクルすることで、大気汚染防止に配慮しています。

また、田代環境プラザでは、熔融炉で燃えるごみを処理して排出されるスラグ及びメタルを売却して再資源化しています。スラグ及びメタルの再資源化により最終処分は処理灰のみとなり、最終処分量を従来の焼却施設より半分以下に抑えています。

リサイクル量（民間の回収は含まない）



9-3 ごみ・資源の収集・処理体制

資源類とごみの収集は、市の直営と民間委託により行っています。島田地区の可燃ごみと不燃ごみ及び川根地区の全てのごみは市の直営、島田地区の資源類及び金谷地区の全てのごみは民間委託による収集となっています。

燃えるごみは田代環境プラザで溶融処理し、処理灰は島田市一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしていましたが、平成28年度で搬入を終了したため、平成29年度からは民間施設に処理を委託しています。

資源類は、古紙類、びん（白色・透明、茶色のもの、リターナブル）、紙パック、古布類は売却し、容器包装リサイクル法対象のペットボトル、白色トレイ、売却できない色付きびんは民間委託により減容圧縮等を行った後、指定法人ルートで再商品化事業者処理を委託しています。また、陶磁器・ガラス屑は埋立処理せず、土砂の代替用として再商品化事業者処理を委託しています。

ペットボトルについては、平成18年度から入札拠出金として収入が発生しています。平成22年度からは回収したペットボトルについているペットボトルキャップの選別及び売却を開始しました。その他の品目も売却又は再商品化事業者委託しリサイクルを行っています。

第3章 第2次島田市環境基本計画の進捗状況

第2次島田市環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため5つの「基本目標」を示しています。第3章では、その「基本目標」に基づいた令和3年度の市の取組実績や今後の計画を掲載しています。

取組内容の詳細中の◎は重点取組を示しており、計画では取組内容の中から代表的な指標を選び、「数値目標」を設けています。これについては平成29年度を基準値とし、令和3年度実績、令和4年度最終目標を掲載しています。

◆数値目標

「数値目標」については、下記の方法で達成状況を把握することにより点検を行っています。

●目標が数値で示されている場合

| 数値の状況 | 達成率 |
|---|-------------------------------------|
| 対象年度の数値が目標値を越えて改善されている場合 | 100% |
| 対象年度の数値が基準値に比べて同等、または改善されているが、目標値には達していない場合 | 達成率 = (現状値-基準値) ÷ (目標値-基準値) ×100 |
| 対象年度の数値が基準値に比べて悪化している場合 | 要改善 |

●毎年一定数値以上を目標とする場合（「毎年●回以上」など）

| 数値の状況 | 達成率 |
|----------------|-----|
| 現状値が目標値以上である場合 | 良好 |
| 現状値が目標値未満である場合 | 要改善 |

各取組には関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の17のゴールのロゴマークが記載されています。

「SDGs」とは？

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2030年の世界の姿を表した目標の集まりです。世界中の政府・国連・市民・企業・研究者・女性・若者などの様々な立場の人たちが3年間かけて協議を重ね、完成させた目標であり、国連のすべての加盟国がこの目標に合意しています。SDGsには、大きく分けて環境・経済・社会の3つの目標があり、それぞれの目標はお互いに関連しあっています。

SDGsは「みんなのための・みんなで支える」指標であり、政府・国連に加えて、企業・自治体・個人など誰もが参加できる枠組みになっています。



1 自然環境の保全

取組の方向 1-1 川や水を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に 対する達成率 | 方向 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|----|
| 上水道有収率* | 76.1% | 73.8% | 79.0% | 要改善 | ↑ |
| 河川愛護団体数 | 14団体 | 14団体 | 18団体 | 0% | ↑ |
| 雨水浸透施設*設置助成件数 (累計) | 407件 | 415件 | 500件 | 83% | ↑ |
| 大井川の水環境に対する市民の 関心度 | 67% | 35.0% | 70.0% (2021) | 50% | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-------------|------------------|--|-------|
| 水 利 用 | 節水の推進 | <p>◎節水の啓発に努めるとともに、水資源を有効利用するために有収率の向上を図る。</p> <p>計画：老朽管路更新 天神原及び旗指配水区から順次更新する。 漏水修繕 通報後1週間以内に実施する。</p> <p>実績：布設替 令和3年度 2.42km 0.57% (2420m布設替/420345m総延長) 漏水修繕件数 174件 (うち鉛管交換件数 92件) ※北部地区 別途20件あり</p> <p>R4計画：老朽管路更新 天神原及び旗指配水区から順次更新する。 職員による漏水調査を計画的に実施する。 漏水修繕 通報後、1週間以内に実施。</p> | 水 道 課 |
| 河 川 | 自然に配慮した 水辺づくり | <p>◎多自然型工法*などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努める。</p> <p>計画：県と連携して自然環境に配慮した、計画及び整備を推進していく。</p> <p>実績：各地域の流域治水協議会や湯日川水系流域委員会において、水害リスクを踏まえたまちづくりや、河川環境の整備や保全について協議した。</p> <p>R4計画：本年度も引き続き、県や流域関係市町と連携し自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。</p> | 建 設 課 |
| | 協働による水辺 環境の保全 | <p>◎河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ*制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進する。【再掲5-3】</p> <p>計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。</p> <p>実績：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行った。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行った。 ③新たに締結した団体はなかった。</p> <p>R4計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。</p> | すぐやる課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|---|-------|
| 河川 | <p>河川・水路の水量の確保</p> <p>◎流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流況改善について調査・研究を行い、流量の増加を目指す。</p> <p>計画：大井川流域8市2町（島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町）で組織する「大井川の清流を守る研究協議会」と連携し、大井川の実環境保全のための啓発活動及び流域連携による交流活動を推進する。</p> <p>①大井川の現状視察会：源流部、下流域 ②大井川環境教育出前講座：管内小学校 ③会員・幹事等現況調査視察会 ④大井川フォーラムの開催 ⑤海岸等清掃活動事業</p> <p>実績：①大井川の現状視察会 源流部（11/12）下流域（2/25） ②大井川環境教育出前講座 「大井川を知る出前講座」（9/27～11/30）16校（27クラス697人）を実施した。</p> <p>R4計画：引き続き、大井川流域8市2町（島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町）で組織する「大井川の清流を守る研究協議会」と連携し、大井川の実環境保全のための啓発活動及び流域連携による交流活動を実施する。</p> <p>①大井川の現状視察会：源流部、下流域 ②大井川環境教育出前講座：管内小学校 ③会員・幹事等現況調査視察会 ④大井川フォーラムの開催 ⑤海岸等清掃活動事業</p> <hr/> <p>◎流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流況改善について調査・研究を行い、流量の増加を目指す。</p> <p>計画：リニア中央新幹線の建設工事中及び供用後における大井川の水資源等に与える影響を継続的に確認し、将来にわたって環境が保全されるよう引き続き対応していく。</p> <p>実績：大井川の水資源保全のため、静岡県・流域市町と連携してJR東海との対話を行った。</p> <p>（9/18）大井川流域市町首長とJR東海との意見交換会 （1/20）大井川利水関係協議会 リニア中央新幹線静岡工区有識者会議にオブザーバーとして参加。令和3年度2回開催令和3年度2回開催。令和3年12月に「大井川資源問題に関する中間報告」が取りまとめられた。</p> <p>R4計画：リニア中央新幹線の建設工事中及び供用後における大井川の水資源等に与える影響を継続的に確認し、将来にわたって環境が保全されるよう引き続き対応していく。</p> | 戦略推進課 |
| 地下水 | <p>地下水の適正利用</p> <p>○大井川地域地下水利用対策協議会に参加し、広域連携による地下水利用の適正化を推進する。</p> <p>計画：大井川地域地下水利用対策協議会の事務局を努め、広域連携による地下水利用の適正化に必要な事業を実施する。</p> <p>実績：大井川地域地下水利用対策協議会にて定期総会を1回、委員会を三回開催し、揚水設備の相互管理に取り組んだ。</p> <p>令和3年5月27日 第一回委員会及び幹事会 令和3年7月16日 定期総会 令和3年9月29日 第二回幹事会及び幹事会 令和4年1月14日 第三回委員会及び幹事会</p> <p>R4計画：大井川地域地下水利用対策協議会の事務局を努め、広域連携による地下水利用の適正化に必要な事業を実施する。</p> | 環境課 |

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|-------------|--|-------|
| 地下水 | 地下水の適正利用 | <p>○地下水位・塩水化の監視を実施し、地下水障害の発生防止に努める。</p> <p>計画：①地下水採取者へ採取量報告書の提出を求めることにより地下水の適正利用を推進する。</p> <p>②大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化の監視を実施する。</p> <p>実績：①休止中や破産した会社を除き、全ての地下水採取者から報告書の提出があり、採取量データを把握することができた。</p> <p>②島田市内を含む大井川地域地下水位15か所、塩水化37か所、湧水量8か所を調査した。</p> <p>R4計画：①地下水採取者へ採取量報告書の提出を求めることにより地下水の適正利用を推進する。</p> <p>②大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化の監視を実施する。</p> | 環境課 |
| | 雨水浸透施設設置の推進 | <p>○地下水を涵養するため、雨水浸透施設の設置を推進する。</p> <p>計画：・雨水浸透ます設置件目標数 66件</p> <p>・市民、土地利用事業者及び建築士会等への補助制度の周知を中心にPR活動を行う。</p> <p>実績：雨水浸透施設設置費補助金制度を利用した雨水浸透ますの設置件数 6件</p> <p>土地利用事業計画承認申請において、分譲宅地造成事業については、雨水浸透ますの設置（全区画）を承認の条件とした。</p> <p>R4計画：雨水浸透ます設置目標 66件</p> <p>市民、土地利用事業者及び建築士会等への補助制度の周知を中心にPR活動を行う。</p> | 都市政策課 |

取組の方向 1-2 森林を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 森林整備面積（年間） | 226.3ha | 191.85ha | 310ha | 要改善 | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|----------|--|-------|
| 森林 | 総合的な森林管理 | <p>○島田市森林整備計画に基づき、計画的な森林の保全・整備を行う。</p> <p>計画：計画的に整備を行う必要があるため、事業者から提出される森林経営計画について内容を確認し、助言・指導を行う。</p> <p>実績：島田市森林整備計画に基づき、林業経営体から新規4件（683.43ha）、変更5件（849.96ha）の計9件（1,533.39ha）の森林経営計画の認定請求が提出され、認定を行った。</p> <p>R4計画：計画的に整備を行う必要があるため、事業者から提出される森林経営計画について内容を確認し、助言・指導を行う。</p> | 農林整備課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| 森林 | <p>◎山林を適正に管理するため、山林所有者などに対して必要な支援を行う。</p> <p>計画：適正な森林整備を促進するために、今後も林業経営体等に対し、補助事業活用の提案など積極的な普及啓発を図る。また、森林経営計画を策定する林業経営体には、助言・指導を行うほか、林業経営体が実施する森林所有者への説明会に同席するなどの支援に取り組んでいく。</p> <p>実績：森林整備に関する補助事業について、積極的な提案を行った。森林経営計画については、策定及び変更に関する助言・指導を22件行った。</p> <p>R4計画：適正な森林整備を促進するために、今後も林業事業者等に対し、補助事業活用の提案など積極的な普及啓発を図る。森林経営計画を策定する事業者には、助言・指導を行うほか、事業者が実施する森林所有者への説明会に同席するなどの支援に取り組んでいく。</p> | 農林整備課 |
| | <p>◎間伐や下草刈り、放置竹林の伐採などによる森林の維持管理活動への支援を行う。</p> <p>計画：間伐等の森林整備を行う施業箇所について補助金の交付を行う。放置竹林の整備のため、竹破碎機の無料貸出を行う。</p> <p>実績：しずおか林業再生プロジェクト推進事業による間伐12.32ha、直接支援事業による間伐49.1ha、作業道12,831m、合板・製材生産性強化対策事業による間伐16.54ha、作業道1,370m、森林・山村多面的機能発揮対策事業による間伐0.4ha、作業道233m、ぬくもりのある森林づくり事業による間伐27.37haについて補助金の交付を行った。竹破碎機は、16件の貸出依頼があり、6,367㎡の竹林整備のため86日間貸出を行った。</p> <p>R4計画：間伐等の森林整備を行う施業箇所について補助金の交付を行う。放置竹林の整備のため、竹破碎機の無料貸出を行う。</p> | |
| | <p>◎保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進める。</p> <p>計画：森の力再生事業により、荒廃森林・竹林の針広混交林化及び多様性のある広葉樹林化への誘導の支援を行う。</p> <p>実績：人工林再生整備については、計9件（84.37ha）、竹林・広葉樹林等再生整備については、計2件（1.75ha）の整備への支援を行った。</p> <p>R4計画：森の力再生事業により、荒廃森林・竹林の針広混交林化及び多様性のある広葉林化への誘導の支援を行う。</p> | |
| 竹・間伐材の利用促進 | <p>◎森林整備により発生する間伐材などの利用促進を図る。</p> <p>計画：公共工事において、森林整備により発生した間伐材の有効活用を図る。</p> <p>実績：以下の工事で、間伐材の有効活用を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊太地区（上伊太東沢）治山復旧工事 型枠合板 <p>R4計画：公共工事において、森林整備により発生した間伐材の有効活用を図る。</p> | 農林整備課 |
| | <p>◎間伐材搬出奨励事業費補助制度の利活用を促進する。</p> <p>計画：間伐材の利用を促進するため、間伐材の搬出に係る経費について1㎡あたり、2,000円の補助金の交付を行う。なお、本年度は当事業で、1,175㎡の間伐材搬出を目指す。</p> <p>実績：間伐とその報告を受けた686㎡の間伐材搬出について補助金の交付を行った。</p> <p>R4計画：間伐材の利用を促進するため、間伐材の搬出に係る経費について1㎡あたり、2,000円の補助金の交付を行う。</p> <p>なお、本年度は当事業で1,000㎡の間伐材搬出を目指す。</p> | |

取組の方向 1-3 農地を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 再生が可能な荒廃農地面積 (年度末時点) | 36.1ha | 39.2ha | 30.0ha (2021) | 要改善 | ↓ |
| 認定農業者*数 (年度末時点) | 384人 | 371人 | 402人 | 16.7% | ↑ |
| 環境保全型農業*実施面積 | 25ha | 41ha | 55ha | 40.0% | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 農地 総合的な農業 振興 | <p>○島田市農業振興整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図る。 計画：農業振興地域の整備に関する法律の適正な運用と、農地を他の目的で使用したいという相談者に対し、個々の状況に応じた説明をすることで、市内の優良農地の保全を図る。 実績：農業振興地域整備計画の定期的な見直し（定期変更）を行い、優良農地保全のため市全域の土地利用計画の見直しを行った。 個別案件の除外件数 0件 相談件数 0件 （個別の除外は受付休止のため） R4計画：農業振興地域の整備に関する法律の適正な運用と、農地を他の目的で使用したいという相談者に対し、個々の状況に応じた説明をすることで、市内の優良農地の保全を図る。</p> | 農業振興課 |
| 農業の担い手の 育成 | <p>◎農業経営の複合化を支援し、農業の担い手を育成する。 計画：各種補助事業の活用を提案し、認定農業者の複合経営を支援していく。 実績：「島田市がんばる認定農業者支援事業」（34件）などの補助事業にて農業の複合化の支援を行った。また、認定農業者の更新時等に、複合作物の導入について意見を聞き、令和4年度に実施する「新規作物取組支援事業」へ繋げることができた。 R4計画：「島田市がんばる認定農業者支援事業」や「新規作物取組支援事業」を活用し、認定農業者の複合経営を支援していく。</p> <p>◎新規就農を促進するための支援を行う。 計画：新規就農に関する相談の受付（随時）5件 実績：新規就農に関する相談の受付 2件 （国）農業次世代人材投資資金の交付 対象者 5人＋1夫婦（H28就農者：1夫婦、H29就農者：1人、H30就農者2人、R3就農者2人） R4計画：新規就農に関する相談の受付（随時）2件</p> | 農業振興課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 荒廃農地の再生 | <p>◎荒廃農地の再生を支援する。</p> <p>計画：農地パトロールの実施により、荒廃農地の現状把握に努めるとともに、荒廃農地の所有者に対して、耕作の再開や草刈等を行うよう農地管理の指導を行い、あるいは担い手を見つけて集積を促すように努めている。また、人・農地プランの実質化を進め、中心経営体へ農地の集積を図るほか、補助事業の活用や非農地判断をするなどにより荒廃農地の減少に努めていく。</p> <p>実績：既に荒廃農地となってしまった農地について、再生事業に対する助成事業（荒廃農地再生・集積促進事業費補助金）を実施しており、令和3年度は申請が1件あったが、所有者が亡くなったため取り下げられた。</p> <p>R4計画：農地パトロールの実施により、荒廃農地の現状把握に努めるとともに、荒廃農地の所有者に対して、耕作の再開や草刈等を行うよう農地管理の指導を行い、あるいは担い手を見つけて集積を促すように努めている。また、補助事業の活用や非農地判断をするなどにより荒廃農地の減少に努めていく。</p> | 農業振興課 |
| 農地 | <p>◎荒廃農地を活用した市民農園を整備し、農作業体験の場とする。</p> <p>計画：年度末に阪本市民農園（設置区画 79）の全区画が利用されている状態とする。</p> <p>実績：契約区画数 69（令和4年3月31日現在） 広報しまだ及び初倉地区コミュニティ紙に利用者募集記事を掲載した。</p> <p>R4計画：年度末に阪本市民農園（設置区画数 79）の全区画が利用されている状態とする</p> | 農業振興課 |
| 環境保全型農業の推進 | <p>○有機農業*の拡大など、環境に配慮した環境保全型農業を推進する。</p> <p>計画：環境保全に効果の高い営農活動に対し、支援を行う。 申請面積の増加を図り、環境保全型農業を推進する。</p> <p>取組内容：有機農業 申請予定面積：4,100a</p> <p>実績：対象者：1団体（25人） 取組内容：有機農業 対象面積：4,109a（令和3年度：341a増） 交付額：4,930,800円（市負担：1,232,700円）</p> <p>R4計画：環境保全に効果の高い営農活動に対し、支援を行う。 申請面積の増加を図り、環境保全型農業を推進する。</p> | 農業振興課 |
| 世界農業遺産茶草場農法の維持・継承 | <p>○生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持・継承を推進する。</p> <p>計画：①「静岡の茶草場農法」実践者認定委員会において、世界農業遺産に認定された「茶草場農法」を実践する者を認定し、生物多様性を保全する新規就農に関する相談の受付（随時）。目標値：認定者数1件 ②世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会や広域連携推進会議等の活動を通じて、環境保全への啓発、茶草場農法への取り組みの動機増大を図る。目標値：茶草場農法PRイベント2回</p> <p>実績：①認定者数1件増 ②茶草場農法PRイベント0回 推進協議会関連イベント7回 ③茶草場農法維持継承事業補助金申請受付：4件 茶草場農法の維持継承にかかる経費について、推進協議会において補助を実施し、作業等にかかる負担軽減が図られた。</p> <p>R4計画：①「静岡の茶草場農法」実践者認定委員会において、世界農業遺産に認定された「茶草場農法」を実践する者を認定し、生物多様性を保全する新規就農に関する相談の受付（随時）。目標値：認定者数1件 ②世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会や広域連携推進会議等の活動を通じて、環境保全への啓発、茶草場農法への取り組みの動機増大を図る。目標値：茶草場農法PRイベント2回</p> | 農業振興課 |
| 農業に関する情報の発信 | <p>○農業についての認識を深めるため、農業に関する情報を発信する。</p> <p>計画：農業についての認識を深めてもらうため、広報紙に「お知らせ」を掲載するとともに、農作物栽培の講座を開催する。</p> <p>実績：農業安全指導のため、広報誌に各農業関係情報を掲載した。 野菜栽培講習会 1回目：8月開催予定のものは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 2回目：3月19日（土）開催</p> <p>R4計画：農業についての認識を深めてもらうため、広報紙に「お知らせ」を掲載するとともに、年2回農作物栽培の講座を開催する。</p> | 農業振興課 |

取組の方向 1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|--------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 自然体験教室の参加者数(注1) | 989人 | 289人 | 950人 | 要改善(注2) | → |
| 公園愛護会登録団体数 | 47団体 | 49団体 | 49団体 | 100% | ↑ |
| 伊太田代地区とその近隣における猛禽類の生息・繁殖活動件数(毎年3月時点) | 3件 | 3件 | 3件 (2021) | 良好 | → |

注1 移動教室、サタデーオープンスクール*、サマーオープンスクール*の参加者数

注2 コロナ禍による影響が大きいため要観察

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 自然とのふれあい 自然体験教室の開催 | <p>◎豊かな自然を活用した体験教室(移動教室・サタデーオープンスクール*・サマーオープンスクール*など)を開催する。【再掲5-1】</p> <p>計画：サタデーオープンスクール年間23回、サマーオープンスクール5回、移動教室は北部4校の交流事業として7日設定。(島一小、島二小、島三小、北部4校が参加予定)新型コロナウイルス感染症に対する感染予防を徹底し、ワクチン接種等の状況も踏まえて、設定した。今後は状況を踏まえながら計画を実施できるか、検討しながら進めていく。</p> <p>実績：サタデーオープンスクールは12回、サマーオープンスクールは2回実施した。新型コロナ感染症による「緊急事態宣言」や「まん延防止」の処置がされている期間は中止としたため、回数が減少した。北部4校と島一小島二小島三小との交流活動である移動教室は、7日実施することができた。</p> <p>R4計画：・サタデーオープンスクール 25回 ・サマーオープンスクール 5回 ・移動教室は、北部4校の交流事業として7日設定。(北部4校と島一小、島二小、島三小が参加予定) 新型コロナ感染症に対する感染予防を徹底し、活動を行っていく。感染状況を踏まえながら、実施可能か検討しながら進めていく。</p> | 学校教育課 |

| | | <p>○青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催する。【再掲5-1】</p> <p>計画：市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、自然とのふれあいを目的とした野外活動体験を2回実施する。海がめの生態やそれを取りまく自然環境について学習する「海がめ放流体験」や山村都市交流センターささまでのキャンプを行う。この他の活動として、社会教育施設で環境美化活動を実施する。</p> <p>実績：新型コロナウイルス感染拡大により、中止した事業・イベントがあったため目標を達成することはできなかったが、屋外で実施する事業・イベントをできる限り実施した。しまだガンバ!の山村都市交流センターささまでの宿泊活動やウミガメ放流体験を実施した。この他の活動として社会教育施設で環境美化活動を実施した。</p> <p>R4計画：市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、自然とのふれあいを目的とした野外活動体験を通じて、環境意識を高める活動を2回実施する。海がめの生態やそれを取りまく自然環境について学習する海がめ放流体験や山村都市交流センターささまでの宿泊活動を行う。</p> <p>この他の活動として、社会教育施設で環境美化活動を実施する。</p> | 社会教育課 |
|----------|--------------|--|-------|
| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
| 自然とのふれあい | 公園の整備・管理 | <p>◎地域住民による公園の維持管理（清掃、除草、花壇の整備など）を支援する。</p> <p>計画：公園愛護団体で、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護団体のない公園について、会の設立を図っていく。また必要な作業用品の配布を行う。</p> <p>実績：公園愛護団体 2団体増</p> <p>R4計画：公園愛護団体で、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護団体のない公園について、会の設立を図っていく。また必要な作業用品の配布を行う。</p> | 建設課 |
| | | <p>○地域住民のふれあいの場を創出するため、公園の整備・管理を推進する。</p> <p>計画：野守の池の水質浄化、水質検査を継続して実施していく。</p> <p>実績：EM菌を用いた野守の池の水質浄化、水質検査を行った。</p> <p>渡り鳥の飛来、アオコ発生回数の激減、悪臭の緩和などの効果が現れてきた。</p> <p>R4計画：引き続き、野守の池の水質浄化、水質検査を継続して実施していく。</p> | |
| 野生動物植物 | 鳥獣被害防止の取組の推進 | <p>○農林産物に被害を与える野性鳥獣について、被害実態調査を基にした鳥獣被害防止計画の見直しを行い、計画に基づいた被害防止の取組を推進する。</p> <p>計画：農林産物や生活環境に被害を与える野生鳥獣について、防除及び捕獲により、被害防止の取組を推進する。</p> <p>実績：①防除については、農家や集落に対して、防護柵やわな等の設置に要する経費の1/3以内（上限100,000円）で補助金を交付した。（有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金）件数 51件 補助金 1,610,000円</p> <p>②捕獲については、市内3猟友会に年間委託し、許可に基づき捕獲を実施し、捕獲報償金を交付した。</p> <p>委託金合計 1,540,000円</p> <p>イノシシ287頭、ニホンジカ99頭、サル1頭、タヌキ33頭、アナグマ16頭、ハクビシン28頭、カラス4羽、カモシカ6頭 報償金交付合計3,493,500円</p> <p>R4計画：農林産物や生活環境に被害を与える野生鳥獣について、防除及び捕獲により、被害防止の取組を推進する。</p> | 農林整備課 |
| | 特定外来生物*の啓発 | <p>○特定外来生物に関する情報を収集し、市民・事業者に対して啓発を図る。</p> <p>計画：県の施策に協力し、特定外来生物に関する情報収集と市民への対応に努める。</p> <p>実績：市民からの問い合わせに応じ、特定外来生物の目撃情報を調査する。令和3年度はヒアリ疑いの問い合わせが2件あり対応し、ヒアリでないことを確認した。</p> <p>R4計画：県の施策に協力し、特定外来生物に関する情報収集と市民への対応に努める。</p> | 環境課 |

2 生活環境の保全

取組の方向 2-1 公害対策を進める



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|--------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 公害苦情件数 (同年度に2回以上入った 同一苦情の年間件数) | 6件 | 2件 | 5件 | 良好 | ↓ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 公害苦情への対応 | ◎公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入検査などの適切な指導を行う。 計画：公害苦情に対する対応と立入調査の実施。 実績：大気汚染5件、野焼き10件、騒音9件、悪臭7件の合計31件の公害苦情に対応し立ち入り調査等を実施した。 また、これらのうち原因者が同じ苦情は1件あった。 R4計画：公害苦情に対する対応と立入調査の実施。 | 環境課 |
| 水質事故への対応 | ○国・県と連携した対応体制の確立により、水質事故の拡大防止を図る。 計画：水質事故の拡大防止を図る。 実績：令和3年度は大きな水質事故はなかった。 R4計画：水質事故の拡大防止を図る。 | 環境課 |
| 環境保全協定*の締結 | ○事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図る。 計画：市内事業所と環境保全協定を締結する。 実績：令和3年12月に新たに2事業所と協定を締結した。 合計16事業所となった。 R4計画：締結事業所の増加を図る。 | 環境課 |

取組の方向 2-2 きれいな水を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 大井川の環境基準 (BOD) 達成率 | 100% | 83% | 100% | 要改善 | → |
| 市内中小河川の環境基準 (BOD) 達成率 | 100% | 100% | 100% | 良好 | → |
| 公共下水道普及率(注1) | 10.9% | 11.9% | 13.7% | 34.5% | ↑ |
| 生活雑排水処理率 | 61.7% | 69.69% | 66.1% | 100% | ↑ |

注1 供用開始区域内人口÷ 行政区域内人口×100% で算出されます。

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------------------------------|--|------|
| 水質汚濁 | <p>◎工場排水による環境負荷を低減するため、水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行う。</p> <p>計画：静岡県とともに工場排水の立入調査及び指導を実施する。</p> <p>実績：15事業所に対し立入調査及び指導を実施した。</p> <p>R4計画：静岡県とともに工場排水の立入調査及び指導を実施する。</p> | 環境課 |
| | <p>○市内河川における水質調査を定期的実施するとともに、工場排水の監視を行う。</p> <p>計画：市内河川の水質調査を実施する。</p> <p>実績：9カ所中SS、BODで各々1カ所の超過が見られたが、SSは降雨の、BODは濁水の影響と考えられる。</p> <p>R4計画：市内河川の水質調査を実施する。</p> | 環境課 |
| 水質汚濁 | <p>○市内河川の水質状況を把握するため、水生生物調査を実施する。</p> <p>計画：市政出前講座ふれあいしまだ塾「川の汚れについて」を市民からの依頼に応じて実施する。</p> <p>水生生物調査を実施する。</p> <p>実績：市政出前講座は応募者がいなかった。</p> <p>市内4河川13地点について水生生物調査を実施した。</p> <p>R4計画：市政出前講座ふれあいしまだ塾「水の生きものが教える川のよごれ～水生生物を用いた水質汚濁調査～」を市民からの依頼に応じて実施する。</p> <p>水生生物調査を実施する。</p> | 環境課 |
| 生活排水の適正処理の推進 生活排水の適正処理の推進 | <p>◎生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道の整備を実施する。</p> <p>計画：汚水浄化の質を落とさず、高分子凝集剤と次亜塩素酸ナトリウムの使用量を削減し、環境負荷軽減を図る。</p> <p>上記2つの薬剤に使用量の目標基準値を設定して毎月チェックするとともに、その結果を課内で供覧し、環境への意識を高める。</p> <p>実績：次亜塩素酸ナトリウムの使用量を月平均0.51g/m³削減した。</p> <p>高分子凝集剤と次亜塩素酸ナトリウムの使用量の目標基準値を設定して毎月チェックし、供覧した。</p> <p>R4計画：汚水浄化の質を落とさず、高分子凝集剤と次亜塩素酸ナトリウムの使用量を削減し、環境負荷軽減を図る。</p> <p>上記2つの薬剤に使用量の目標基準値を設定して毎月チェックするとともに、その結果を課内で供覧し、環境への意識を高める。</p> | 下水道課 |
| | <p>◎合併処理浄化槽*の設置及び単独処理浄化槽*からの付け替えを促進するため、設置に対して補助金の交付を行う。</p> <p>計画：合併処理浄化槽設置補助件数317基（うち単独処理浄化槽からの付け替え100基）を計画している。</p> <p>実績：合併処理浄化槽設置補助金交付件数307件（うち単独処理浄化槽からの付け替え101件）を実施した。</p> <p>R4計画：合併処理浄化槽設置補助件数317基（うち単独処理浄化槽からの付け替え100基）を計画している。</p> | |
| | <p>○合併処理浄化槽の適正な管理について指導を行う。</p> <p>計画：合併処理浄化槽の適正な維持管理の啓発を、静岡県中部健康福祉センター、一般財団法人静岡県生活科学検査センター（以下生活科学検査センター）及び市内業者と協力して行い、市内河川の水質向上を図る。</p> <p>実績：静岡県中部健康福祉センター、生活科学検査センター及び市内業者と協力し、合併処理浄化槽の維持管理に係る巡回による指導、法定検査受検の案内通知送付等を実施した。</p> <p>R4計画：合併処理浄化槽の適正な維持管理の啓発を、静岡県中部健康福祉センター、生活科学検査センター及び市内業者と協力して行い、市内河川の水質向上を図る。</p> | |

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|-------------|--|-------------|
| | 汚水処理施設の維持管理 | <p>◎老朽化したクリーンセンターの長寿命化対策として、環境省の交付金事業（汚泥再生処理センター）で整備を進める。</p> <p>計画：広域化・共同化について、県内中部の自治体、西部の自治体と協議を行っていく。老朽化している月坂団地の処理施設の原水流量計設置工事及び管理棟等アルミドア改修工事を実施する。</p> <p>実績：老朽化している月坂団地の処理施設の原水流量計設置工事及び管理棟等アルミドア改修工事を実施した。</p> <p>R4計画：広域化・共同化について、県内中部の自治体、西部の自治体と協議を行っていく。</p> <p>老朽化している伊太住宅団地の污水管渠更生工事及び月坂団地処理施設の受変電設備の更新工事を実施する。</p> | 下水道課 環境課 |
| | | <p>◎下水道ストックマネジメント計画*を策定し、島田浄化センター及び管路を含めた下水道施設全体の計画的かつ効率的な維持を進める。</p> <p>計画：詳細設計や工事内容等について県と協議する。</p> <p>実績：R1で終了</p> <p>R4計画：</p> | |
| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
| 水質汚濁 | 汚水処理施設の維持管理 | <p>○浄化センター、クリーンセンターなど今後計画される広域化・共同化を視野に入れながら、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地汚水処理施設については、改修を進める</p> <p>計画：広域化・共同化について、県内中部の自治体、西部の自治体と協議を行っていく。老朽化している月坂団地の処理施設の原水流量計設置工事及び管理棟等アルミドア改修工事を実施する。</p> <p>実績：老朽化している月坂団地の処理施設の原水流量計設置工事及び管理棟等アルミドア改修工事を実施した。</p> <p>R4計画：広域化・共同化について、県内中部の自治体、西部の自治体と協議を行っていく。老朽化している伊太住宅団地の污水管渠更生工事及び月坂団地処理施設の受変電設備の更新工事を実施する。</p> | 下水道課 環境課 |

取組の方向 2-3 きれいな空気を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 大気汚染物質の環境基準達成率 (注1) | 100% | 100% | 100% | 良好 | → |

注1 二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*の環境基準達成率

市の施策

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|---------------|--|-----|
| 大気汚染 | 大気汚染に対する規制・指導 | <p>◎工場・事業所の排出ガスによる環境負荷を低減するため、大気汚染防止法に基づく規制・指導を行う。</p> <p>計画：静岡県とともに工場ばい煙等の立入調査及び指導の実施を行う。</p> <p>実績：18事業所に立ち入り検査を行った。</p> <p>R4計画：静岡県とともに工場ばい煙等の立入調査及び指導の実施を行う。</p> | 環境課 |

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|-----------------|---|-------|
| 大気汚染 | 大気汚染物質の常時監視測定 | <p>○県と連携して、大気汚染物質の常時監視測定を実施する。 計画：大気汚染物質の常時監視測定を行う。 実績：市内3か所(島田市役所、初倉小学校、六合小学校)にて大気汚染物質の常時監視測定を実施し、結果は基準値内であった。 R4計画：大気汚染物質の常時監視測定を行う。</p> <p>○光化学オキシダント注意報・警報発令時は、速やかに関係機関に情報を伝達するとともに、同報無線による広く市民に対して周知を行う。 計画：光化学オキシダント注意報・警報発令時には速やかな情報伝達を実施する。 実績：光化学オキシダント対応マニュアルを作成し、危機管理課や宿直へ配布した。今年度も光化学オキシダント注意報・警報発令はなかった。 R4計画：光化学オキシダント注意報・警報発令時には速やかな情報伝達を実施する。</p> | 環境課 |
| | 低公害車の導入 | <p>◎公用車への低公害車の導入を進める。【再掲4-4】 計画：令和3年度4月の新車リース車両5台は、リース会社との協議により低公害車を導入する。 実績：令和3年度は、低公害車を5台導入した。 R4計画：令和4年度更新予定のリース車両10台はすべて低公害車を導入する。</p> <p>○低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。【再掲4-4】 計画：市内に設置されたEVスタンドについて広報やホームページ等で周知する。 実績：広報、ホームページ等で周知を図った。 R4計画：引き続き、広報やホームページ等で低公害車の導入に係る普及啓発を図っていく。</p> | 資産活用課 |
| | 自動車使用による環境負荷の低減 | <p>◎エコドライブの普及・啓発を図る。【再掲4-4】 計画：くらし・消費・環境展等において、エコドライブに関するチラシを配布し、エコドライブの啓発を図る。 実績：イベント等の実施はなかった。 R4計画：イベント出展の際には、チラシや啓発グッズを利用してエコドライブについて啓発を図る。</p> | 環境課 |
| 悪臭 | 悪臭に対する規制・指導 | <p>○複合的な悪臭に対応するため、臭気指数による規制・指導を行う。 計画：悪臭に関する苦情の対応を行う。 実績：7件の悪臭に関する苦情に対応した。 R4計画：悪臭に関する苦情の対応を行う。</p> <p>○市民・事業者に対して臭気指数規制について周知を図る。 計画：特定施設のある事業所等の臭気測定の実施と指導を行う。 臭気公害に関心のある市民への臭気指数規制の周知を行う。 実績：3か所にて測定を行い、1か所で超過があった。 事業者へ原因と対策の報告を求め、集塵機の定期清掃を実施するとの回答を得た。 R4計画：特定施設のある事業所等の臭気測定の実施と指導を行う。</p> | 環境課 |

取組の方向 2-4 静かな環境を守る



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|----------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 道路交通騒音の環境基準達成率 | 100% | 100% | 100% | 良好 | → |
| 航空機騒音の環境基準達成率 | 100% | 100% | 100% | 良好 | → |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------|
| 騒音・振動 | <p>騒音・振動に対する規制・指導</p> <p>◎工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため、法令に基づく規制・指導を行うとともに、低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導する。 計画：環境保全協定締結事業所の騒音・振動の測定を実施する。 実績：14事業所の騒音・振動測定を実施し、結果は基準値内であった。 R4計画：環境保全協定締結事業所の騒音・振動の測定を実施する。</p> <p>○生活騒音や振動を抑制するため、広報紙やパンフレットなどを通じた啓発活動に努める。 計画：騒音・振動の抑制に関する啓発活動を実施する。 実績：騒音・振動の法令規制に関するパンフレットを田代環境プラザ窓口に設置した。 R4計画：騒音・振動の抑制に関する啓発活動を実施する。</p> | 環境課 |
| 騒音・振動に関する調査の実施 | <p>◎市内主要道路において定期的な自動車騒音及び交通量の調査を行う。 計画：市内主要道路において自動車騒音及び交通量の調査を実施する。 実績：自動車騒音常時監視に係る面的評価を行い、4路線4調査単位区間について基準点騒音・残留騒音・交通量・走行速度の測定や住宅戸数東の沿道状況調査を実施。毎年定期的に行われる市内主要道路での調査もあわせて、全ての箇所騒音調査結果は基準値内であった。 R4計画：市内主要道路において自動車騒音調査等を実施する。</p> | 環境課 |
| | <p>○航空機による騒音に対しては、県が行っている測定結果を踏まえ、必要に応じて騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう空港管理者に求める。 計画：騒音防止協定（航空機騒音対策事業に係る協定書：H27.3.19締結）により対応する。 実績：令和3年度（速報値）は、騒音防止協定に定める騒音値（Lden57dB）を上回ることはなかった。 R4計画：騒音防止協定（航空機騒音対策事業に係る協定書：H27.3.19締結）により対応する。</p> | 戦略推進課 |
| 公共交通機関の利用促進 | <p>○環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進する。【再掲4-4】 計画：ワクチン接種等、新型コロナウイルス対策の進展を見ながら、公共交通としての運行継続性を確保しつつ、市民の移動需要の回復に合わせ公共交通の利用を促進する。運行時間については、住民要望をこまめに拾い上げ、利便性の向上を目指す。 実績：ホームページ、広報誌における広報や、市公式LINEでもメニューを設置し、分かりやすい情報提供に努めている。利用者数については、コロナ禍の長期化に伴う生活様式の変化により、コロナ前からは大きく減少している。 R4年度運行に当たり、利用者の声を反映した時刻調整を行った。 R4計画：ワクチン接種等、新型コロナウイルス対策の進展を見ながら、公共交通としての運行継続性を確保しつつ、市民の移動需要の回復に合わせ公共交通の利用を促進する。運行時間については、住民要望をこまめに拾い上げ、利便性の向上を目指す。</p> | 生活安心課 |
| 自動車使用による環境負荷の低減 | <p>◎ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努める。【再掲4-4】 計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月1回以上実施する。また第3金曜日を集中実施日として実施する。 実績：年間実施率は60.3%（前年比0.4%減）、CO2排出削減量は3478kg（前年比358.6kg増）削減、実施者数は延べ2,861名となった。 また公共交通利用推進等マネジメント協議会にエコ通勤優良事業所認証を申請し、取得した R4計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月1回以上実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。</p> <p>○各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかける。【再掲4-4】 計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。 実績：イベント等の実施はなかった。 R4計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。</p> | 環境課 (全課対象) |

数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|----------------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------|----|
| 有害化学物質（地下水・土壌）の環境基準達成率（注1） | 100% | 100% | 100% | 良好 | → |

注1 ダイオキシン類、有機塩素化合物、重金属の環境基準達成率

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--|--|------|
| 有害化学物質 | <p>P R T R * 制度の推進</p> <p>○P R T R 制度（化学物質排出移動量登録制度）の周知徹底を図り、化学物質の適正管理を推進する。 計画：P R T R 制度の周知徹底を図る。 実績：P R T R 制度に関する啓発用パンフレットを田代環境プラザ窓口に設置した。 R4計画：P R T R 制度の周知徹底を図る。</p> | 環境課 |
| | <p>ダイオキシン類濃度の測定と発生抑制</p> <p>◎野焼きの原則禁止を周知するとともに、野焼き行為者に対する指導を行う。 計画：野焼きに対する指導と啓発活動を実施する。 実績：野焼きの苦情に対する指導や通報を受けての周辺パトロールなどを行った。広報しまだ9月号に野焼き原則禁止の記事を掲載したほか、野焼き禁止啓発チラシを作成し、必要に応じて配布した。 R4計画：野焼きに対する指導と啓発活動を実施する。</p> | 環境課 |
| | <p>◎クリーンセンターの長寿命化対策に併せて、脱水機を低含水率の機械に更新することで、効率の良い適正な焼却に努める。 計画：脱水汚泥の含水率を70%以下とし、田代環境プラザで焼却する。 実績：島田市クリーンセンターの脱水汚泥を田代環境プラザで焼却処分。 令和3年度搬出実績 1,255.44t (5.98t/日) R4計画：脱水汚泥の含水率を70%以下とし、田代環境プラザで焼却する。</p> | 下水道課 |
| | <p>○県と協力し、河川や地下水、土壌中のダイオキシン類濃度を定期的に測定し、監視を行う。 計画：地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施する。 実績：市内1箇所（市立六合小学校）の地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施し、結果は基準値内であった。 R4計画：地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施する。</p> | 環境課 |
| | <p>塩素系有機溶剤*調査の実施</p> <p>○地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査を定期的実施し、監視を行う。 計画：地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査を実施する。 実績：市内地下水7箇所と事業所排水14箇所の塩素系有機溶剤調査を実施し、結果は基準値内であった。 R4計画：地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査を実施する。</p> | 環境課 |
| <p>ごみ焼却施設の運転管理</p> <p>○田代環境プラザから排出されるダイオキシン類などの測定を実施し、国の排出基準より厳しい地元協定値に基づく運転管理を行う。 計画：排ガスに含まれる①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物、④塩化水素について2ヶ月に1回以上（ダイオキシン類は炉毎年2回）の検査を実施し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。なお、水銀は炉毎年3回の測定をしながら、国の基準値も変動する可能性があること、および令和2年7月から下水道課の脱水汚泥搬入が予定されていることから、今後の動向を見ながら地元協定値の締結に向けた準備を進める。 実績：排ガスに含まれるばいじん・硫黄酸化物等は年6回の測定、また、ダイオキシン類は炉毎年2回の測定を実施し、いずれも地元協定値を下回る運転管理を維持することができた。水銀については炉毎年3回の測定を実施し、国の基準値を下回る運転管理を維持することができたとともに、連絡協議会において地元協定値を決定した。 R4計画：排ガスに含まれる①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物、④塩化水素、⑤水銀について2カ月に1回以上（ダイオキシン類は炉毎年2回）の検査を実施し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。</p> | 環境課 | |

3 資源循環の推進

取組の方向 3-1 3R*でごみを減らす

12 つくる責任
つかう責任



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に 対する達成率 | 方向 |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|----|
| 1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-2】 | 852g/人・日 | 844g/人・日 | 824g/人・日 | 要改善 | ↓ |
| 生ごみ処理容器等購入補助件数 | 61件 | 24件 | 70件 | 要改善 | ↑ |
| 市民意識調査「ごみ・リサイクル対策」における重要度(注1) | 85.4% 92.6% | 87.5% 96.9% | 91.5% 93.8% (2021) | 34.4% 100% | ↑ |

注1 市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合

上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------------------|---|---------------|
| ごみの発生抑制 (リデュース) | マイグッツ運動の推進 ○マイグッツ運動（マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）の一層の推進を図る。 計画：マイグッツ運動の啓発推進を図る。 実績：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために様々なイベントが中止となったため、マイグッツ運動推進のPR活動を行うことができなかった。 R4計画：イベント以外の手段でもマイグッツ運動の啓発推進を図る。 | 環境課 |
| | 紙ごみの減量 ○裏紙利用の徹底や印刷配布物の削減に努めるとともに、文書の共有化を図る。 計画：○A用紙使用量（A4換算）【総務課集中管理分】：7,181,000枚（前年度から1%削減） 実績：○A用紙使用量（A4換算）【総務課集中管理分】：7,798,000枚 R4計画：○A用紙使用量（A4換算）【総務課集中管理分】：7,720,020枚（前年度から1%削減） | 環境課 (全課対象) |
| ごみの再利用 (リユース) | 生活用品活用バンクの利用促進 ○市民同士が情報交換し、不用になった生活用品の有効活用を図る「生活用品活用バンク」の利用促進を図る。 計画：継続的に市民に対し「物を大切にする心」を育み、浸透させていく必要があるため、ホームページの用品情報を詳細に掲載することで利便性を高め、「生活用品活用バンク」の利用者及び成立件数の増加に努める。 実績：市のホームページに登録用品を掲載することで広く市民に周知し、利用者及び成立件数の増加に努めた。 令和3年度実績 譲ります124件、譲ってください137件、成立件数61件 R4計画：継続的に市民に対し「物を大切にする心」を育み浸透させていく必要があるため、ホームページの用品情報を詳細に掲載することで利便性を高め、「生活用品活用バンク」の利用者及び成立件数の増加に努める。 | 生活安心課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------------------|---|------|
| ごみの再利用(リユース) | <p>○図書館資料として使命を終えた本や保存期間が満了した雑誌を除籍し、市内の団体や個人に無料配布することで資料の有効活用を図る。</p> <p>計画：【島田図書館】資料をより有効活用するため、今年度も無料配布を実施し、ごみとして排出する古書の数量を減らす。なお、無料配布の実施日に残った資料は、後日図書館入口に設置するなど、広く持ち帰っていただく機会を設け、配布率95%以上を目指す。</p> <p>【金谷図書館】資料の配布率を昨年度と同様に95%とし、リユースの周知及び推進を図り、ごみとして排出する古書の数量を減らす。</p> <p>【川根図書館】資料の配布率を95%とし、リユースの周知及び推進を図り、ごみとして排出する古書の数量を減らす。</p> <p>実績：【島田図書館】来場者数336人(令和2年度 346人)配布資料数6,839冊配布実績数6,636冊(令和4年3月末時点)配布率：97%</p> <p>【金谷図書館】来場者数221人(令和2年度 193人)配布資料数4,713冊配布実績数4,658冊(令和4年3月末時点)配布率：98.8%</p> <p>【川根図書館】来場者数113人(2日間、令和2年度150人)配布資料数686冊 配布実績数683冊(令和4年3月末時点)配布率：99.6% ※3館とも市民への無料配布実施後も配布を継続した。</p> <p>R4計画：【島田図書館】資料をより有効活用するため、今年度も無料配布を実施し、ごみとして排出する古書の数量を減らす。なお、無料配布の実施日に残った資料は、後日図書館入口に設置するなど、広く持ち帰っていただく機会を設け、配布率95%以上を目指す。</p> <p>【金谷図書館】資料の配布率を前年度比1%増の99%を目標とし、リユースの周知及び推進を図り、ごみとして排出する古書の数量を減らす。</p> <p>【川根図書館】資料の配布率を前年度と同様に95%を目標とし、リユースの周知及び推進を図り、ごみとして排出する古書の数量を減らす。</p> | 図書館課 |
| ごみの再利用(リサイクル) | <p>◎古紙、ペットボトル、白色トレイ、牛乳パックなどの資源回収を推進する。</p> <p>計画：①定期的な回収、適正な処理ルートにより資源回収を推進し、リサイクルの取り組みを強化する。</p> <p>②スーパー・事業者へペットボトル・トレイ・牛乳パックの拠点回収協力を求め、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p> <p>③古布類及び雑紙の分別回収の推進を図る。</p> <p>実績：①古紙387t、ペットボトル188t、白色トレイ12t、紙パック19t等を回収し、資源化を図った。</p> <p>②スーパー・事業者25店舗で拠点回収を行い、ごみの散乱防止と再利用・再資源化を促進した。</p> <p>R4計画：①定期的な回収、適正な処理ルートにより資源回収を推進し、リサイクルの取組を強化する。</p> <p>②スーパー・事業者へペットボトル・トレイ・牛乳パックの拠点回収協力を求め、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p> <p>③古布類及び雑紙の分別回収の推進を図る。</p> <p>◎集団回収を実施している団体への支援を行う。</p> <p>計画：行政回収から集団回収に移行する団体が増えるように、環自協総会などで働きかけていく。古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。</p> <p>実績：古紙等資源を963,859kg回収し、122団体(延べ708団体)に奨励金3,902,118円を交付した。コロナ禍による会議の書面決議及び時間短縮のため、環自協会議において行政回収から集団回収への移行呼び掛けができなかった。</p> <p>R4計画：行政回収から集団回収に移行する団体が増えるように環自協総会などで働きかけていく。古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。</p> | 環境課 |
| 廃食用油の回収と精製された燃料の活用 | <p>○使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製された燃料の活用を図る。【再掲4-3】</p> <p>計画：島田市内で排出された廃食用油を、燃料等として活用するとともに、廃食用油回収について啓発を図る。</p> <p>実績：各家庭から6,750Lの廃食用油を回収し、市民への啓発を図った。回収油については売り払い先で燃料として活用している。</p> <p>R4計画：島田市内で排出された廃食用油を、売り払い先で燃料等として活用するとともに、廃食用油回収について啓発を図る。</p> | 環境課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|---------------|---|-----|
| ごみの再利用(リサイクル) | <p>ごみ資源化の推進</p> <p>○田代環境プラザでのごみ資源化(スラグ・メタル)を推進し、利活用を図る。 計画：全量有効利用を図る。 実績：スラグ売払い量1532.89t、無償分0t 合計1532.89t 売払い金額 252,930円 メタル売払い量327.23t 売払い金額 53,893円 R4計画：全量有効利用を図る。</p> <p>○剪定枝の堆肥化を推進する。 計画：田代環境プラザで剪定枝の堆肥化、販売・配布を実施し、草木系廃棄物の有効利用を図る。 実績：剪定枝搬入量16.85t、資源化(腐葉土)量7.35t、販売量7.08t R4計画：田代環境プラザで剪定枝の堆肥化、販売、配布を実施し、草木系廃棄物の有効利用を図る。</p> | 環境課 |
| | <p>生ごみの減量及び堆肥化の推進</p> <p>◎食品関連事業者から排出される生ごみの減量及び堆肥化を推進する。 計画：田代環境プラザで生ごみの堆肥化、販売・配布を実施する。 実績：生ごみ搬入量49.29t、資源化(堆肥)量2.70t、販売量2.54t R4計画：田代環境プラザで生ごみの堆肥化、販売・配布を実施する。</p> <p>◎家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金を交付する。 計画：生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。 実績：コンポスト*6台、ボカシ2台、生ごみ処理容器10台、キエーロ6台の計24台に対して補助金を交付した。 R4計画：生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。</p> <p>◎生ごみ資源化の手法について調査・研究を行う。 計画：キエーロ(生ごみ完全分解処理容器)*の普及啓発事業の推進を図る。 実績：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために様々なイベントが中止となったため、十分なPR活動を行うことができなかった。 R4計画：キエーロ(生ごみ完全分解処理容器)の普及啓発事業の推進を図る。</p> | 環境課 |

取組の方向 3-2 ごみを正しく処理する



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-1】 | 852g/人・日 | 844g/人・日 | 824g/人・日 | 要改善 | ↓ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------------|---|-----|
| ごみの適正処理 | <p>分別収集の啓発</p> <p>◎わかりやすいごみカレンダーを作成・配布し、市民への分別収集への意識を啓発する。</p> <p>計画：ごみ収集カレンダーを拡充し、より具体的でわかりやすい内容にするための検討を行う。</p> <p>実績：38,000部のごみ収集カレンダーを作成した。また、内容を拡充し、町内会別に包装して使送による各戸配布した。</p> <p>R4計画：ごみ収集カレンダーを拡充し、より具体的でわかりやすい内容にするための検討を行う。</p> | 環境課 |
| ごみの適正処理 | <p>ごみ処理施設の適正管理</p> <p>○田代環境プラザ・最終処分場*を適正に維持管理する。</p> <p>計画：田代環境プラザ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省）を遵守し管理する。 最終処分場 一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（環境省）を遵守維持管理するほか、一般廃棄物最終処分場廃止の技術上の基準に則った水質検査、埋立地ガスの発生状況等の環境モニタリングを実施する。</p> <p>実績：田代環境プラザ 燃焼室中のガス温度等の各種基準値を遵守したほか、基幹設備の熔融炉内部や燃焼室内部等を点検整備し、適正な維持管理に努めた。 最終処分場 一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（環境省）を遵守し管理した。一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準に則った水質検査、埋立地ガスの発生状況等の環境モニタリングを実施した。また、静岡県廃棄物リサイクル課に廃止確認申請を行い受理され、令和4年2月28日付で廃止が確認された。</p> <p>R4計画：田代環境プラザ 一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準を遵守する。 最終処分場 廃止は確認されたが、残っている水処理施設については適正に管理を実施する。</p> <p>○新たな最終処分場について検討する。</p> <p>計画：外部委託を進めるとともに、新処分場の候補地についても継続して調査を行う。</p> <p>実績：田代環境プラザから排出される熔融飛灰の処理については、自区域内（市内）処理が原則であるが、災害時の不測の事態や市内での処理が困難な場合を考慮し、外部処理委託先を複数分散し、西は三重県内、東は秋田県内の処分業者とそれぞれ運搬処理委託を締結し処理を実施した。 熔融飛灰処理については、当面、外部委託を進める方針だが、新たな外部委託先等について情報収集を行った。</p> <p>R4計画：引き続き外部委託を進めるとともに、新たな外部委託先について情報収集を行う。新処分場の候補地についても継続して調査を行う。</p> | 環境課 |
| 事業者ごみの適正処理 | <p>○事業者が排出するごみについては、排出者の自己処理責任に基づく適正処理を指導する。</p> <p>計画：島田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が許可の条件のとおり適正に処理を行うよう指導する。また、環境衛生自治推進協議会総会や商工会議所等の広報誌において、啓発を図る。</p> <p>実績：一般廃棄物処理業許可業者に田代環境プラザ搬入検査を1回実施し、許可条件と併せ、指導を行った。さらに、産業廃棄物を混入するなどの排出事業者には直接訪問指導を行った。</p> <p>また、コロナ禍により環自協の会議での適正処理の啓発はできなかったが、商工会議所の会報等に啓発記事を掲載し、周知を図った。</p> <p>R4計画：島田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が許可の条件のとおり適正に処理を行うよう指導する。また、環境衛生自治推進協議会総会や商工会議所等の広報紙において、啓発を図る。</p> | 環境課 |

取組の方向 3-3 ごみのないまちづくりを進める

12 つくる責任
つかう責任



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に 対する達成率 | 方向 |
|-----------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|----|
| 環境美化活動参加団体数(注1) | 140団体 | 82団体 | 145団体 | 要改善(注2) | ↑ |
| 不法投棄監視パトロール実施回数 | 5回/年 | 4回/年 | 5回以上/年 | 要改善 | → |

注1 市内一斉美化活動、リバーフレンドシップ、ボランティア・サポート・プログラム*、アダプト・ロード*・プログラムの参加団体数

注2 コロナ禍による影響が大きいため要観察

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------------------|--|-----|
| 環境美化 ごみのないまちづくりの推進 | <p>○「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぐ。</p> <p>計画：不法投棄パトロール実施時にカンバン等の設置を行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p> <p>実績：不法投棄パトロール実施時に不法投棄防止啓発カンバン等の設置を行い、ごみの散乱を防ぎ資源再利用化を促進した。</p> <p>パトロール地域は初倉地区、金谷地区、島田西部地区、川根地区。 ※島田東部地区については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> <p>R4計画：不法投棄パトロール実施時にカンバン等の設置を行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p> | 環境課 |
| 環境美化活動の推進 | <p>◎市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図る。【再掲5-3】</p> <p>計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行う。</p> <p>実績：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行った。 82町内会実施・土のう袋搬入767.2t</p> <p>R4計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行う。</p> <p>◎地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進する。【再掲5-3】</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。 地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力を行う。</p> <p>実績：9月の環境衛生月間に予定していた六合地区の集積場パトロールは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 地域住民で行う奉仕作業で集められたごみの回収に協力した。</p> <p>R4計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。 地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力を行う。</p> <p>○ボランティア・サポート・プログラムによる道路の環境美化活動を支援する。【再掲5-3】</p> <p>計画：ボランティア・サポート・プログラム*に基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p> <p>実績：国道1号線インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。 1団体が高齢化のためにボランティア・サポート・プログラムをとりやめる意向を示したため、それに対応した。</p> <p>R4計画：ボランティア・サポート・プログラムに基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p> | 環境課 |

| | | | |
|------|---------|--|-----|
| 不法投棄 | 不法投棄の防止 | <p>○ごみの不法投棄を防止するため、パトロールなどの監視を実施するとともに、市民・事業者への啓発を行う。</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員による不法投棄パトロールを実施し、環境美化活動の推進に努める。</p> <p>実績：年4回の不法投棄パトロールを実施し不法投棄物の回収を行った。 パトロール地域は初倉地区、金谷地区、島田西部地区、川根地区。 ※島田東部地区については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> <p>R4計画：環境衛生自治推進委員による不法投棄パトロールを実施し、環境美化活動の推進に努める。</p> | 環境課 |
|------|---------|--|-----|

取組の方向 3-4 グリーン購入・地産地消を進める



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 市役所でのグリーン購入*調達率 | 91.4% | 99.1% | 90.0%以上 | 良好 | → |
| 学校給食への地場産物の導入割合(重量ベース) | 38.2% | 27.31% | 40%以上 | 要改善 | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| グリーン購入 | <p>グリーン購入の推進</p> <p>◎環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進する。</p> <p>計画：市の物品購入は可能な限りグリーン購入とし、グリーン調達率90%以上を目標とする。</p> <p>実績：対象品目の購入のうち、全体平均の99.1%をグリーン購入で調達できた。</p> <p>R4計画：市の物品購入は可能な限りグリーン購入とし、グリーン調達率90%以上を目標とする。</p> | 全課 |
| 地産地消* | <p>地場産物の販路の確保</p> <p>◎朝市グループ、JA大井川、市民グループと市が連携し、地場産物の直売所や小売店への地場産物販売コーナーの設置を進める。</p> <p>計画：まんさいかんや川根温泉道の駅の売店、ジャパンバザールなどで継続的に地場産物の販売を行う。</p> <p>賑わい交流拠点の計画を推進する。</p> <p>島田市農業祭実行委員会を組織し、島田産業祭り(農業祭)に参加し、地場産物等の販売を行う。</p> <p>実績：島田市地元農産物販売支援事業実行委員会を組織し、新型コロナウイルス感染症対策を施した島田市農業祭を実施した。</p> <p>日時：令和3年11月13日(土)</p> <p>参加団体数：8団体</p> <p>R4計画：まんさいかんや川根温泉道の駅の売店、ジャパンバザールなどで継続的に地場産物の販売を行う。</p> <p>賑わい交流拠点の計画を推進する。</p> <p>島田市農業祭実行委員会を組織し、島田産業祭り(農業祭)に参加し、地場産物等の販売を行う。</p> | 農業振興課 |
| 生産者・流通業者・消費者の交流の場の構築 | <p>○地産地消について、生産者・流通業者・消費者が望ましいあり方や推進について検討する場づくりを進める。</p> <p>計画：島田市地産地消推進連絡会を開催し、生産者、消費者、農協、行政が地産地消の推進について検討する。</p> <p>実績：島田市地産地消推進連絡会を令和3年9月22日(水)に開催し、生産者、消費者、農協、行政で意見交換を行った。</p> <p>R4計画：島田市地産地消推進連絡会を開催し、生産者、消費者、農協、行政が地産地消の推進について検討する。</p> | 農業振興課 |

| | | |
|---------------------|--|------------|
| 地産地消*の普及啓発 | <p>○地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントを通して地場産物の消費拡大を図る。</p> <p>計画：①市のホームページや関係団体・市内施設等へ朝市マップを配布し、朝市の開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。</p> <p>②地産地消イベントの情報発信を行う。</p> <p>③各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。</p> <p>④野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。</p> <p>実績：朝市マップの配布及びホームページ・広報によるイベント情報の発信を行った。</p> <p>R4計画：①市のホームページや関係団体・市内施設等へ朝市マップを配布し、朝市の開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。</p> <p>②地産地消イベントの情報発信を行う。</p> <p>③各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。</p> <p>④野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。</p> | 農業振興課 |
| | <p>○地産地消を学ぶ機会とするため、親子料理教室を開催する。</p> <p>計画：生産者の学校訪問 20人</p> <p>実績：新型コロナウイルス感染防止のため学校訪問は行わず、生産者の紹介DVDを作成して学校にて上映した。</p> <p>R4計画：今年度もDVDを作成して学校で上映する。</p> | 学校給食課 |
| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
| 地産地消* | <p>学校給食への地場産物の導入</p> <p>◎地場産物及び環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に学校給食へ導入する。</p> <p>計画：地場産物使用量を重量、品目ともに40%を目標とする。</p> <p>実績：重量27.31% 品目37.50%</p> <p>島田市産の米の不作により島田市以外の県内産の米を使用したため、40%を下回った。</p> <p>R4計画：島田市産農産物を重量、品目ともに40%を目標とする。</p> | 学校給食課 |
| | <p>○地産地消を進めるため、生産者等で構成する学校給食地産地消推進連絡会を開催し、学校給食の需要を考慮した生産計画がたてられるよう情報を共有する。</p> <p>計画：学校給食課単独にて地産地消連絡会を1回開催する。</p> <p>実績：新型コロナウイルス感染防止の為、今年度は連絡会を開催できなかった。</p> <p>R4計画：学校給食課単独にて地産地消連絡会を1回開催する。</p> | |
| 地域産木材を使用した地域エコ住宅の普及 | <p>○島田市土地開発公社が販売する分譲地オレンジタウン神座について、「大井川流域産材」を使用した木造住宅を新築する方を対象に分譲住宅価格の割引を行う。</p> <p>計画：割引制度を延長し、「大井川流域産材」の利用促進を図り、地域エコ住宅の普及・促進を図る。</p> <p>実績：0件</p> <p>R4計画：割引制度を延長し、引続き「大井川流域産材」の利用促進を図り、地域エコ住宅の普及・促進を図る。</p> | 内陸ロフトイ7推進課 |

4 地球環境の保全

取組の方向 4-1 地球温暖化対策を進める



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------|----|
| 1人当たり二酸化炭素排出量※ | 9.9t-CO ₂ /年 (2014) | 9.3 t-CO ₂ /年 (2017) | 9.4t-CO ₂ /年 (2022) | 100% | ↓ |
| 島田市役所の温室効果ガス* 総排出量※ | 29,919 t-CO ₂ /年 | 28,480 t-CO ₂ /年 | 27,078 t-CO ₂ /年 | 38.3% | ↓ |
| 家庭版環境マネジメント事業* 参加人数 | 1,055人/年 | 1,217人/年 | 1,000人/年 | 良好 | → |

| | | | | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|--------------------------|--------------|---|
| エコアクション21*認証取得事業所数(累計) | 79事業所 | 79事業所 | 84事業所以上 | 要改善 | ↑ |
| 市民意識調査「地球環境対策や自然環境の保全」における重要度※ | 73.7% 86.3% | 77.2% 85.6% | 77.2% 85.6% (2021) | 100% 100% | ↑ |

※集計中

※市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合

上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------------------|---|--|
| 地球温暖化対策 | <p>総合的な温暖化対策を目指した取組の推進</p> <p>◎島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組を推進し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努める。 計画：温室効果ガス排出量 27,668t-CO2/年 平成25年度比 △19.5% 実績：7月集計完了予定 R4計画：温室効果ガス排出量 27,254t-CO2/年 平成25年度比 △20.7%</p> <p>○市・市民・事業者が一体となり、市全体の温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、計画に対する進捗状況の管理を行う。 計画：「島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について環境報告書に掲載し、多くの市民事業者に周知する。 実績：「島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について環境報告書に掲載し、多くの市民事業者に周知した。 R4計画：「島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について環境報告書に掲載し、多くの市民事業者に周知する。また、H30、R1年度分の温室効果ガス排出量の算定を行う。</p> | 環境課 |
| | オゾン層*破壊物質の適正管理 | <p>○フロン排出抑制法に基づく適正な管理を実施し、地球温暖化対策に寄与する。 計画：フロン排出抑制法に基づく適正な管理を対象機器所管課に周知するとともに、フロン漏えい量の算定を実施する。 実績：第一種特定製品の対象機器を所管する課に適正な点検整備と記録票の作成を周知した。フロン漏えい量については、国への報告対象値の1,000 t-CO2には満たない結果であった。 R4計画：フロン排出抑制法に基づく適正な管理を対象機器所管課に周知するとともに、フロンの漏えい量の算定を実施する。</p> |
| 環境マネジメントシステム* | <p>家庭版環境マネジメント事業の推進</p> <p>◎家庭における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、家庭版環境マネジメント事業を推進する。 計画：田代環境プラザに見学に来た市民及び市内小学生、川根本町の小学生に対してエコチェックシートを実施し、家庭における地球温暖化防止に向けた取組の促進を行う。 実績：田代環境プラザに見学に来た市民及び川根本町の小学生に対してエコチェックシートを実施し、1,217人が参加した。 R4計画：田代環境プラザに見学に来た市民及び市内小学生、川根本町の小学生に対してエコチェックシートを実施し、家庭における地球温暖化防止に向けた取組の促進を行う。</p> | 環境課 |
| エコアクション21認証取得の支援 | <p>◎事業所における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、自治体イニシアティブ*・プログラムにより、エコアクション21の認証取得を支援する。 計画：エコアクション21の地域事務局と連携し、エコアクション21取得セミナーを開催する。（説明会1回、セミナー5回予定） 実績：市の広報やホームページ、商工会議所を通じて募集を行ったが、今年度は応募する会社はなかった。 R4計画：エコアクション21の地域事務局と連携し、エコアクション21取得セミナーを開催する。（説明会1回・セミナー5回予定）</p> | 環境課 |

取組の方向 4-2 省エネルギーを進める

数値目標



| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 島田市役所の電力使用量※ | 28,216MWh/年 | 27,734MWh/年 | 26,800MWh/年 | 34.0% | ↓ |
| COOL CHOICE* 賛同者数(累計) | 848人 | 3,199人 | 3,000人 | 106.6% | ↑ |

※集計中

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------|---|---------------|
| 省エネルギー | エネルギー使用量の低減 ○省エネルギー法*の特定事業者として、市有施設におけるエネルギーの使用量の低減に努める。 計画：市役所のエネルギー使用量(原油換算)：対前年度比1%減(5,228kl以下) 実績：市役所のエネルギー使用量(原油換算)：7月集計完了予定 R4計画：市役所のエネルギー使用量(原油換算)：7月記載予定 | 環境課 |
| | 省エネルギー機器の導入 ◎照明器具のLED*化を進める。 計画：令和2年度公共施設マネジメント民間提案制度による「公共施設等のランニングコスト削減に資する事業」の公募し、公共施設LED化事業を採択した。(事業者：日本電技㈱、島田ガス㈱) 実績：順次島田ガス㈱とLED機器リース契約を締結。以下8施設 中河町市営住宅、南原市営住宅、大草市営住宅、島田駅北口自転車等駐輪場、島田駅南口自転車等駐輪場、福祉館あけぼの、保健センターはなみずき、道路灯82灯。 R4計画：LED化による電気使用量の削減効果を試算。その他施設についても整い次第契約を締結。日本電技㈱によるESCO事業業務委託契約を6月に締結予定。 | 資産活用課 |
| | ◎新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討する。 計画：新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討し、環境に配慮したものとする。 実績：六合公民館、初倉公民館、金谷公民館、金谷南地域交流センター、北部ふれあいセンター、クリーンセンターで省エネ診断を実施し、運用面や、投資回収の見込める設備改修について助言を受けた。 R4計画：新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討し、環境に配慮したものとする。 | 環境課 (各課対象) |
| | 省エネルギー機器の導入 ○自治会又は町内会が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または、新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行う。 計画：自治会等が、省エネ型照明器具による防犯灯に変換するための経費、また新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行い、市内の防犯灯の省エネ型照明器具の導入の促進に努める。予算額 8,800,000円 実績：設置灯数 600灯(新設 7灯を含む) 補助金額 7,598,500円 R4計画：自治会等が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または、新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行い、市内の防犯灯の省エネ型照明器具導入の促進に努める。予算額 8,916,000円 | 市民協働課 |
| | ○省エネルギー機器の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。 計画：家電製品の省エネ性能カタログの配架。 実績：省エネカタログを田代環境プラザ事務所に配架し、来課する事業者自由に閲覧できるようにした。 R4計画：家電製品の省エネ性能カタログの配架。 | 環境課 |

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------|-------------|---|---------------|
| 省エネルギー | 省エネルギー行動の推進 | <p>◎市職員が率先してクールビズ*・ウォームビズ*などの省エネルギー行動を実践する。</p> <p>計画：島田市の「クールチョイス」の実施、環境施策、温暖化防止行動の一環として、5月1日から10月31日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行う。引続き熱中症計を活用し、必要性を確認してから冷房を使用することで省エネルギーを図り、職員の熱中症も予防する。</p> <p>実績：島田市の「クールチョイス」の実施、環境施策、温暖化防止行動の一環として、5月1日から10月31日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行った。熱中症計の活用により、室温を適正管理して過度に冷房を使用することを防ぐとともに、職員の熱中症防止にも貢献した。</p> <p>R4計画：島田市の「クールチョイス」の実施、環境施策、温暖化防止行動の一環として、5月1日から9月30日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行う。引続き熱中症計を活用し、必要性を確認してから冷房を使用することで省エネルギーを図り、職員の熱中症も予防する。</p> | 人事課 (全課対象) |
| | | <p>○市有施設における節電の取組を推進する。</p> <p>計画：夏季（7～9月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△25% 冬季（12～3月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△20%</p> <p>実績：夏季（7～9月）における庁舎の電力使用量：7月記載予定 冬季（12～3月）における庁舎の電力使用量：7月記載予定</p> <p>R4計画：夏季（7～9月）における庁舎の電力使用量：7月記載予定 冬季（12～3月）における庁舎の電力使用量：7月記載予定</p> | 環境課 |
| | | <p>○国民運動COOL CHOICEについて啓発し、住民の意識改革を図る。</p> <p>計画：ホームページやFMしまだ等での広報、また、アース・キッズ事業等の環境教育・環境学習や、イベント開催時等の機会を捉え、クールチョイスについての啓発を行う。また、環境保全協定締結工場に対してもバッジやシールを配布し、一層の協力をお願いする。</p> <p>実績：FM島田による広報のほかアース・キッズ事業などを通じて啓発活動を行った。</p> <p>環境保全協定を締結している工場に対して協力を依頼した。</p> <p>R4計画：様々なイベントなどを通じた啓発活動の充実を図っていく。 引き続き、様々な機会を捉えて市内企業に協力をお願いしていく。</p> | |
| | | <p>○省エネルギー行動に関する情報提供を行い、市民・事業者への意識啓発を図る。</p> <p>計画：広報紙や環境関連イベント等を通じて、省エネ取組に関する情報発信をして意識の啓発を図る。</p> <p>実績：環境月間に合わせて広報しまだ6月号に、身近なことからできる省エネなどの記事を掲載した。</p> <p>FMしまだへ出演し、省エネ取り組みについての啓発を行った。</p> <p>R4計画：広報紙や環境関連イベント等を通じて、省エネ取組に関する情報発信をして意識の啓発を図る。</p> | |

取組の方向 4-3 新エネルギー*・再生可能エネルギー*の利用を進める



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 蓄電システム導入助成利用件数 (累計) | — | 208 | 80基 | 100% | ↑ |
| 廃食用油回収量 | 6,200ℓ/年 | 6,750ℓ | 7,000ℓ | 96.4% | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|---------|-----|
|------|---------|-----|

| | | | |
|------------|---------------------|--|---------------|
| 再生可能エネルギー* | 再生可能エネルギーの普及拡大 | <p>○再生可能エネルギー利用に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>計画：省エネルギー設備（蓄電池・エネファーム）設置に対する補助金について、広報しまだ及びホームページで周知を図る。</p> <p>実績：4月号広報しまだに補助金についての記事を掲載し、事業周知をおこなった。蓄電池92件、エネファーム8件について補助金を交付した。</p> <p>R4計画：省エネルギー設備（蓄電池・エネファーム）設置に対する補助金について、広報しまだ及びホームページで周知を図る。</p> | 環境課 |
| | 新エネルギー・再生可能エネルギーの利用 | <p>○新たな市有施設を建設する際には、再生可能エネルギーの利用を検討する。</p> <p>計画：新庁舎に限らず公共施設における再エネ・省エネの可能性を探索していく。</p> <p>実績：新庁舎に限らず公共施設における再エネ・省エネの可能性を探索した。</p> <p>R4計画：公共施設における再生可能エネルギー設備の導入の可能性を探索していく。</p> | 環境課 (各課対象) |
| | | <p>○太陽光発電設備のある学校等へ蓄電池の設置について、調査・研究を進める。</p> <p>計画：県主催の、ふじのくにバーチャルパワープラント構築協議会への参加、また県内先進地の取組事例等を参考に、当市における再生可能エネルギーを活用した電力需給システムの実施可能性について、調査・研究を進めていく。</p> <p>実績：セミナーに参加するなど、VPPに関する調査・研究を進めた。</p> <p>R4計画：引き続き、公共施設への蓄電池の設置などの可能性を調査・研究していく。</p> | 環境課 |
| | | <p>○市内の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討する。</p> <p>計画：市が管理する小河川、水路等で、ごく小規模な設備の設置可能性について建設課とも協議のうえ検討していく。</p> <p>実績：小河川、水路等への設置の可能性について、担当課と協議、検討を行ったが、導入には至らなかった。</p> <p>R4計画：現段階では、実用的な導入は困難なため、試験的な導入の可能性について、引き続き、検討を行っていく。</p> | |
| | | <p>○風力発電、バイオマスエネルギー*などの利用について調査・研究を進める。</p> <p>計画：静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会が主催する講演会等に参加し、バイオマスを含む創エネ、畜エネに関する調査・研究を進める。</p> <p>風力発電事業については、今年度は「環境影響評価方法書」が送付される予定のため、関係課からの意見を取りまとめ、市としての意見書を県に提出する。</p> <p>実績：バイオマスなどによる創エネ、畜エネに関する情報収集を行った。</p> <p>風力発電事業を計画している事業者の環境影響調査に係る法手続きを進めた。</p> <p>R4計画：様々な研究会や講演会などを通じてバイオマスをはじめとする創エネ、畜エネに関する知識を深めていく。</p> | |
| | | <p>○使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製された燃料の活用を図る。【再掲3-1】</p> <p>計画：島田市内で排出された廃食用油を、燃料等として活用するとともに、廃食用油回収について啓発を図る。</p> <p>実績：各家庭から6,750Lの廃食用油を回収し、市民への啓発を図った。回収油については売り払い先で燃料として活用している。</p> <p>R4計画：島田市内で排出された廃食用油を、売り払い先で燃料等として活用するとともに、廃食用油回収について啓発を図る。</p> | |
| 再生可能エネルギー* | ごみ焼却廃熱 | <p>○ごみ焼却施設の廃熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。</p> <p>計画：ごみ焼却施設の廃熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。</p> <p>余剰電力については売電する。</p> <p>実績：ごみ焼却施設の廃熱利用（発電発電量） 10,148,020 kWh（前年比95.65%） "（売電発電量） 1,544,921 kWh（前年比96.03%） ごみ焼却施設の受電量 1,204,697 kWh（前年比114.37%） ごみ処理量の微減に伴い発電量及び売電量は微減、受電量は微増した。</p> <p>R4計画：ごみ焼却施設の廃熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。</p> <p>余剰電力については売電する。</p> | 環境課 |

取組の方向 4-4 低炭素型まちづくりを進める



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|----------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 公用車への低公害車*導入割合 | 85.1% | 91.2% | 100% | 40.9% | ↑ |
| コミュニティバス利用者数 | 240,036人 | 162,037人 | 250,000人 | 要改善(注1) | ↑ |
| 市役所ノーカーデー*の実施率 | 70.5% | 60.3% | 75% | 要改善 | ↑ |
| 生け垣づくり補助件数(累計) | 1,138件 | 1,162件 | 1,197件 | 40.6% | ↑ |

注1 コロナ禍による影響が大きいため要観察

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------|
| 交通 低公害車の導入 | ◎公用車への低公害車の導入を進める。【再掲2-3】 計画：令和3年度4月の新車リース車両5台は、リース会社との協議により低公害車を導入する。 実績：令和3年度は、低公害車を5台導入した。 R4計画：令和4年度更新予定のリース車両10台はすべて低公害車を導入する。 | 資産活用課 |
| | ○低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。【再掲2-3】 計画：市内に設置されたEVスタンドについて広報やホームページ等で周知する。 実績：広報、ホームページ等で周知を図った。 R4計画：引き続き、広報やホームページ等で低公害車の導入に係る普及啓発を図っていく。 | 環境課 |
| 自動車使用による環境負荷の低減 | ◎エコドライブの普及・啓発を図る。【再掲2-3】 計画：くらし・消費・環境展等において、エコドライブに関するチラシを配布し、エコドライブの啓発を図る。 実績：イベント等の実施はなかった。 R4計画：イベント出展の際には、チラシや啓発グッズを利用してエコドライブについて啓発を図る。 | 環境課 |
| | ◎ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努める。【再掲2-4】 計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員(臨時・嘱託を含む)を対象として、毎月1回以上実施する。また第3金曜日を集中実施日として実施する。 実績：年間実施率は60.3%(前年比0.4%減)、CO2排出削減量は3478kg(前年比358.6kg増)削減、実施者数は延べ2,861名となった。 また公共交通利用推進等マネジメント協議会にエコ通勤優良事業所認証を申請し、取得した。 R4計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員(臨時・嘱託を含む)を対象として、毎月1回以上実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。 | 環境課 (全課対象) |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------|
| | <p>○各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかける。【再掲2-4】</p> <p>計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。</p> <p>実績：イベント等の実施はなかった。</p> <p>R4計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。</p> | |
| <p>徒歩・自転車・公共交通の利用促進</p> | <p>○環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進する。【再掲2-4】</p> <p>計画：ワクチン接種等、新型コロナウイルス対策の進展を見ながら、公共交通としての運行継続性を確保しつつ、市民の移動需要の回復に合わせ公共交通の利用を促進する。運行時間については、住民要望をこまめに拾い上げ、利便性の向上を目指す。</p> <p>実績：ホームページ、広報誌における広報や、市公式LINEでもメニューを設置し、分かりやすい情報提供に努めている。利用者数については、コロナ禍の長期化に伴う生活様式の変化により、コロナ前からは大きく減少している。R4年度運行に当たり、利用者の声を反映した時刻調整を行った。</p> <p>R4計画：ワクチン接種等、新型コロナウイルス対策の進展を見ながら、公共交通としての運行継続性を確保しつつ、市民の移動需要の回復に合わせ公共交通の利用を促進する。運行時間については、住民要望をこまめに拾い上げ、利便性の向上を目指す。</p> | <p>生活安心課</p> |
| | <p>○中心市街地、観光拠点等にサイクルステーションを整備し、自転車のレンタルを行う。</p> <p>計画：レンタルサイクル事業を取り巻く環境及びニーズを把握し、引き続き導入の可能性を探っていく。</p> <p>実績：レンタルサイクル事業実施の可能性を検討したが、実施環境が整わないこと、事業に対するニーズが明らかでないことなどから当年度は導入に至らなかった。</p> <p>R4計画：レンタルサイクル事業の導入の可能性について、市が実施する必要性を踏まえ、検討する。</p> | <p>商工課</p> |
| <p>徒歩・自転車・公共交通の利用促進</p> | <p>○官民4者連携により整備する、新東名島田金谷IC周辺賑わい交流拠点施設内に交通乗換機能を持たせ、パーク＆ライド*を推進する。</p> <p>計画：官民4者連携協議を継続し、交通乗換機能の充実を検討していく。</p> <p>実績：官民4者連携協議を3回行い、交通乗換機能の充実に向けた施策検討を行った。</p> <p>R4計画：官民4者連携の協議を継続し、交通乗換機能の充実を検討していく。</p> | <p>内陸フロント推進課</p> |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|------|---|---------------------------|
| 交通 | <p>交通の円滑化</p> <p>○国道1号の4車線化をはじめ、計画的な道路整備を推進する。 計画：①環境負荷の低い集約型の都市構造（コンパクト+ネットワーク）の実施に向けて、立地適正化計画を策定する。 ②国道1号等高規格道路の早期整備について、関係市とともに関係機関に要望活動を行う。また、中部横断自動車道等は、今年度中に事業区間が全線開通となる見込みであり、引き続き関係市とともに利用促進のPR活動を行う。 ③交通渋滞の解消に向けて、交差点改良の実施や未着手路線の整備について、担当課と調整する。 実績：①立地適正化計画を策定し、令和4年4月1日に公表した。 ②国道1号及び国道473号に関する要望活動は、建設課が主体となり、実施した。また、8月に中部横断自動車道が開通し、利用促進のPR活動として、パンフレットを作成した。 ③国土交通省や静岡県、近隣市、および関係機関と連携し、地域の主要渋滞箇所の緩和に向けた取り組みについて検討した。 R4計画：①立地適正化計画に基づき、居住誘導区域への居住誘導及び都市機能誘導区域への都市機能の誘導と充実を図る。具体的には、事業を推進していくため、都市再生整備計画を作成する。 ②国道1号の4車線化等高規格道路の早期整備について、関係市とともに関係機関に要望活動を行う。また、中部横断自動車道は、事業決定がされた区間は、令和3年度に全線開通したことから、引き続き関係市とともに利用促進のPR活動を行う。 ③交通渋滞の解消に向けて、交差点改良の実施や未着手路線の整備について、担当課と調整する。</p> | 都市政策課 (建設課) |
| | <p>○国道1号の4車線化をはじめ、計画的な道路整備を推進する。 計画：国、県と協力し計画的な道路整備を推進する。 実績：国、県と意見交換会及び事業連絡調整会を開催し、事業の調整を図った。 R4計画：引き続き国及び県に協力し、計画的な道路整備を推進する。</p> | 建設課 |
| 緑化 | <p>緑化の推進</p> <p>○生け垣づくりに対して補助金の交付を行い、みどり豊かなまちづくりを進める。 計画：広報しまだ、島田市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載し事業の周知を図る。（計画）10件 700千円 実績：7件 347千円 R4計画：島田市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載。広報しまだへは年間掲載数を増やし、事業の周知を図る。（計画）10件 650千円</p> <p>○一定規模以上の土地の利用に当たっては、緑地を確保するよう指導する。 計画：本年度も引き続き、緑地の設置が要件となる土地利用事業計画承認申請案件について、適切に指導を行う。 実績：令和3年度は、土地利用事業計画承認申請14件について、緑地の設置を指導した。 R4計画：本年度も引き続き、緑地の設置が要件となる土地利用事業計画承認申請案件について、適切に指導を行う。</p> | 建設課 都市政策課 (建設課) |
| | <p>グリーンカーテン設置の推進</p> <p>○市有施設へのグリーンカーテンの設置を推進する。 計画：市有施設へグリーンカーテンを設置し、PRを行う。 実績：金谷北支所、川根支所、小中学校、保育園、市民病院、田代環境プラザでグリーンカーテンを設置し、室内温度の上昇を抑える取組を行った。 R4計画：市有施設へグリーンカーテンを設置し、PRを行う。</p> <p>○市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援する。 計画：市有施設や環境関連イベント等で、種子を無料配布しグリーンカーテンの啓発に努める。 実績：環境月間（6月）に島田図書館において、環境ミニコーナーを設置し、田代環境プラザで採れた朝顔・夕顔の種子を市民に無料配布し、グリーンカーテンの啓発に努めた。 R4計画：市有施設や環境関連イベント等で、種子を無料配布しグリーンカーテンの啓発に努める。</p> | 環境課 (全課対象) 環境課 |

5 環境教育*・環境保全活動の推進

取組の方向 5-1 環境教育・環境学習を充実させる



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| アース・キッズ*事業参加者数 (累計) | 2,639人 | 4,561人 | 5,140人 | 88.7% | ↑ |
| 環境学習講座受講者数(累計) | 67人 | 292人 | 142人 | 100% | ↑ |
| 環境に関する出前講座開催数 | 1回 | 2回 | 5回 | 要改善 | ↑ |
| 田代環境プラザの見学者数 | 1,098人 | 1,248人 | 1,500人 | 要改善 | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|---------|---|-------|
| 環境教育の推進 | <p>◎総合的な学習の時間や関連性のある教科の時間を活用して、地域や子どもの実態に合った環境学習を推進する。</p> <p>計画：①各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践する。 ②総合的な学習の時間を活用して、身近な環境に対する課題テーマを設定した子どもが探究学習を行う。 ③市内全小中学校で放射線等に係る授業を実施する。</p> <p>実績：①市内全小中学校において、地域や環境をテーマにした活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも学習活動が縮小された学校もあったが、委員会活動や発表会等を効果的に活用し、全校に意識を広げるように工夫をする学校もあった。 ②環境教育は、総合的な学習の一環として主に小学校で定着しており、体験活動や調べ学習が子どもの実態に合わせて行われた。 ③新型コロナウイルス感染症の影響で、主要教科の授業時間を確保することを優先する必要があると、例年に比べ縮小したり関係教科の授業の中で実施したりして、各校が実状に応じて取り組んだ。</p> <p>R4計画：①各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践する。 ②総合的な学習の時間を活用して、環境に関わるテーマを設定した子どもが探究学習を行う。 ③市内全小中学校で放射線等に係る授業を実施する。</p> | 学校教育課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| | <p>○資源を大切にすることを育てるため、リサイクル活動を実施する。</p> <p>計画：学校関係に限らず全体の古紙回収量は減少している上に、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動自体が中止又は縮小傾向にある。地域の方々と自然を大切にすることを育てることは目的としつつも、全体の古紙回収量の減少を考慮し、目標量は300tとする。引き続き古紙の分別回収とリサイクルを実施する。</p> <p>実績：令和3年度 208tの古紙を回収した。 (自治会や民間による古紙回収等が実施されているため、年々減少傾向にある。また令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で古紙回収の活動が縮小傾向にあった。コンテナによる回収への変更も見られた。H21 1,170t H22 1,114t H23 1,004t H24 962t H25 836t、H26 757t、H27 654t、H28 601t、H29 618t、H30 538t、R1 441t R2 221t)</p> <p>R4計画：学校関係に限らず全体の古紙回収量は減少している上に、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動自体が中止又は縮小傾向にある。地域の方々と自然を大切にすることを育てることは目的としつつも、全体の古紙回収量の減少を考慮し、目標量は200tとする。引き続き古紙の分別回収とリサイクルを実施する。</p> | |
| 環境教育 | <p>指導者研修会の実施</p> <p>○小学校と幼稚園・保育園等が連携して、幼児及び小学校低学年における環境教育の大切さを研修し、幼児・児童の指導に活用する。</p> <p>計画：6月と2月に研修会を計画している。園や小学校を会場として、実際に園児や児童の姿を観察しながら効果的な連携が図れるようにしたいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、研修方法を検討し、進めていくようにする。</p> <p>実績：新型コロナ感染症予防の観点から、学校や園を会場とした研修会の実施が難しかった。6月はおおりを会場とし、園と小学校1年の担任と1年生についての情報を共有した。2月は、感染状況が大変厳しい状況であったため、開催を中止とした。</p> <p>R4計画：今年度も6月と2月に研修会を計画している。園や学校を会場とした会が望ましいが、感染状況ははまだ見通せないため、おおり等を会場とした会の開催を基本とし、園と学校の情報共有の場としていきたいと考え、進めていく。</p> | 学校教育課 |
| 自然体験教室の開催 | <p>◎豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール*・サマーオープンスクール*など）を開催する。【再掲1-4】</p> <p>計画：サタデーオープンスクール23回、サマーオープンスクール5回、・移動教室は北部4校の交流事業として7日設定（島一小島二小島三小北部4校が参加予定）。新型コロナウイルス感染症に対する感染予防を徹底し、ワクチン接種等の状況も踏まえて、設定した。今後は状況を踏まえながら計画を実施できるか、検討しながら進めていく。</p> <p>実績：サタデーオープンスクールは12回、サマーオープンスクールは2回実施した。新型コロナ感染症による「緊急事態宣言」や「まん延防止」の処置がされている期間は中止としたため、回数が減少した。北部4校と島一小島二小島三小との交流活動である移動教室は、7日実施することができた。</p> <p>R4計画：サタデーオープンスクール23回、サマーオープンスクール5回、・移動教室は北部4校の交流事業として7日設定（島一小島二小島三小北部4校が参加予定）。新型コロナ感染症に対する感染予防を徹底し、活動を行っていく。感染状況を踏まえながら、実施可能か検討しながら進めていく。</p> | 学校教育課 |

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|-----------------|--|-------------|
| 自然体験教室の開催 | <p>○青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催する。【再掲1-4】</p> <p>計画：市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、自然とのふれあいを目的とした野外活動体験を2回実施する。海がめの生態やそれを取りまく自然環境について学習する「海がめ放流体験」や山村都市交流センターささまでのキャンプを行う。</p> <p>この他の活動として、社会教育施設で環境美化活動を実施する。</p> <p>実績：新型コロナウイルス感染拡大により、中止した事業・イベントがあったため目標を達成することはできなかったが、屋外で実施する事業・イベントをできる限り実施した。しまだガンバ！の山村都市交流センターささまでの宿泊活動やウミガメ放流体験を実施した。この他の活動として社会教育施設で環境美化活動を実施した。</p> <p>R4計画：市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、自然とのふれあいを目的とした野外活動体験を通じて、環境意識を高める活動を2回実施する。海がめの生態やそれを取りまく自然環境について学習する海がめ放流体験や山村都市交流センターささまでの宿泊活動を行う。</p> <p>この他の活動として、社会教育施設で環境美化活動を実施する。</p> | 社会教育課 |
| アース・キッズ事業の実施 | <p>○地球温暖化対策に取組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を実施する。</p> <p>計画：アース・キッズ事業を実施し、500人以上の参加を目指す。</p> <p>環境教育として中高生を含め、発展させる。</p> <p>実績：市内小学校8校で実施し、433人が新たにエコリーダーとして認定された。</p> <p>R4計画：環境教育として中高生を含め、発展させる。</p> | 環境課 |
| 環境学習 | <p>◎市民を対象とした環境学習講座を実施する。</p> <p>計画：夏休みに親子環境学習講座の実施を検討する。</p> <p>実績：島田ガス㈱の共催事業として夏休み親子環境学習講座を開催した。</p> <p>実施日：8月12日（木）</p> <p>場 所：田代環境プラザ三階大会議室（施設内見学あり）</p> <p>参加者：40名（保護者16名・子ども24名）</p> <p>R4計画：新型コロナウイルスの感染状況に注意しながら、夏休みに親子環境学習講座の実施を検討する。</p> | 環境課 |
| | <p>◎環境に関する出前講座を実施する。</p> <p>計画：市政出前講座 ふれあいしまだ塾「COOL CHOICE」、「水の生きものが教える川の汚れ」、「ごみから護美へ」、「田代の郷の自然」を実施する。</p> <p>実績：市内高等学校より、「COOL CHOICE」、「田代の郷の自然」についてまとめて依頼があり、11月24日（水）に実施（教師1名、生徒25名）。また市内中学校へも11月25日に「COOL CHOICE」の出前講座を行った。（生徒180名）</p> <p>R4計画：環境に関する出前講座を実施する。</p> | |
| | <p>○田代環境プラザ、浄化センター、クリーンセンターなどの見学者に対して環境保全意識の啓発を行う。</p> <p>計画：環境プラザ：見学時に施設説明と合わせて環境保全意識の啓発を行う。</p> <p>浄化センター：市内小学校に施設見学を呼びかけ環境保全の啓発を行い、夏休みには「親子の下水道教室」を開催する。</p> <p>実績：環境プラザ：施設見学を38回開催し、1,248人の見学者が来場した。</p> <p>浄化センター：コロナ対策のため、施設見学は中止。施設見学希望のあった市内小学校には資料を配布した。</p> <p>R4計画：環境プラザ：見学時に、施設説明と併せて環境保全意識の啓発を行う。</p> <p>浄化センター：市内小学校に施設見学を呼びかけ環境保全の啓発を行い、「夏休みの下水道教室」を開催する。（新型コロナウイルス感染状況により中止する場合もある。）</p> | 環境課 下水道課 |
| 環境人材バンク*による人材派遣 | <p>○環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣する。</p> <p>計画：人材バンクへの登録者数を増やし、制度の拡充を図るため、各種講座や教育現場へ広く募集を募る。また、環境関連イベントにおいて講師の派遣を行い、多くの人に環境人材バンクの制度を周知する。</p> <p>実績：10/20 高齢者クラブ 20名（自然・森のクラフト）</p> <p>11/25 中学校1学年180名（自然・人との関わりを学ぶ環境教育）</p> <p>R4計画：環境人材バンク制度を周知し、登録者や利用者を増やしていく必要がある。また、利用者を市民団体や学校などに限定せず、市の事業として活用するなど、登録者と積極的に協力していく方向を考えていく。</p> | 環境課 |

取組の方向 5-2 環境情報を発信する



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|----------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
| 環境課ホームページアクセス数 | 99,953件 | 225,066件 | 100,000件 | 100% | ↑ |

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 環境情報 | <p>環境情報の収集</p> <p>◎環境保全の税制・補助金に関する情報を収集する。 計画：関係機関等より環境保全の税制・補助金に関する情報を随時収集する。 実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により環境保全の税制・補助金に関する情報を収集した。 R4計画：関係機関等より環境保全の税制・補助金に関する情報を随時収集する。</p> <p>○環境に関する各種講座・イベントの情報を収集する。 計画：関係機関等より情報を随時収集する。 実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により情報収集を行った。 R4計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> | 環境課 |
| | <p>環境情報の収集</p> <p>○環境に関する先進事例の情報を収集する。 計画：関係機関等より情報を随時収集する。 実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により情報収集を行った。 R4計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> <p>○市民・事業者の環境保全活動に関する情報を収集する。 計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録する。 実績：9団体19活動を登録し、環境保全活動に関する情報を収集した。 R4計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録する。</p> | 環境課 |
| 環境情報の発信 | <p>◎広報紙やホームページ、ツイッター、コミュニティFMなど、様々なメディアを用いて環境情報を発信する。 計画：提供できる情報があれば速やかに情報を発信する。 実績：環境月刊情報、衛生月刊情報、イベント情報、補助金情報、市民が参加可能な環境取組等を広報紙・ホームページへの掲載、ポスターの掲示、パンフレットの掲出等により情報提供を行った。 R4計画：提供できる情報があれば速やかに情報発信する。</p> | 環境課 |
| 年次報告書の発行 | <p>○本市の環境の現状や環境施策の実施状況などについてわかりやすくまとめた年次報告書を作成し、公表する。 計画：年1回、環境報告書、環境活動レポートを作成・公表する。 実績：環境報告書、環境活動レポートを作成・公表した。 R4計画：年1回、環境報告書、環境活動レポートを作成・公表する。</p> | 環境課 |

取組の方向 5-3 環境保全活動を活発にする



数値目標

| 指標名 | H29年度 (2017) 基準値 | R3年度 (2021) 現状値 | R4年度 (2022) 最終目標 | 最終目標に対する達成率 | 方向 |
|-----|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|
|-----|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|----|

| | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|----|---|
| しまだエコ活動登録件数（累計） | 26件 | 26件 | 30件 | 0% | ↑ |
|-----------------|-----|-----|-----|----|---|

市の施策

| 取組内容 | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 協働による計画の推進 | <p>連携のしくみづくり</p> <p>◎市民・事業者・市が環境を軸として連携するしくみを整備する。 計画：第3次環境基本計画の策定に向けて、新たな市民協働の体制を整備する。環境審議会についても、多様なステークホルダーによる審議が可能となるような体制を検討する。 実績：前任委員の任期満了により委員を新任した。環境審議会を2回開催し、環境報告書（案）や第3次環境基本計画の策定状況を報告、審議した。 R4計画：第3次環境基本計画の策定に向けて、新たな市民協働の体制を整備する。環境審議会についても、多様なステークホルダーによる審議が可能となるような体制を検討する。</p> <p>○市民団体間の情報交換や人的交流を支援する。 計画：市民団体間の情報交換や人的交流を支援する手法を検討する。 実績：市民団体のほか、環境保全協定を締結している市内事業者も参加し、情報交換や人的交流を図る場として環境活動報告会を開催した。 R4計画：市民団体間の情報交換や人的交流を支援する手法を検討する。</p> | 環境課 |
| 環境保全活動 | <p>環境保全活動の支援</p> <p>◎「しまだエコ活動」など、市民団体・事業者による環境保全活動への協力・支援を行う。 計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援及び活動の活性化を図る。 実績：9団体19活動を登録し、ホームページ上で公開するとともにその活動に伴う参加者を募集する等、環境保全活動への協力・支援を行った。 R4計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援及び活動の活性化を図る。</p> | 環境課 |
| 協働による水辺環境の保全 | <p>◎河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ*制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進する。【再掲1-1】</p> <p>計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。 実績：①河川愛護団体からの申請を受け、補助金の交付を行った。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行った。 ③新たに締結した団体はなかった。 R4計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。</p> | すぐやる課 |
| 環境美化活動の推進 | <p>◎市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図る。【再掲3-3】</p> <p>計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行う。 実績：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行った。82町内会実施・土のう袋搬入767.2t R4計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、河川等の清掃作業を行う。</p> | 環境課 |
| 環境美化活動の推進 | <p>◎地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進する。【再掲3-3】</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力を行う。 実績：9月の環境衛生月間に予定していた六合地区の集積場パトロールは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 R4計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力を行う。</p> | 環境課 |

| 取組内容 | | 取組内容の詳細 | 担当課 |
|----------|---------------|---|----------------------|
| | | <p>○ボランティア・サポート・プログラムによる道路の環境美化活動を支援する。【再掲3-3】</p> <p>計画：ボランティア・サポート・プログラム*に基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p> <p>実績：国道1号線インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。1団体が高齢化のためにボランティア・サポート・プログラムをとりやめる意向を示したため、それに対応した。</p> <p>R4計画：ボランティア・サポート・プログラムに基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p> | |
| 開発時の環境配慮 | 開発時の環境への配慮の推進 | <p>○一定規模以上の土地の利用に当たっては、地域の良好な自然環境及び生活環境の保全に、十分配慮するよう指導する。</p> <p>計画：本年度も引き続き、調整池及び緑地の設置が必須となる土地利用事業計画承認申請（開発）案件について、適切に指導を行う。</p> <p>実績：令和3年度は、土地利用事業計画承認申請（開発案件）3件について、調整池及び緑地の設置を指導した。</p> <p>R4計画：本年度も引き続き、調整池及び緑地の設置が必須となる土地利用事業計画承認申請（開発）案件について、適切に指導を行う。</p> | 都市政策課（すぐやる課、建設課、環境課） |

第4章 地球温暖化対策実行計画の進捗状況

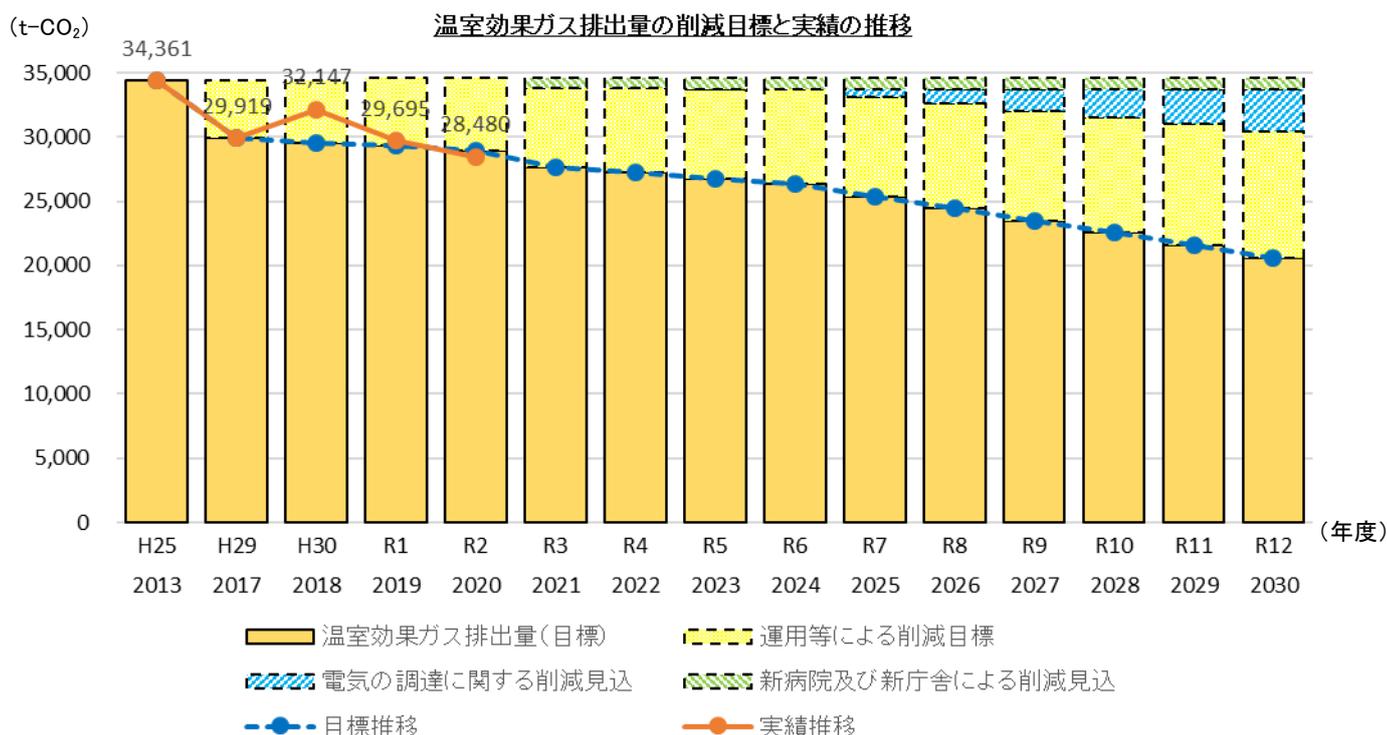
1 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

1-1 計画の進捗状況

- 令和2（2020）年度に市役所全体の事務・事業から排出された温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素換算で28,480 t でした。基準年度である平成25（2013）年度と比べて17.1%減少しています。
- コロナウイルス感染対策（以下「コロナ対策」）による各種活動の自粛等の影響もあり、令和2年度の温室効果ガス排出量は、目標の28,963 t よりも少なくなりました。

温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算) (単位:t-CO2/年)

| 項目 | 実績値 | | | 目標値 | |
|------------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| | 基準年度 | 前年度 | 最新実績 | 中間目標 | 最終目標 |
| | H25(2013) | R1(2019) | R2(2020) | R6(2024) | R12(2030) |
| 温室効果ガス総排出量 | 34,361 | 29,695 | 28,480 | 26,223 | 20,617 |
| 対基準年度比増減率 | - | △13.6% | △17.1% | △ 23.7% | △ 40.0% |



※運用等による削減目標は、計画時の平成29（2017）年度に既に削減した分に毎年414 t を加えたもの（令和2（2020）年度に小中学校に空調機器が設置されたことによる増加分の削減を含む）
 ※電気の調達に関する削減見込は、令和12（2030）年度に排出係数が0.00037 t -CO₂/kWhになると仮定し、令和6（2024）年度からの期間で案分したもの

ガスの内訳

- 排出された温室効果ガスの種類別内訳をみると、二酸化炭素が全体の約97%を占めています。

温室効果ガスの種類別排出状況

(単位:t-CO₂)

| ガス種別 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | |
|---------------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------|
| | | | 排出量 | 構成比 |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 33,672 | 28,739 | 27,552 | 96.74% |
| メタン (CH ₄) | 26 | 247 | 243 | 0.85% |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 660 | 705 | 681 | 2.39% |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 3 | 3 | 4 | 0.01% |
| 合計 | 34,361 | 29,695 | 28,480 | 100% |

※パーフルオロカーボン (PFC) 及び六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化硫黄 (NF₃) については、本計画では対象外としています。

1-2 活動ごとの進捗状況

- 温室効果ガスの排出量は燃料の使用、電気の使用、一般廃棄物の燃焼によるもので約99%を占めています。

活動ごとの温室効果ガス排出量

(単位:t-CO₂)

| 項目 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------------|--------|--------|
| | | | 実績値 | 増減率 | |
| | | | | 対基準年度比 | 対前年度比 |
| 燃料の使用 | 5,778 | 5,943 | 5,190 | -10.2% | -12.7% |
| 電気の使用 | 15,005 | 12,727 | 12,364 | -17.6% | -2.9% |
| 一般廃棄物の焼却 | 13,478 | 10,676 | 10,576 | -21.5% | -0.9% |
| 公用車の走行 | 16 | 12 | 14 | -11.6% | 19.7% |
| 下水・し尿・雑排水処理(※1) | 81 | 330 | 328 | 304.9% | -0.7% |
| その他(※1) | 3 | 7 | 8 | 167.3% | 14.4% |
| 総排出量 | 34,361 | 29,695 | 28,480 | -17.1% | -4.1% |

※1 基準年度は下水・し尿・雑排水処理及びその他の集計範囲が現在と異なります。

排出活動①：燃料の使用

- ガソリン使用量の8割以上は、公用車での使用が占めています。公用車でのガソリン使用量は63,877Lで、前年度と比較して10,000L程度減少しました。公用車以外では、公園・緑地(2,464L)、川根温泉(1,578L)、横井運動場公園(1,200L)で主に使われています。
- 灯油の主な使用施設は、田代環境プラザ(123,092L)、島田市斎場(52,500L)、川根温泉(32,440L)、金谷斎場(11,000L)です。これらの施設で使用量の9割以上を占めます。全体の使用量は239,115Lで、前年度と比べて114,000L程度減少しました。特に、田代環境プラザと川根温泉での使用量が

きく減少しています。田代環境プラザは、7月からクリーンセンターの脱水汚泥処理することとなり、安定処理のためコークスの使用量を増やしたことにより灯油の使用量が45,000L程度減少しました。また、川根温泉は、コロナ対策のための臨時休館により65,000L程度減少しました。

- 軽油使用量の9割以上は、公用車でのご使用が占めています。公用車でのご軽油使用量は101,864 Lで、前年度と比較して1,000L程度減少しました。軽油使用量全体では、5,400 L程度減少しました。
- A重油の主な使用施設は、島田市民病院（673,942L）で、全体の9割以上を占めています。クリーンセンターでの汚泥焼却を行わなくなったため、全体の使用量は前年度と比べて91,000 L程度減少しました。
- LPガスの主な使用施設は、田代の郷温泉（55,867m³）、中部学校給食センター（47,591m³）、川根温泉（35,166m³）、川根温泉ホテル（26,372m³）、で、全体の9割を占めています。全体の使用量は182,985m³で、前年度と比べて17,000m³程度減少しました。特に、コロナ対策のための臨時休館により田代の郷温泉（13,000L程度減）及び川根温泉ホテル（7000L程度減）で大きく減少しました。
- 都市ガスの主な使用施設は、島田市民病院（105,579m³）、プラザおおるり（20,174m³）、保健福祉センター（17,321m³）で、全体の約8割を占めています。全体の使用量は177,147m³で、前年度と比べて10,000m³程度増加しました。小中学校においてコロナ対策により休校したことに伴い、夏季の登校日が増え、エアコンの使用時間が増加したために小中学校での使用量は前年度と比べて14,500m³で程度増加しました。
- 天然ガスは川根温泉の温泉不随ガス（メタン）発電によるコージェネレーションシステムに用いている分です。コロナ対策のための臨時休館により使用量が減少しました。メタンの有効利用による温室効果ガスの排出量削減効果は、大気に放出していた場合に比べて約3,900 tとなります。

燃料の種類別使用状況

| 項目 | 単位 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------|--------|
| | | | | 実績値 | 増減率 | |
| | | | | | 対基準年度比 | 対前年度比 |
| ガソリン | L | 149,893 | 86,896 | 73,564 | -84.8% | -15.3% |
| 灯油 | L | 483,161 | 353,079 | 239,115 | -50.5% | -32.3% |
| 軽油 | L | 155,497 | 110,530 | 105,086 | -32.4% | -4.9% |
| A重油 | L | 974,347 | 817,816 | 727,242 | -25.4% | -11.1% |
| LPガス | m ³ | 126,768 | 200,495 | 182,985 | 44.3% | -8.7% |
| 都市ガス | m ³ | 126,377 | 167,098 | 177,147 | 40.2% | 6.0% |
| 天然ガス | Nm ³ | - | 287,750 | 250,484 | - | -13.0% |
| コークス(※2) | kg | 1,407,282 | 1,527,534 | 1,601,540 | 13.8% | 4.8% |
| 温室効果ガス 排出量(※3) | t-CO ₂ | 5,778 | 5,893 (5,254) | 5,190 (4,618) | -10.2% (-20.1%) | -12.7% |

※2 本計画での対象外のため参考値。

※3 コークスを除く。括弧書きは基準年度に含まれていなかった天然ガスを除いた値。

排出活動②：電気の使用

・使用電力量（買電）の最も多い施設は、島田市民病院（7,551,086kWh）であり、全体の約27%を占めています。コロナ対策により、温泉や集会施設では施設利用が減り、電気使用量も減少していますが、小中学校では夏季のエアコン使用時間の増加に伴い電気使用量も増加しました。全体での電気使用量（買電）は27,734,056kWhで、前年度と比べて74,000kWh程度減少しました。ただし、廃棄物発電や太陽光発電等による自家消費での電力量が112,000kWh程度増加しているため、全体での実際の使用電力量は38,000kWh程度増加しています。なお、全体での実際の使用電力量の約4分の1は発電設備による自家消費でまかなわれています。

電気の使用状況

| 項目 | 単位 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------|-------|
| | | | | 実績値 | 増減率 | |
| | | | | | 対基準年度比 | 対前年度比 |
| 使用電力量(買電) | kWh | 29,079,412 | 27,828,533 | 27,734,056 | -4.6% | -0.3% |
| 温室効果ガス 排出量 | t-CO ₂ | 15,005 | 12,727 | 12,364 | -17.6% | -2.8% |

発電設備による電気の自家消費状況等

| 施設名 | 発電種類 | 設置年度 | 発電出力 (kW) | 発電 電力量 (kWh・年) | 自家消費 電力量 (kWh・年) | 売電 電力量 (kWh・年) |
|------------|----------|-------|--------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| 初倉南小学校 | 太陽光 | 平成7年 | 20 | - | - | 0 |
| 島田第二中学校 | 太陽光 | 平成11年 | 30 | - | - | 1 |
| 島田第一中学校 | 太陽光 | 平成15年 | 20 | - | - | 14 |
| 六合小学校 | 太陽光 | 平成16年 | 20 | - | - | 406 |
| 島田第二小学校 | 太陽光 | 平成22年 | 10 | - | - | - |
| 島田第三小学校 | 太陽光 | 平成22年 | 10 | - | - | - |
| 六合中学校 | 太陽光 | 平成22年 | 10 | - | - | - |
| 川根小学校 | 太陽光 | 平成27年 | 15 | 19,656 | 19,656 | - |
| 保健福祉センター | 太陽光 | 平成9年 | 10 | 11,021 | 11,021 | - |
| 総合スポーツセンター | 太陽光 | 平成21年 | 4 | 774 | 774 | - |
| 川根温泉ホテル | メタンガス | 平成27年 | 100 | 638,964 | 638,964 | - |
| 田代環境プラザ | 廃棄物 | 平成18年 | 1,990 | 10,609,120 | 9,000,370 | 1,608,750 |
| 南部学校給食センター | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 40 | - | 7,220 | - |
| 中部学校給食センター | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 22 | - | 8,287 | - |
| 島田市斎場 | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 20 | - | 4,030 | - |
| 六合東小学校 | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 44 | - | 5,831 | - |
| 初倉中学校 | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 44 | - | 5,682 | - |
| 島田第一中学校 | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 22 | - | 3,262 | - |
| 島田第四小学校 | 太陽光(PPA) | 令和2年 | 16.5 | - | 1,727 | - |

※太陽光(PPA)は第三者所有により、電力を自家消費するモデル。島田ガス株式会社共同企業体との「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する基本協定」により実施。

排出活動③：一般廃棄物の焼却

- 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出については、一般廃棄物に含まれる炭素分が酸素と結び付き二酸化炭素となって排出される量が該当します。令和2（2020）年度については、基準年である平成25（2013）年度と比較して、焼却処理量が減少していること及び廃プラスチックの含有量が少なかったことが影響し、二酸化炭素排出量が大幅に減少する結果となりました。ただし、この結果は事業者や住民から搬入される焼却物に起因するものであるため、引き続き傾向を注視する必要があります。

一般廃棄物の焼却状況

| 項目 | 単位 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | | |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------|-------|
| | | | | 実績値 | 増減率 | |
| | | | | | 対基準年度比 | 対前年度比 |
| 田代環境プラザ 焼却処理量 | t | 33,376 | 32,909 | 31,419 | -5.9% | -2.0% |
| 温室効果ガス排出量 | t-CO ₂ | 13,428 | 10,676 | 10,576 | -21.5% | -0.9% |

※クリーンセンターの汚泥焼却分を含みます。令和2年7月からは脱水汚泥を田代環境プラザで処理しています。

1-3 省資源の推進

- エコアクション21の取組として、次の項目に目標を定めて取り組んでいます。

省資源化の取組の状況

| 項目 | 単位 | 毎年の目標 | 前年度実績 R1(2019) | 最新実績 R2(2020) | |
|----------------------------|----------------|---------------------|-------------------|---------------|--------------|
| | | | | 実績値 | 対前年度比 増減率 |
| 水の使用量 | m ³ | 前年度比1%以上削減する | 425,183 | 393,639 | -7.4% |
| 用紙の使用量 (総務課集中管理分) | 枚 | 前年度比1%以上削減する(A4版換算) | 7,330,750 | 7,253,500 | -1.1% |
| 燃えるごみ(一般廃棄物) の排出量(庁舎のみ) | kg | 前年度比1%以上削減する | 587,443 | 509,418 | -13.3% |
| グリーン購入率 | % | 90%以上を維持する | 99.4 | 95.6 | - |

- 令和2年度の実績については、すべての目標を達成しました。

2 市内からの温室効果ガス排出量

2-1 島田市全域からの温室効果ガス排出量の現状と目標

(1) 温室効果ガス排出量の現状

- 平成29（2017）年度における温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で908.9千tで、基準年度と比較して、10.3%減少しています。

(2) 温室効果ガス排出量削減目標（短期目標と最終目標）

- 令和4（2022）年度における排出量の目標（短期目標）は、基準年度比で14.3%削減です。
- 令和12（2030）年度の目標（最終目標）は、基準年度比で27.0%削減です。

温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算)

(単位:千t-CO₂/年)

| 起源 | 部門 | 基準年度 H25(2013) | 前年度実績 H28(2016) | 最新実績 H29(2017) | | |
|---------|---------|-------------------|--------------------|----------------|--------|-------|
| | | | | 実績値 | 増減率 | |
| | | | | | 対基準年度比 | 対前年度比 |
| エネルギー | 産業部門 | 535.9 | 487.7 | 473.7 | -11.6% | -2.9% |
| | 家庭部門 | 146.7 | 138.5 | 135.3 | -7.8% | -2.3% |
| | 業務その他部門 | 112.1 | 98.1 | 94.5 | -15.7% | -3.7% |
| | 運輸部門 | 207.2 | 194.2 | 191.5 | -7.6% | -1.4% |
| エネルギー以外 | 廃棄物処理部門 | 5.9 | 5.8 | 7.7 | 30.5% | 32.8% |
| | 農業部門 | 2.6 | 2.5 | 2.5 | -3.8% | 0.0% |
| | 代替フロン類 | 3.4 | 3.6 | 3.8 | 11.8% | 5.6% |
| 排出量合計 | | 1013.8 | 930.4 | 908.9 | -10.3% | -2.3% |

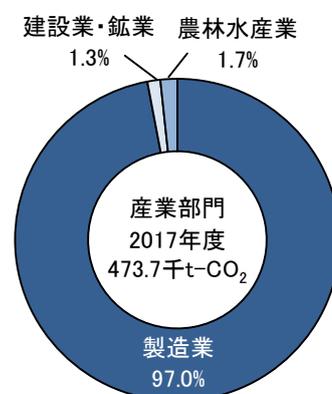
※統計データが過去に遡って数値が更新されたため、それに合わせて基準年度の数値を更新しています。

2-2 部門ごとの温室効果ガス排出量の状況（H29）

(1) エネルギー起源CO₂

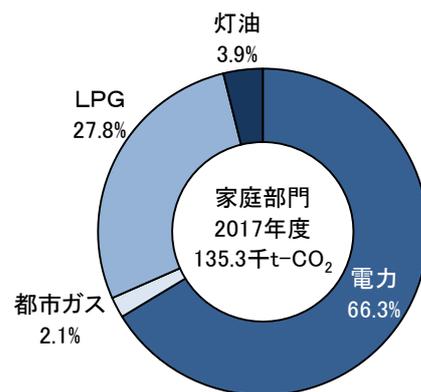
ア 産業部門

- 産業部門では、製造業（97.0%）が大部分を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より2.9%減少し、基準年度より11.6%減少しました。
- 特に製造業が大きく減少しており、製造業における省エネルギー対策の効果が継続していると考えられます。



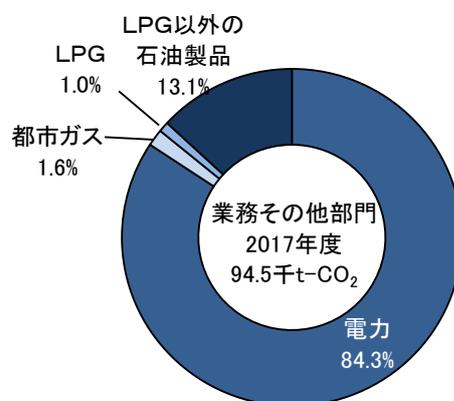
イ 家庭部門

- 家庭部門では、電力が66.3%を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より2.3%減少し、基準年度より7.8%減少しました。
- 特に電力が大きく減少しています。電力からの温室効果ガス排出量の減少は、供給元である電気事業者の排出係数（1kWh発電するために排出する温室効果ガス排出量）が減少したことも一つの要因です。また、世帯数が増加しているにも関わらず、家庭用電力消費量及び1世帯当たり電力消費量は年々減少していることから、家庭での省エネルギー対策が進んでいるものと考えられます。



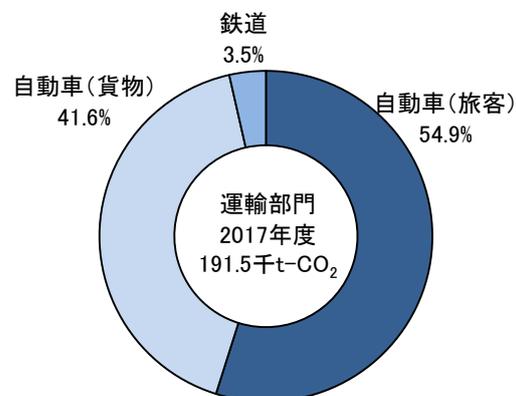
ウ 業務その他部門

- 業務その他部門では、電力が84.3%を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より3.7%減少し、基準年度より15.7%減少しました。
- 特に電力が大きく減少しています。電力からの排出量の減少は、電気事業者の排出係数の減少、従業者数の減少による効果が大いと考えられます。



エ 運輸部門

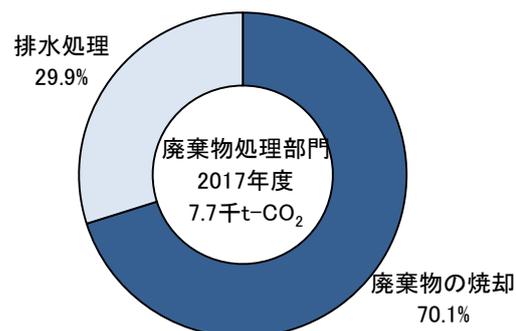
- 運輸部門では、自動車（旅客及び貨物）が96.5%を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より1.4%減少し、基準年度より7.6%減少しました。
- 特に自動車（旅客・貨物）が減少しました。自動車からの排出量の減少は、旅客自動車の低燃費車両への転換などの省エネルギー対策や、貨物自動車保有台数が年々減少傾向にあることが主な要因と考えられます。



(2) エネルギー起源CO₂以外

ア 廃棄物処理部門

- 廃棄物処理部門では、廃棄物の焼却が70.1%を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より32.7%増加し、基準年度より31.5%増加しました。
- 特に廃棄物の焼却が増加しました。廃棄物の焼却からの排出量の増加は、プラスチック類の燃えるごみへの混入量の増加によるものと考え



えられます。ただし、燃えるごみに占めるプラスチック類の割合は年変動が大きく、基準年度以降、増減を繰り返しています。

イ 農業部門

- 農業部門では、水田の使用が97.0%を占めています。
- 平成29（2017）年度の排出量は、前年度より1.8%減少し、基準年度より6.1%減少しました。
- 特に水田の使用が減少しました。水田の使用からの排出量の減少は、水稲の作付面積の減少によるものと考えられます。

